

資料目次

資料 1	教育学部組織改編図	P. 4
資料 2	共同教員養成課程・教育課程の編成	P. 6
資料 3	共同教員養成課程における養成する人材像及び3つのポリシーの相関 関係	P. 7
資料 4	専門教育科目	P. 8
資料 5	履修モデル	P. 26
資料 6	学修ポートフォリオ（佐賀大学）	P. 30
資料 7	教職カルテ（佐賀大学）	P. 34
資料 8	教育実習ガイドブック（抜粋）（熊本大学）	P. 39
資料 9	履修カルテシステム（熊本大学）	P. 44
資料 10	佐賀大学・熊本大学教育学部共同教員養成課程に係る科目の整理・名 称等	P. 51
資料 11	佐賀大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業に関する 要項	P. 53
資料 12	遠隔授業を実施する場合の留意事項（熊本大学）	P. 55
資料 13	実習施設一覧（佐賀大学）	P. 57
資料 14	佐賀大学教育学部と佐賀市教育委員会との教育実習及び教育実践フィ ールド演習に関する協定書	P. 63
資料 15	佐賀大学教育学部と佐賀市教育委員会との代用附属学校に関する協定 書	P. 64
資料 16	佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育 委員会における連携・協力協定書	P. 65
資料 17	実習施設一覧（熊本大学）	P. 66
資料 18	受入承諾書（熊本大学）	P. 75
資料 19	成績評価票（熊本大学）	P. 81
資料 20	国際教育実践プログラム（海外教育研修）実習施設一覧及び合意覚書 （熊本大学）	P. 85
資料 21	募集人員（佐賀大学）	P. 90
資料 22	募集人員（熊本大学）	P. 91
資料 23	学校推薦型選抜Ⅱ出願要件等（熊本大学）	P. 92
資料 24	各分野・講座の教員配置（熊本大学）	P. 97
資料 25	国立大学法人熊本大学教員選考基準	P. 99
資料 26	教育学部及び教育学研究科教員選考基準（熊本大学）	P. 102
資料 27	教育学部における主要授業科目に関する取扱要項（佐賀大学）	P. 108

資料 28	国立大学法人佐賀大学教育職員就業規程	P. 109
資料 29	国立大学法人佐賀大学教育職員定年規程	P. 113
資料 30	国立大学法人佐賀大学契約職員人事規程	P. 114
資料 31	佐賀大学教育学部に置く委員会等に関する規程	P. 120
資料 32	教員公募要領（佐賀大学）	P. 125
資料 33	佐賀県教育委員会と国立大学法人佐賀大学教育学部及び大学院学校教育学研究科との間における人事交流（附属学校園を除く）に関する協定書	P. 128
資料 34	佐賀大学教育学部教員審査基準（案）	P. 130
資料 35	佐賀大学本庄地区配置図	P. 133
資料 36	熊本大学黒髪北地区・京町地区配置図	P. 134
資料 37	佐賀大学教育学部利用教室等配置図	P. 136
資料 38	熊本大学教育学部利用教室等配置図	P. 147
資料 39	共同教員養成課程の運営体制	P. 166
資料 40	佐賀大学教授会規則及び佐賀大学教育学部教授会規程	P. 167
資料 41	国立大学法人佐賀大学教員会議規程	P. 170
資料 42	熊本大学教授会規則及び熊本大学教育学部教授会規則	P. 171
資料 43	教育学部教授会の下に設置する各種委員会	P. 176
資料 44	国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則	P. 177
資料 45	国立大学法人熊本大学大学評価会議規則	P. 180
資料 46	佐賀大学教育委員会運営内規、佐賀大学ティーチング・ポートフォリオ実施要項、佐賀大学ティーチング・ポートフォリオ実施要領	P. 183
資料 47	佐賀大学学士課程における教育の質保証に関する方針	P. 188
資料 48	佐賀大学学士課程における教育の質保証の推進に係るガイドライン	P. 189
資料 49	佐賀大学学生による授業評価実施要項	P. 191
資料 50	佐賀大学学生による授業評価結果を用いた授業改善実施要項	P. 193
資料 51	熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則	P. 194
資料 52	令和7年度教育学部におけるキャリアガイダンスの実施方法及び教育・指導内容	P. 197
資料 53	熊本大学学士課程教育に期待される学修成果	P. 200
資料 54	キャリア科目 17（熊本大学）	P. 201
資料 55	教職実践基礎セミナー（熊本大学）	P. 204
資料 56	第73回熊本大学教育学部体育祭概要	P. 206
資料 57	ものづくりフェア（熊本大学）	P. 208
資料 58	熊本・学びの最前線（熊本大学）	P. 209
資料 59	教育実践研究指導法演習（熊本大学）	P. 211

資料 60	教育臨床体験演習（熊本大学）	P. 212
資料 61	初等教育課題探究、小学校教科指導探究、実技系教科指導探究（熊本大学）	P. 213
資料 62	教職実践演習（熊本大学）	P. 216
資料 63	教員インターンシップ研修事業（熊本大学）	P. 218
資料 64	熊本大学教育学部における就職支援の取組の紹介	P. 219
資料 65	2・3 年次学生を対象とする教員採用試験対策講座（熊本大学）	P. 220
資料 66	4 年次学生を対象とする教員採用試験対策講座（熊本大学）	P. 221
資料 67	令和 6 年度教職フォーラム開催要項（熊本大学）	P. 222
資料 68	熊本大学教育学部厚生・就職委員会内規及び運営要項	P. 223
資料 69	学生支援相談室（熊本大学）	P. 226
資料 70	熊本大学進路支援委員会規則	P. 227
資料 71	熊本大学就活サポートガイド	P. 229
資料 72	熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター規則、熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター地域連携・教職支援部門専門委員会細則	P. 231
資料 73	熊本大学教育学部と熊本市教育委員会との連携協力に関する協定書、熊本大学教育学部と熊本市教育委員会との連携協力会議設置要綱	P. 235
資料 74	熊本大学教育学部と熊本県教育委員会との教育連絡協議会要項	P. 238
資料 75	福岡市・熊本大学教員養成にかかる連携・協力協定書	P. 240

(1) 佐賀大学

課程・コース・専攻				免許状			学生定員	内訳	
				卒業要件		取得可能			
学校教育課程	小中連携教育コース	初等教育主専攻	国語	小	中	幼	高	特	70
			社会	小	中	幼	高	特	
			数学	小	中	幼	高	特	
			理科	小	中	幼	高	特	
			英語	小	中	幼	高	特	
			音楽	小	中	幼	高	特	
			保健体育	小	中	幼	高	特	
			技術	小	中	幼	高	特	
			家庭	小	中	幼	高	特	
		中等教育主専攻	国語	小	中	幼	高	特	25
			社会	小	中	幼	高	特	
			数学	小	中	幼	高	特	
			理科	小	中	幼	高	特	
			英語	小	中	幼	高	特	
			音楽	小	中	幼	高	特	
			保健体育	小	中	幼	高	特	
			技術	小	中	幼	高	特	
			家庭	小	中	幼	高	特	
		小計							(95)
	幼小連携教育コース	幼小発達教育専攻	幼	小	中	高	特	25	
		特別支援教育専攻	特	小	幼	中	高		
計							120	120	



課程・コース・専攻				免許状			学生定員	内訳		
				卒業要件		取得可能				
共同教員養成課程	小中連携教育コース	小学校教育主専攻	国語	小	中	幼	高	特	120	70
			社会	小	中	幼	高	特		
			数学	小	中	幼	高	特		
			理科	小	中	幼	高	特		
			英語	小	中	幼	高	特		
			音楽	小	中	幼	高	特		
			保健体育	小	中	幼	高	特		
			技術	小	中	幼	高	特		
			家庭	小	中	幼	高	特		
			中学校教育主専攻	国語	小	中	幼	高		
		社会		小	中	幼	高	特		
		数学		小	中	幼	高	特		
		理科		小	中	幼	高	特		
		英語		小	中	幼	高	特		
		音楽		小	中	幼	高	特		
		保健体育		小	中	幼	高	特		
技術		小		中	幼	高	特			
家庭		小		中	幼	高	特			
小計								(95)		
教育支援探究コース	発達支援専攻		幼	小	中	高	特	25		
	特別支援教育専攻		特	小	幼	中	高			
計							120	120		

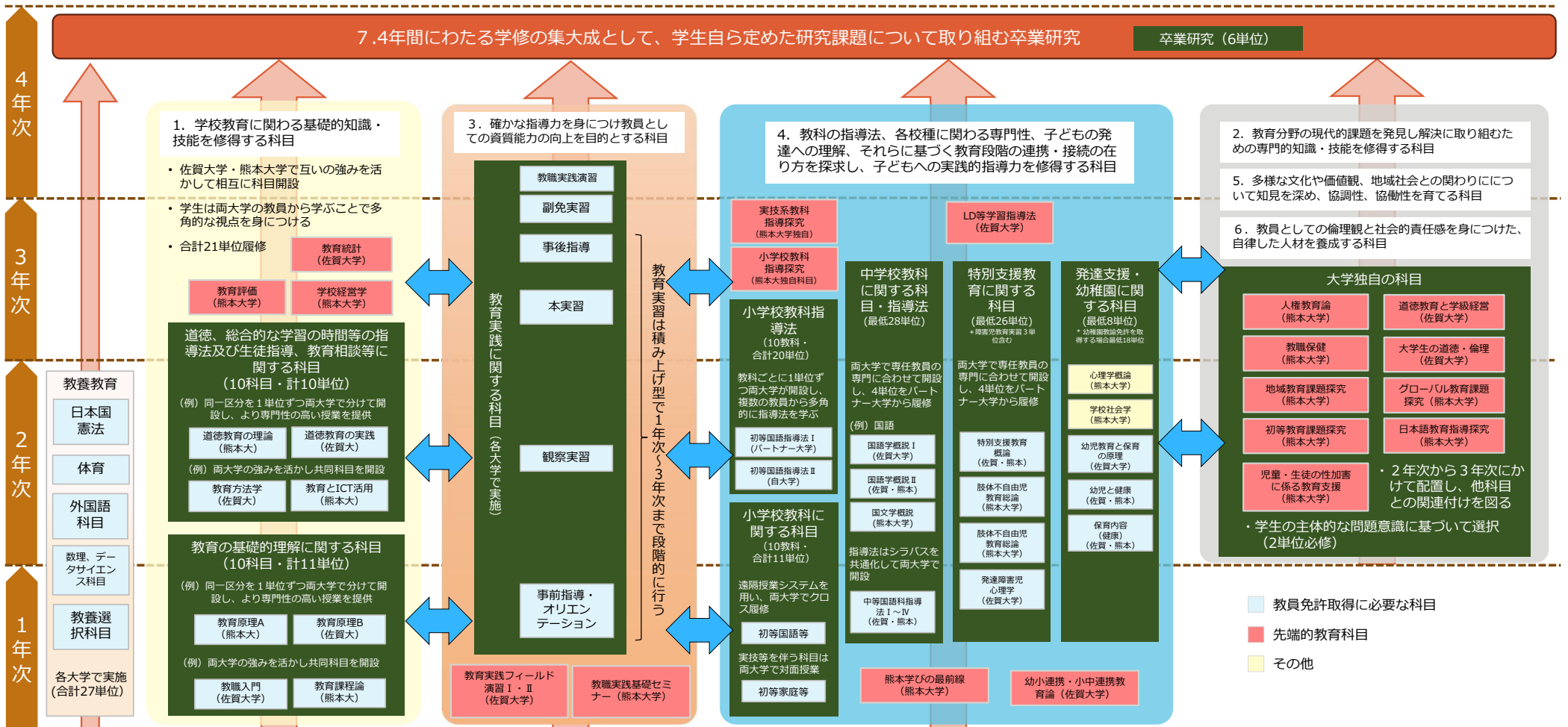
(2) 熊本大学

課程・コース・専攻				免許状		学生定員	内訳		
				卒業要件	取得可能				
学 校 教 育 教 員 養 成 課 程	初 等 ・ 中 等 教 育 教 員 二 科 専 攻	小学校専攻		小	幼 中 高 特	220	110		
		教科 に 関 す る 専 攻	国語専攻		中		幼 小 高 特	7	
			社会専攻		中		幼 小 高 特	7	
			数学専攻		中		幼 小 高 特	10	
			理科専攻		中		幼 小 高 特	10	
			英語専攻		中		幼 小 高 特	6	
			実 技 二 科 専 攻	音楽			中	幼 小 高 特	20
				美術			中	幼 小 高 特	
				保健体育			中	幼 小 高 特	
				技術			中	幼 小 高 特	
		家庭		中	幼 小 高 特				
		小計							(170)
特別支援教育コース		特	幼 小 中 高	20					
養護教育コース		養	中 高	30					
計						220	220		

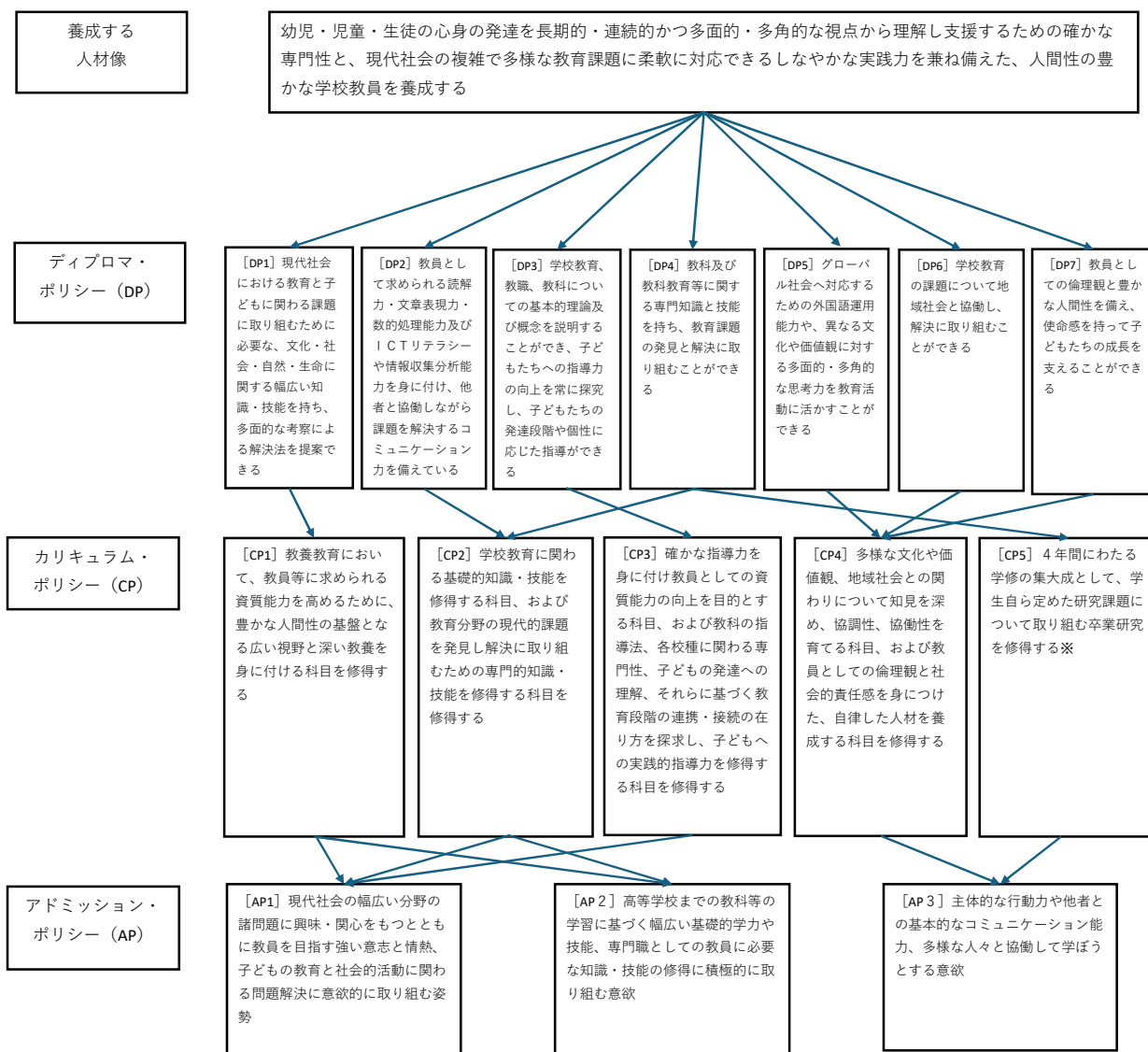
コース・専攻			免許状		学生定員	内訳
			卒業要件	取得可能		
共同教員 養成課程	小中連携 教育コース	小学校教育主免専攻	小 中	幼 高 特	140	64
		中学校教育主免専攻				42
		国語	小 中	幼 高 特		(6)
		社会	小 中	幼 高 特		(6)
		英語	小 中	幼 高 特		(6)
		数学	小 中	幼 高 特		(11)
		理科	小 中	幼 高 特		(7)
		保健体育	小 中	幼 高 特		(6)
	教育支援 探究コース	発達支援専攻	小	幼 中 高 特		16
		特別支援教育専攻	特 小	幼 中 高		18
養護教育 養成課程	養護教育 コース	養護教育専攻	養	中 高	30	30

-  一種免許状
 二種免許状
 一種免許状 又は 二種免許状
- 幼 幼稚園教諭
 小 小学校教諭
 中 中学校教諭
 高 高等学校教諭
 特 特別支援学校教諭
 養 養護教諭

共同教員養成課程・教育課程の編成



共同教員養成課程における養成する人材像及び3つのポリシーの相関関係



※[CP5]は卒業研究に関する記載であることから全ての項目と関連があるが、上記相関図は主要な関連性についてのみ記載する。

(1) 小中連携教育コース小学校教育主専攻の科目構成、単位数、配当年次

教育の基礎的理解に関する科目等						
授業科目の名称	主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
			必修	選択	自由	
教育原理A（理念及び思想）	○	熊本大学	1			1前
教育原理B（歴史・制度）	○	佐賀大学	1			1前
教職入門	○	佐賀大学	2			1後
現代の教育と社会A	○	熊本大学	1			1後
現代の教育と社会B	○	佐賀大学	1			1後
教育心理学A（学習）	○	佐賀大学	1			1前
教育心理学B（発達）	○	熊本大学	1			1前
特別支援教育の基礎	○	佐賀大学	1			3前
特別支援教育の展開	○	熊本大学	1			3前
教育課程論	○	熊本大学	1			2後
道德教育の理論	○	熊本大学	1			2後
道德教育の実践	○	佐賀大学	1			2後
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	○	熊本大学	2			2前
教育方法学	○	佐賀大学	1			2前
教育とICT活用	○	熊本大学	1			2前
生徒指導と学校カウンセリング	○	佐賀大学	2			2後
教育相談の理論及び方法	○	熊本大学	1			3前
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○	熊本大学	1			3前
事前・事後指導	○	熊本大学		1		3・4通
初等教育実習Ⅰ	○	熊本大学		2		3・4通
初等教育実習Ⅱ	○	熊本大学		2		3・4通
小学校教育実習Ⅰ	○	佐賀大学		3		3・4通
小学校教育実習Ⅱ	○	佐賀大学		2		3・4通
教職実践演習（小）	○	各大学	2			4通
卒業に必要な単位			23	7		
			30			

教科に関する専門的事項						
授業科目の名称	主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
			必修	選択	自由	
初等国語	○	各大学	1			2前
初等書写	○	各大学	1			2前
初等社会	○	各大学	1			2前
初等算数	○	各大学	1			2前
初等理科	○	各大学	1			2後
初等生活	○	各大学	1			2後
初等音楽	○	各大学	1			1前
小学音楽実技（ピアノ）		佐賀大学		1		1前
小学音楽実技（声楽）		佐賀大学		1		1前
初等図画工作	○	各大学	1			2後
初等家庭	○	各大学	1			1後
初等体育	○	各大学	1			2前
初等外国語	○	各大学	1			2後

教科の指導法						
授業科目の名称	主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
			必修	選択	自由	
初等国語科指導法Ⅰ	○	各大学	1			2後
初等国語科指導法Ⅱ	○	各大学	1			1後
初等社会科指導法Ⅰ	○	各大学	1			2後
初等社会科指導法Ⅱ	○	各大学	1			3前
初等算数科指導法Ⅰ	○	各大学	1			2後
初等算数科指導法Ⅱ	○	各大学	1			2後
初等理科指導法Ⅰ	○	各大学	1			2前
初等理科指導法Ⅱ	○	各大学	1			2後
初等生活科指導法Ⅰ	○	各大学	1			3前
初等生活科指導法Ⅱ	○	各大学	1			2後
初等音楽科指導法Ⅰ	○	各大学	1			2前
初等音楽科指導法Ⅱ	○	各大学	1			1後
初等図画工作科指導法Ⅰ	○	各大学	1			2前
初等図画工作科指導法Ⅱ	○	各大学	1			3前

初等家庭科指導法Ⅰ	○	各大学	1			1後
初等家庭科指導法Ⅱ	○	各大学	1			2前
初等体育科指導法Ⅰ	○	各大学	1			2後
初等体育科指導法Ⅱ	○	各大学	1			2後
初等外国語指導法Ⅰ	○	各大学	1			3前
初等外国語指導法Ⅱ	○	各大学	1			2前
卒業に必要な単位			(中学校、特別支援専攻は1)			

大学が独自に設定する科目						
授業科目の名称	主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
			必修	選択	自由	
教育実践フィールド演習Ⅰ		佐賀大学		2		1前
教育実践フィールド演習Ⅱ		佐賀大学		2		3前
教育実践研究指導法演習		熊本大学		2		2・3・4後
教育臨床体験演習		熊本大学		2		3前
教職実践基礎セミナー	○	熊本大学		2		1通
初等教育課題探究	○	熊本大学		1		3④
小学校教科指導探究（国語）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（社会）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（算数）	○	熊本大学		1		3①
小学校教科指導探究（理科）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（英語）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（音楽）	○	熊本大学		1		3①
小学校教科指導探究（図工）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（保健体育）	○	熊本大学		1		3①
小学校教科指導探究（家庭）	○	熊本大学		1		3②
実技系教科指導探究 ※1	○	熊本大学		1		3①
熊本・学びの最前線 ※2	○	熊本大学		2		1後
日本語教育指導探究 ※3	○	熊本大学		2		3前
地域教育課題探究 ※2	○	熊本大学		2		2後
グローバル教育課題探究 ※3	○	熊本大学		2		3後
幼小連携・小中連携教育論		佐賀大学		2		2後
LD等学習指導法		佐賀大学		2		3後
大学生の道徳・倫理		佐賀大学		2		3前
教育統計		佐賀大学		2		3後
人権教育論		熊本大学		2		3④
教職保健		熊本大学		2		3後
教育評価		熊本大学		2		3後
学校経営学		熊本大学		2		3後
児童・生徒の性的問題に係る教育支援		熊本大学		2		3後
卒業研究						
卒業研究	○	各大学	6			4通
卒業に必要な単位			6	6		
			地域枠及び国際枠入学者は			

- ※1 熊本大学で実技枠入学者は必修
 ※2 熊本大学で地域枠入学者は必修
 ※3 熊本大学で国際枠入学者は必修

(2) 小中連携教育コース中学校教育主専攻の科目構成、単位数、配当年次

教育の基礎的理解に関する科目等						
授業科目の名称	主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
			必修	選択	自由	
教育原理A（理念及び思想）	○	熊本大学	1			1前
教育原理B（歴史・制度）	○	佐賀大学	1			1前
教職入門	○	佐賀大学	2			1後
現代の教育と社会A	○	熊本大学	1			1後
現代の教育と社会B	○	佐賀大学	1			1後
教育心理学A（学習）	○	佐賀大学	1			1前
教育心理学B（発達）	○	熊本大学	1			1前
特別支援教育の基礎	○	佐賀大学	1			3前
特別支援教育の展開	○	熊本大学	1			3前
教育課程論	○	熊本大学	1			2後
道德教育の理論	○	熊本大学	1			2後
道德教育の実践	○	佐賀大学	1			2後
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	○	熊本大学	2			2前
教育方法学	○	佐賀大学	1			2前
教育とICT活用	○	熊本大学	1			2前
生徒指導と学校カウンセリング	○	佐賀大学	2			2後
教育相談の理論及び方法	○	熊本大学	1			3前
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○	熊本大学	1			3前
事前・事後指導	○	熊本大学		1		3通・4通
中等教育実習Ⅰ	○	熊本大学		2		3通・4通
中等教育実習Ⅱ	○	熊本大学		2		3通・4通
中学校教育実習Ⅰ	○	佐賀大学		3		3・4通
中学校教育実習Ⅱ	○	佐賀大学		2		3・4通
教職実践演習（中）	○	各大学	2			4通
卒業に必要な単位			23	7		
			30			

大学が独自に設定する科目						
授業科目の名称	主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
			必修	選択	自由	
教育実践フィールド演習Ⅰ		佐賀大学		2		1前
教育実践フィールド演習Ⅱ		佐賀大学		2		3前
教育実践研究指導法演習		熊本大学		2		2・3・4後
教育臨床体験演習		熊本大学		2		3前
教職実践基礎セミナー	○	熊本大学		2		1通
実技系教科指導探究 ※	○	熊本大学		1		3①
熊本・学びの最前線	○	熊本大学		2		1後
日本語教育指導探究	○	熊本大学		2		3前
地域教育課題探究	○	熊本大学		2		2後
グローバル教育課題探究	○	熊本大学		2		3後
幼小連携・小中連携教育論		佐賀大学		2		2後
L・D等学習指導法		佐賀大学		2		3後
大学生の道德・倫理		佐賀大学		2		3前
教育統計		佐賀大学		2		3後
人権教育論		熊本大学		2		3④
教職保健		熊本大学		2		3後
教育評価		熊本大学		2		3後
学校経営学		熊本大学		2		3後
児童・生徒の性的問題に係る教育支援		熊本大学		2		3後
卒業研究						
卒業研究	○	各大学	6			4通
卒業に必要な単位			6	4		
			10（実技系は11）			

※熊本大学で実技系入学者は必修

国語

教科に関する専門的事項						
授業科目の名称	主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
			必修	選択	自由	
国語学	国語学概説Ⅰ	○	佐賀大学	2		2前
	国語学概説Ⅱ	○	各大学	2		2後

	国語学概説Ⅲ		熊本大学		2		3前
	国語学演習Ⅰ		各大学		2		2後
	国語学演習Ⅱ		佐賀大学		2		3前
	国語学演習Ⅲ		佐賀大学		2		4前
	国語学特別演習Ⅰ		熊本大学		2		3後
	国語学特別演習Ⅱ		熊本大学		2		4後
国文学	国文学概説	○	熊本大学	2			2前
	国文学論		佐賀大学		2		2前
	国文学講義Ⅰ（古典）		熊本大学		2		2前
	国文学講義Ⅱ（近現代）		熊本大学		2		3前
	国文学講読（古典）		熊本大学		2		2後
	国文学演習Ⅰ		佐賀大学		2		2前
	国文学演習Ⅱ		佐賀大学		2		2後
	国文学演習Ⅲ		佐賀大学		2		3前
	国文学演習Ⅳ		佐賀大学		2		3後
	国文学特別演習Ⅰ（近現代）		熊本大学		2		3後
	国文学特別演習Ⅱ（近現代）		熊本大学		2		3後
漢文学	漢文学概説Ⅰ	○	佐賀大学	2			2後
	漢文学概説Ⅱ	○	熊本大学	2			3前
	漢文学演習Ⅰ		各大学		2		2前
	漢文学演習Ⅱ		佐賀大学		2		2後
	漢文学演習Ⅲ		佐賀大学		2		3後
	漢文学特別演習Ⅰ		熊本大学		2		3後
	漢文学特別演習Ⅱ		熊本大学		2		3後
書道	書写	○	各大学	2			1後
	書道Ⅰ		佐賀大学		2		1前
	書道Ⅱ		佐賀大学		2		1前
	書道Ⅲ		佐賀大学		2		2後
	書道Ⅳ		佐賀大学		2		2後
	書道史		佐賀大学		2		1後
	書論・鑑賞		佐賀大学		2		1後
教科の指導法							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
中等国語科指導法Ⅰ		○	各大学	2			2前
中等国語科指導法Ⅱ		○	各大学	2			2後
中等国語科指導法Ⅲ		○	各大学	2			3前
中等国語科指導法Ⅳ		○	各大学	2			3後
国語科教育学演習A			熊本大学		2		2後
国語科教育学演習B			熊本大学		2		3前
国語科教育学演習C			熊本大学		2		3後
国語科教育学演習D			熊本大学		2		3後

書道科教育法Ⅰ		佐賀大学		2		2後
書道科教育法Ⅱ		佐賀大学		2		3前
卒業に必要な単位			28（小学校は12）			

社会

教科に関する専門的事項							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
日本史・外国史	日本史概説	○	熊本大学	2			1前
	日本史特講Ⅰ（史料論）		熊本大学		2		3前
	日本史特講Ⅱ（近現代）		佐賀大学		2		1後
	日本史特講Ⅲ（近世史）		佐賀大学		2		2前
	日本史特講Ⅳ（中世史）		佐賀大学		2		2後
	日本史特講Ⅴ（古代史）		佐賀大学		2		2後
	世界史概説	○	各大学	2			1後
	世界史特講Ⅰ（中国史）		熊本大学		2		3前
	世界史特講Ⅱ（西洋史）		佐賀大学		2		2前
	世界史特講Ⅲ（東南アジア史）		佐賀大学		2		3後
	日本史演習Ⅰ（地域史調査）		熊本大学		2		3前
	日本史演習Ⅱ（中世文書）		熊本大学		2		3後
	日本史演習Ⅲ（荘園調査）		熊本大学		2		4前
	日本史演習Ⅳ（近世文書）		熊本大学		2		4後
	日本史演習Ⅴ		佐賀大学		2		3前
	日本史演習Ⅵ		佐賀大学		2		3後
	日本史調査実習		熊本大学		2		3後
	西洋史演習Ⅰ		佐賀大学		2		3前
	西洋史演習Ⅱ		佐賀大学		2		3後
	西洋史演習Ⅲ		佐賀大学		2		3前
	西洋史演習Ⅳ		佐賀大学		2		3後
地理学	人文地理学概説	○	熊本大学	2			1後
	自然地理学概説	○	佐賀大学	2			2前
	人文地理学特講		熊本大学		2		3前
	自然地理学特講Ⅰ		熊本大学		2		3後
	自然地理学特講Ⅱ		佐賀大学		2		2後
	地誌学概説	○	各大学	2			2前
	人文地理学演習Ⅰ		熊本大学		2		3前
	人文地理学演習Ⅱ		熊本大学		2		3後
	人文地理学演習Ⅲ		熊本大学		2		4前
	人文地理学演習Ⅳ		熊本大学		2		4後
	自然地理学演習Ⅰ		佐賀大学		2		3前
	自然地理学演習Ⅱ		佐賀大学		2		3後
	自然地理学演習Ⅲ		佐賀大学		2		3前
	自然地理学演習Ⅳ		佐賀大学		2		3後

	地理学調査実習		熊本大学		2		3後
法学・政治学	法律学概説	○	佐賀大学	2			1前
	法律学特講		佐賀大学		2		1後
	政治学概説Ⅰ		熊本大学		2		2後
	政治学概説Ⅱ		佐賀大学		2		1後
	政治学特講Ⅰ		熊本大学		2		3前
	政治学特講Ⅱ		佐賀大学		2		2前
	法学演習Ⅰ		佐賀大学		2		3前
	法学演習Ⅱ		佐賀大学		2		3後
	法学演習Ⅲ		佐賀大学		2		3前
	法学演習Ⅳ		佐賀大学		2		3後
	政治学演習Ⅰ		熊本大学		2		3前
	政治学演習Ⅱ		熊本大学		2		3後
	政治学演習Ⅲ		熊本大学		2		4前
	政治学演習Ⅳ		熊本大学		2		4後
	政治学調査実習		熊本大学		2		3後
社会学・経済学	経済学概説	○	熊本大学	2			2前
	社会学概説		佐賀大学		2		1前
	社会学特講		佐賀大学		2		1後
	地域社会学概説		熊本大学		2		2前
	社会人間学特講		熊本大学		2		2後
	経済学特講		熊本大学		2		3後
	経済学演習Ⅰ		熊本大学		2		3前
	経済学演習Ⅱ		熊本大学		2		3後
	経済学演習Ⅲ		熊本大学		2		4前
	経済学演習Ⅳ		熊本大学		2		4後
	地域調査実習		熊本大学		2		3後
哲学・倫理学・宗教学	倫理学概説	○	佐賀大学	2			1後
	哲学概説		佐賀大学		2		2前
	倫理学特講		佐賀大学		2		2前
	応用倫理学概説		熊本大学		2		2前
	応用倫理学特論		熊本大学		2		2後
	倫理学演習Ⅰ		佐賀大学		2		3前
	倫理学演習Ⅱ		佐賀大学		2		3後
	倫理学演習Ⅲ		佐賀大学		2		3前
	倫理学演習Ⅳ		佐賀大学		2		3後
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	社会科教育演習Ⅰ		熊本大学		2		3前
	社会科教育演習Ⅱ		熊本大学		2		3後
	社会科教育演習Ⅲ		熊本大学		2		4前
	社会科教育演習Ⅳ		熊本大学		2		4後
	社会科教育演習Ⅴ		熊本大学		2		3前

	社会科教育演習Ⅵ		熊本大学		2		3後
	社会科教育演習Ⅶ		熊本大学		2		4前
	社会科教育演習Ⅷ		熊本大学		2		4後
	中等社会科教育特講（租税教育論）		熊本大学		2		3後
教科の指導法							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
中等社会科指導法（社会・公民）Ⅰ		○	各大学	2			2前
中等社会科指導法（社会・地理歴史）Ⅰ		○	各大学	2			2後
中等社会科指導法（社会・公民）Ⅱ		○	各大学	2			3前
中等社会科指導法（社会・地理歴史）Ⅱ		○	各大学	2			3前
卒業に必要な単位				28（小学校は12）			

数学

教科に関する専門的事項							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
代数学	代数学基礎	○	佐賀大学		2		1前
	代数学序論	○	佐賀大学		2		1後
	代数学概論	○	熊本大学		2		2前
	代数学講義	○	各大学		2		2後
	代数学特論	○	熊本大学		2		3前
幾何学	幾何学序論	○	佐賀大学	2			1後
	幾何学概論	○	熊本大学		2		2前
	幾何学講義	○	各大学		2		2後
	幾何学特論	○	熊本大学		2		3前
解析学	解析学基礎	○	佐賀大学		2		1前
	解析学序論	○	各大学		2		1後
	解析学概論	○	各大学		2		2前
	解析学講義	○	各大学		2		2後
	解析学特論	○	熊本大学		2		3前
確率論・統計学	確率統計学基礎		佐賀大学		2		2前
	確率統計学	○	熊本大学	2			2後
コンピューター	コンピュータ	○	各大学	2			2前
	応用数学特論		熊本大学		2		3前
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	数学特論		佐賀大学		2		3後
	数学研究Ⅰ		佐賀大学		2		4前
	数学研究Ⅱ		佐賀大学		2		4後
	数学教育学研究Ⅰ		佐賀大学		2		4前
	数学教育学研究Ⅱ		佐賀大学		2		4後
教科の指導法							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
中等数学科指導法Ⅰ		○	各大学	2			2前
中等数学科指導法Ⅱ		○	各大学	2			2後
中等数学科指導法Ⅲ		○	各大学	2			3前

中等数学科指導法Ⅳ	○	各大学	2			3後
卒業に必要な単位			28 (小学校は12)			

理科

教科に関する専門的事項							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
物理学	基礎物理学A	○	佐賀大学	1			1前
	基礎物理学B	○	熊本大学	1			1後
	物理学概論Ⅰ		佐賀大学		2		1前
	物理学概論Ⅱ		佐賀大学		2		1後
	物理学Ⅰ		熊本大学		2		2前
	物理学Ⅱ		熊本大学		2		2後
	エネルギー科学		佐賀大学		2		3前
	量子物理		佐賀大学		2		3後
	基礎物理学演習		熊本大学		1		1後
化学	基礎化学A	○	佐賀大学	1			1前
	基礎化学B	○	熊本大学	1			1前
	化学概論Ⅰ		佐賀大学		2		1後
	化学概論Ⅱ		佐賀大学		2		2前
	化学Ⅰ		熊本大学		2		2前
	化学Ⅱ		熊本大学		2		3後
	物理化学		佐賀大学		2		3前
	無機・有機化学		佐賀大学		2		3後
生物学	基礎生物学A	○	佐賀大学	1			1後
	基礎生物学B	○	熊本大学	1			2後
	生物学概論Ⅰ		佐賀大学		2		1前
	生物学概論Ⅱ		佐賀大学		2		1後
	生物学Ⅰ		熊本大学		2		2後
	生物学Ⅱ		熊本大学		2		3前
	生命科学		佐賀大学		2		3前
	理科フィールド実習A		佐賀大学		2		1前
地学	基礎地学A	○	佐賀大学	1			1後
	基礎地学B	○	熊本大学	1			2後
	地学概論Ⅰ		佐賀大学		2		1後
	地学概論Ⅱ		佐賀大学		2		2前
	地学Ⅰ		熊本大学		2		2後
	地学Ⅱ		熊本大学		2		3前
	地球科学		佐賀大学		2		3後
	理科フィールド実習B		佐賀大学		2		1前
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	基礎物理学実験	○	佐賀大学		1		2前
	物理学実験A	○	熊本大学		1		3前
	物理学実験B		熊本大学		1		3前

	基礎化学実験	○	佐賀大学		1		2後
	化学実験A	○	熊本大学		1		3前
	化学実験B		熊本大学		1		3前
	基礎生物学実験	○	佐賀大学		1		2前
	生物学実験A	○	熊本大学		1		3前
	生物学実験B		熊本大学		1		3前
	基礎地学実験	○	佐賀大学		1		2後
	地学実験A	○	熊本大学		1		3前
	地学実験B		熊本大学		1		3前
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	理科基礎研究		熊本大学		1		3後
教科の指導法							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
中等理科指導法Ⅰ		○	各大学	2			2前
中等理科指導法Ⅱ		○	各大学	2			2後
中等理科指導法Ⅲ		○	各大学	2			3前
中等理科指導法Ⅳ		○	各大学	2			3後
理科教育実践入門			熊本大学		2		1後
卒業に必要な単位				28（小学校は12）			

音楽

教科に関する専門的事項							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
ソルフェージュ	ソルフェージュ基礎	○	各大学	1			1前
	ソルフェージュ応用A	○	佐賀大学		1		1後
	ソルフェージュ応用B	○	熊本大学		1		1後
	ソルフェージュ展開Ⅰ		佐賀大学		1		2前
	ソルフェージュ展開Ⅱ		佐賀大学		1		2後
声楽	声楽基礎Ⅰ（伝統的な歌唱を含む）	○	各大学	1			1前
	声楽基礎Ⅱ	○	佐賀大学		1		1後
	声楽基礎Ⅲ	○	熊本大学		1		1後
	声楽展開Ⅰ		佐賀大学		1		2前
	声楽基礎Ⅳ		熊本大学		1		2前
	声楽展開Ⅱ		佐賀大学		1		2後
	声楽基礎Ⅴ		熊本大学		1		2後
	声楽展開Ⅲ		佐賀大学		1		3前
	声楽実技Ⅰ		熊本大学		1		3前
	声楽展開Ⅳ		佐賀大学		1		3後
	声楽実技Ⅱ		熊本大学		1		3後
	声楽展開Ⅴ		佐賀大学		1		4前

	声楽課題研究		佐賀大学		1		4後
	合唱	○	各大学	1			2後
器楽	ピアノ基礎Ⅰ	○	各大学	1			1前
	ピアノ基礎Ⅱ	○	佐賀大学		1		1後
	ピアノ基礎Ⅲ	○	熊本大学		1		1後
	ピアノ展開Ⅰ		佐賀大学		1		2前
	ピアノ実技Ⅰ		熊本大学		1		2前
	ピアノ展開Ⅱ		佐賀大学		1		2後
	ピアノ実技Ⅱ		熊本大学		1		2後
	ピアノ展開Ⅲ		佐賀大学		1		3前
	ピアノ実技Ⅲ		熊本大学		1		3前
	ピアノ展開Ⅳ		佐賀大学		1		3後
	ピアノ実技Ⅳ		熊本大学		1		3後
	ピアノ展開Ⅴ		佐賀大学		1		4前
	ピアノ課題研究		佐賀大学		1		4後
	器楽基礎（和楽器を含む）	○	各大学	1			1後
	器楽展開		佐賀大学		1		2後
	日本伝統音楽実習		佐賀大学		1		3後
	器楽特別演習		佐賀大学		1		4前
	音楽実践課題研究		佐賀大学		1		4後
	合奏	○	各大学	1			2後
	伴奏法演習Ⅰ	○	各大学	2			3前
	伴奏法演習Ⅱ		佐賀大学		1		3後
指揮法	指揮法Ⅰ	○	佐賀大学	2			3前
	指揮法Ⅱ		佐賀大学		1		3後
音楽理論・作曲法・音楽史	音楽理論A	○	熊本大学		2		2前
	音楽基礎理論	○	佐賀大学		2		1前
	音楽理論BⅠ	○	熊本大学	2			1後
	音楽理論BⅡ		熊本大学		2		2後
	音楽史Ⅰ	○	熊本大学	2			1後
	音楽史Ⅱ		熊本大学		1		2後
	作曲法	○	熊本大学	2			2前
	作曲演習Ⅰ		熊本大学		2		3前
	作曲演習Ⅱ		熊本大学		2		3後
	音楽学演習Ⅰ		熊本大学		1		3前
	音楽学演習Ⅱ		熊本大学		1		3後
	日本・民族音楽概説	○	佐賀大学	2			2前
教科の指導法							
授業科目の名称			開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
中等音楽科指導法Ⅰ			○ 各大学	2			1後
中等音楽科指導法Ⅱ			○ 各大学	2			2前
中等音楽科指導法Ⅲ			○ 各大学	2			3前
中等音楽科指導法Ⅳ			○ 各大学	2			3後
卒業に必要な単位				28			

美術

教科に関する専門的事項				
授業科目の名称	主要授業	開設大学	単位数	配当

授業科目の名称		科目	開設大学	必修	選択	自由	年次
絵画	絵画基礎Ⅰ	○	熊本大学	2			1後
	絵画基礎Ⅱ		熊本大学		2		2前
	絵画演習Ⅰ		熊本大学		2		2後
	絵画演習Ⅱ		熊本大学		2		2前・3前
	絵画演習Ⅲ		熊本大学		2		2後・3後
彫刻	彫刻基礎	○	各大学	2			1前
	彫刻演習		佐賀大学		2		2前
デザイン	デザイン基礎Ⅰ	○	佐賀大学	2			1前
	デザイン基礎Ⅱ		佐賀大学		2		2前
	デザイン演習Ⅰ		佐賀大学		2		2後
	デザイン演習Ⅱ		佐賀大学		2		2前・3前
	デザイン演習Ⅲ		佐賀大学		2		2後・3後
工芸	工芸基礎	○	熊本大学	2			1前
	工芸演習		各大学		2		2後
美術理論・美術史	美術史概論	○	各大学	2			2前
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	造形実践演習		各大学		2		3前
教科の指導法							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
中等美術科指導法Ⅰ		○	各大学	2			2前
中等美術科指導法Ⅱ		○	各大学	2			2後
中等美術科指導法Ⅲ		○	各大学	2			2前
中等美術科指導法Ⅳ		○	各大学	2			2後
卒業に必要な単位				28			

体育

教科に関する専門的事項							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
体育実技	体づくり運動	○	各大学	1			2後
	器械運動	○	各大学	1			1通
	水泳	○	各大学	1			1前
	陸上競技	○	各大学	1			1通
	ゴール型球技	○	各大学	1			1後
	ネット型球技	○	各大学	1			1前
	ベースボール型球技		佐賀大学		1		1前
	ダンス	○	各大学	1			1通
	柔道	○	各大学	1			1後
	剣道		佐賀大学		1		1後
	ヘルスプロモーション実習		佐賀大学		1		1前
	野外活動		熊本大学		1		3通

体育原理・体育心理学・体育経営管理学・体育社会学・体育史・運動学（運動方法学を含む）	運動学（バイオメカニクスを含む）	○	佐賀大学	2			3前
	体育心理学	○	佐賀大学	2			2後
	体育原理	○	各大学		2		3前
	体育経営管理学	○	各大学		2		1前
	体育社会学	○	各大学		2		3前
	トレーニング科学		佐賀大学		2		1後
	ヘルスプロモーション演習		佐賀大学		2		1後
	保健体育科課題研究Ⅰ		熊本大学		2		3前
	保健体育科課題研究Ⅱ		熊本大学		2		3④
生理学	生理学（運動生理学を含む）	○	各大学	2			1前
	解剖学		佐賀大学		1		1前
	生理学実験・演習		熊本大学		2		2後
衛生学・公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	○	熊本大学	2			1前
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健	○	熊本大学	2			2前
	学校安全・救急処置		佐賀大学		2		3後
教科の指導法							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
中等保健体育科指導法Ⅰ		○	各大学	2			2前
中等保健体育科指導法Ⅱ		○	各大学	2			2後
中等保健体育科指導法Ⅲ		○	各大学	2			3前
中等保健体育科指導法Ⅳ		○	各大学	2			3後
卒業に必要な単位				28			

技術

教科に関する専門的事項							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
材料加工（実習を含む。）	木材加工Ⅰ（実習を含む）	○	熊本大学	1			3①
	木材加工Ⅱ	○	熊本大学	1			3②
	木材加工実習		熊本大学		2		3前
	製図Ⅰ（実習を含む）	○	佐賀大学	1			2③
	製図Ⅱ	○	佐賀大学	1			2④
	金属加工Ⅰ（実習を含む）	○	佐賀大学	1			2①
	金属加工Ⅱ	○	佐賀大学	1			2②
機械・電気（実習を含む。）	機械Ⅰ（実習を含む）	○	各大学	1			2①
	機械Ⅱ	○	各大学	1			2②
	機械実習		各大学		2		3前
	電気Ⅰ（実習を含む）	○	佐賀大学	1			2①
	電気Ⅱ	○	佐賀大学	1			2②
	電気実習		各大学		2		3前
生物育成	生物育成ⅠA（実習を含む）	○	佐賀大学		1		2①

	生物育成ⅡA	○	佐賀大学		1		2②
	生物育成ⅠB（実習を含む）	○	熊本大学		1		2③
	生物育成ⅡB	○	熊本大学		1		2④
	生物育成実習		熊本大学		2		2前
情報とコンピュータ	情報とコンピュータⅠ（実習を含む）	○	熊本大学	1			2①
	情報とコンピュータⅡ	○	熊本大学	1			2②
	情報とコンピュータ実習		熊本大学		2		2前
	プログラミング		佐賀大学		2		3前
職業指導	職業指導		熊本大学		2		3後
教科の指導法							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
中等技術科指導法Ⅰ		○	熊本大学	2			2前
中等技術科指導法Ⅱ		○	各大学	2			2後
中等技術科指導法Ⅲ		○	各大学	2			3前
中等技術科指導法Ⅳ		○	各大学	2			3後
工業科指導法Ⅰ			熊本大学		2		3前
工業科指導法Ⅱ			熊本大学		2		3前
卒業に必要な単位				28			

家庭

教科に関する専門的事項							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
家庭経営学 （家族関係学 及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学Ⅰ	○	各大学	1			3①
	家庭経営学Ⅱ		熊本大学		1		3②
	家庭経営学演習		熊本大学		2		3後
	家政学原論		熊本大学		2		2前
	家族関係学	○	熊本大学	2			2前
被服学（被服 実習を含む。）	被服学Ⅰ	○	佐賀大学	2			1後
	被服学Ⅱ		佐賀大学		2		2後
	被服学演習Ⅰ		佐賀大学		2		3前
	被服学演習Ⅱ		佐賀大学		2		3後
	被服実習	○	各大学	2			2前
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学Ⅰ	○	佐賀大学	2			1後
	食物学Ⅱ		各大学		2		2前
	食物学実験・実習Ⅰ	○	各大学	1			2後
	食物学実験・実習Ⅱ	○	各大学	1			2後
	食物学実験・実習Ⅲ		佐賀大学		2		3前
	食物学演習		佐賀大学		2		3後
住居学	住居学Ⅰ	○	各大学	2			2前
	住居学Ⅱ		各大学		2		3前
	住居学Ⅲ		熊本大学		2		3後
	住居計画学		各大学		2		3前
	住居学演習		佐賀大学		2		3後

保育学	保育学	○	熊本大学	2			2前
	保育学演習Ⅰ		佐賀大学		2		3後
	保育学演習Ⅱ		熊本大学		2		3後
教科の指導法							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
中等家庭科指導法Ⅰ		○	各大学	2			2前
中等家庭科指導法Ⅱ		○	各大学	2			2後
中等家庭科指導法Ⅲ		○	各大学	2			2後
中等家庭科指導法Ⅳ		○	各大学	2			3前
卒業に必要な単位				28			

英語

教科に関する専門的事項							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
				必修	選択	自由	
英語学	英語音声学	○	熊本大学	2			2前
	英語学	○	各大学	2			2前
	英語学演習	○	各大学		2		2後
	英語音声学演習	○	佐賀大学		1		1後
	第二言語習得論	○	佐賀大学		1		2後
	英文法演習	○	佐賀大学		1		3後
	英語学課題研究		熊本大学		2		3後
英語文学	英語文学概論	○	佐賀大学	2			3前
	英語文学演習Ⅰ	○	各大学		2		3前
	英語文学演習Ⅱ	○	各大学		2		3後
	英語文学講読Ⅰ	○	佐賀大学		2		1前
	英語文学講読Ⅱ	○	佐賀大学		2		1後
	英語文学特論	○	佐賀大学		2		3後
	英米文学課題研究		熊本大学		2		3後
英語コミュニケーション	英語コミュニケーション論	○	佐賀大学	2			1後
	英語アカデミックライティング	○	各大学		2		2後
	英会話	○	熊本大学		2		1後
	英語オーラルコミュニケーションⅠ	○	佐賀大学		1		1前
	英語オーラルコミュニケーションⅡ	○	佐賀大学		1		1後
	英語アカデミックスピーキングⅠ	○	佐賀大学		1		2前
	英語アカデミックスピーキングⅡ	○	佐賀大学		1		3前
異文化理解	異文化理解	○	熊本大学	2			3後
	英米文化事情Ⅰ		佐賀大学		2		2前
	異文化理解演習Ⅰ		佐賀大学		2		1後
	異文化理解論Ⅰ		佐賀大学		2		3後
	英米文化事情Ⅱ		佐賀大学		2		2後
	異文化理解演習Ⅱ		佐賀大学		2		2後
	異文化理解論Ⅱ		佐賀大学		2		3後
教科の指導法							
授業科目の名称		主要授業科目	開設大学	単位数			配当

授業科目の名称	科目	開設大学	必修	選択	自由	年次
中等英語科指導法Ⅰ	○	各大学	2			2前
中等英語科指導法Ⅱ	○	各大学	2			2後
中等英語科指導法Ⅲ	○	各大学	2			3前
中等英語科指導法Ⅳ	○	各大学	2			3後
英語科教育課題研究		熊本大学		2		3後
卒業に必要な単位			28（小学校は12）			

大学が独自に設定する科目						
授業科目の名称	主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
			必修	選択	自由	
教育実践フィールド演習Ⅰ		佐賀大学		2		1前
教育実践フィールド演習Ⅱ		佐賀大学		2		3前
教育実践研究指導法演習		熊本大学		2		2・3・4後
教育臨床体験演習		熊本大学		2		3前
教職実践基礎セミナー	○	熊本大学		2		1通
初等教育課題探究	○	熊本大学		1		3④
小学校教科指導探究（国語）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（社会）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（算数）	○	熊本大学		1		3①
小学校教科指導探究（理科）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（英語）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（音楽）	○	熊本大学		1		3①
小学校教科指導探究（図工）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（保健体育）	○	熊本大学		1		3①
小学校教科指導探究（家庭）	○	熊本大学		1		3②
実技系教科指導探究 ※	○	熊本大学		1		3①
熊本・学びの最前線	○	熊本大学		2		1後
日本語教育指導探究	○	熊本大学		2		3前
地域教育課題探究	○	熊本大学		2		2後
グローバル教育課題探究	○	熊本大学		2		3後
幼小連携・小中連携教育論		佐賀大学		2		2後
LD等学習指導法		佐賀大学		2		3後
大学生の道徳・倫理		佐賀大学		2		3前
教育統計		佐賀大学		2		3後
人権教育論		熊本大学		2		3④
教職保健		熊本大学		2		3後
教育評価		熊本大学		2		3後
学校経営学		熊本大学		2		3後
児童・生徒の性的問題に係る教育支援		熊本大学		2		3後
卒業研究						
卒業研究	○	各大学	6			4通
卒業に必要な単位			6	4		
			10（保健体育科は11）			

※保健体育科は必修

(3) 教育支援探究コースの科目構成、単位数、配当年次

教育の基礎的理解に関する科目等						
授業科目の名称	主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
			必修	選択	自由	
教育原理A（理念及び思想）	○	熊本大学	1			1前
教育原理B（歴史・制度）	○	佐賀大学	1			1前
教職入門	○	佐賀大学	2			1後
現代の教育と社会A	○	熊本大学	1			1後
現代の教育と社会B	○	佐賀大学	1			1後
教育心理学A（学習）	○	佐賀大学	1			1前
教育心理学B（発達）	○	熊本大学	1			1前
特別支援教育の基礎	○	佐賀大学	1			3前
特別支援教育の展開	○	熊本大学	1			3前
教育課程論	○	熊本大学	1			2後
道德教育の理論	○	熊本大学	1			2後
道德教育の実践	○	佐賀大学	1			2後
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	○	熊本大学	2			2前
教育方法学	○	佐賀大学	1			2前
教育とICT活用	○	熊本大学	1			2前
生徒指導と学校カウンセリング	○	佐賀大学	2			2後
教育相談の理論及び方法	○	熊本大学	1			3前
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○	熊本大学	1			3前
事前・事後指導	○	熊本大学		1		3通・4通
初等教育実習Ⅰ	○	熊本大学		2		3通・4通
初等教育実習Ⅱ	○	熊本大学		2		3通・4通
小学校教育実習Ⅰ	○	佐賀大学		3		3・4通
小学校教育実習Ⅱ	○	佐賀大学		2		3・4通
卒業に必要な単位			21	7		
			28			

発達支援に関する科目

教育学・心理学に関する科目						
授業科目の名称	主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
			必修	選択	自由	
教育制度	日本とアメリカの教育改革	佐賀大学		2		2前
	教育制度	熊本大学		2		2後
	教育制度特殊講義	熊本大学		2		3前
	教育制度演習	熊本大学		2		4前
教育社会学	学校社会学	熊本大学		2		2前
	教育社会学特殊講義	熊本大学		2		3前
	教育社会学演習	熊本大学		2		4前
社会教育	生涯学習概論	熊本大学		2		1前
	社会教育演習	熊本大学		2		2前
	生涯学習支援論Ⅰ	熊本大学		2		3後
	生涯学習支援論Ⅱ	熊本大学		2		3前
	社会教育経営論Ⅰ	熊本大学		2		4前
	社会教育経営論Ⅱ	熊本大学		2		3前
	社会教育実習	熊本大学		1		4後
教育哲学	教育哲学	熊本大学		2		3前
	教育哲学特殊講義	熊本大学		2		3後
	教育哲学演習	熊本大学		2		4前
道德教育	道德教育と学級経営	佐賀大学		2		3後
	道德教育方法論	熊本大学		2		3前
	道德教育特殊講義	熊本大学		2		2前
	道德教育演習	熊本大学		2		4前
心理学基礎	心理学概論	各大学		2		1前
	心理学の研究法	佐賀大学		2		3後
	心理学統計法	熊本大学		2		2前
	心理学実験	熊本大学		2		2後
	心理的アセスメント	熊本大学		2		3後
教育・発達心理学	教育・学校心理学	熊本大学		2		2後
	教育・学校心理学演習	熊本大学		2		3前
	発達心理学	熊本大学	2			2前
	発達心理学演習	熊本大学		2		3後
臨床心理学	臨床心理学概論	熊本大学		2		2前
	心理学的支援法	熊本大学		2		4前
	感情・人格心理学	熊本大学		2		3前
	臨床心理学演習	熊本大学		2		3後
	家族支援の心理学	佐賀大学		2		3後
応用心理学	社会・集団・家族心理学	熊本大学		2		3前
	産業・組織心理学	熊本大学		2		3後
幼小発達教育に関する科目						
幼小発達教育	保育観察実習	佐賀大学		2		2前

	子どもの支援Ⅰ 特別支援教育基礎論	○	佐賀大学 各大学	2	2		1通 1前
領域に関する 専門的事項	幼児と健康 幼児と人間関係 幼児と環境 幼児と言葉 幼児と表現Ⅰ 幼児と表現Ⅱ		各大学 各大学 各大学 各大学 各大学 各大学		1 1 1 1 1 1		2前 1後 1後 1後 1後 2前
保育内容の指 導法（情報機 器及び教材の 活用を含 む。）	保育内容（健康） 保育内容（環境） 保育内容（人間関係） 保育内容（言葉） 保育内容（表現Ⅰ） 保育内容（表現Ⅱ） 保育表現演習Ⅰ（言語表現） 保育表現演習Ⅱ（運動表現） 保育表現演習Ⅲ（造形表現） 保育表現演習Ⅳ（リズム表現）		各大学 各大学 各大学 各大学 各大学 各大学 佐賀大学 佐賀大学 佐賀大学 佐賀大学		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		2前 1後 1後 1後 1後 2前 2前 2前 2前 2前
教育の理念並 びに教育に関 する歴史及び 思想	幼児教育と保育の原理	○	佐賀大学	2			1前
幼児理解の理 論及び方法	幼児理解の理論と方法		各大学		2		2前
卒業に必要な単位				6	2		
					8		

特別支援教育に関する科目

教育の基礎的理解に関する科目等							
授業科目の名称		主要授業 科目	開設大学	単位数			配当 年次
				必修	選択	自由	
特別支援教育 の基礎理論に 関する科目 （第一欄）	特別支援教育基礎論	○	各大学	2			1前
	特別支援教育研究法		熊本大学		2		3前
特別支援教育 領域に関する 科目（第二 欄）	知的障害児の心理・生理・病理	○	各大学	2			2前
	肢体不自由児の心理・生理・病理	○	熊本大学	1			1後
	病弱児の心理・生理・病理	○	佐賀大学	1			2前
	知的障害児指導法	○	各大学	2			3前
	知的障害児アセスメント論	○	各大学	2			3前
	肢体不自由児教育総論	○	熊本大学	1			1後
	肢体不自由児指導法	○	熊本大学	2			2前
	病弱児教育総論	○	各大学	1			2前
	病弱児指導法	○	各大学	2			2後
免許状に定め られることと なる特別支援 教育領域以外 の領域に関す る科目（第三 欄）	知的障害児教育総論	○	各大学	2			1後
	発達障害児脳科学論	○	佐賀大学	1			3後
	視覚障害児の心理・生理・病理		佐賀大学		2		1前
	聴覚障害児の心理・生理・病理		佐賀大学		2		3後
	障害児行動分析学		熊本大学		2		3後
	発達障害児教育総論	○	佐賀大学	2			2後
	重複障害児教育総論	○	各大学	2			2後
	ギフテッド・2E教育論		佐賀大学		2		4前

心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（第四欄）	障害児教育実習	○	各大学	3			3後
卒業に必要な単位				26			
					26		

大学が独自に設定する科目						
授業科目の名称	主要授業科目	開設大学	単位数			配当年次
			必修	選択	自由	
教育実践フィールド演習Ⅰ		佐賀大学		2		1前
教育実践フィールド演習Ⅱ		佐賀大学		2		3前
教育実践研究指導法演習		熊本大学		2		2・3・4後
教育臨床体験演習		熊本大学		2		3前
教職実践基礎セミナー	○	熊本大学		2		1通
初等教育課題探究	○	熊本大学		1		3④
小学校教科指導探究（国語）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（社会）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（算数）	○	熊本大学		1		3①
小学校教科指導探究（理科）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（英語）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（音楽）	○	熊本大学		1		3①
小学校教科指導探究（図工）	○	熊本大学		1		3②
小学校教科指導探究（保健体育）	○	熊本大学		1		3①
小学校教科指導探究（家庭）	○	熊本大学		1		3②
実技系教科指導探究	○	熊本大学		1		3①
熊本・学びの最前線	○	熊本大学		2		1後
日本語教育指導探究	○	熊本大学		2		3前
地域教育課題探究	○	熊本大学		2		2後
グローバル教育課題探究	○	熊本大学		2		3後
幼小連携・小中連携教育論		佐賀大学		2		2後
LD等学習指導法		佐賀大学		2		3後
大学生の道徳・倫理		佐賀大学		2		3前
教育統計		佐賀大学		2		3後
人権教育論		熊本大学		2		3④
教職保健		熊本大学		2		3後
教育評価		熊本大学		2		3後
学校経営学		熊本大学		2		3後
児童・生徒の性的問題に係る教育支援		熊本大学		2		3後
卒業研究						
卒業研究	○	各大学	6			4通

共同教員養成課程小中連携教育コース小学校教育主専攻に所属し、副免許として中学校（教科）（例：国語）の取得を希望する場合の履修モデル

年次	学期	教養教育	専門教育								卒業研究等
			教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する 科目 【6単位選択必修】※1 ※2	教科及び教科の指導法に関する科目				
			教育の基礎的理解 に関する科目【必修】	道徳、総合的な学習の時間 等に関する科目【必修】	教育実践に関する科目 【必修】		教科に関する専門的事 項（小学校） 【必修】	教科の指導法（小学 校） 【必修】	教科に関する専門 的事項（中学校）	教科の指導法 （中学校）	
1	前	外国語科目 情報科目 教養科目 体育・スポーツ科学科目	教育原理A 教育原理B 教育心理学A 教育心理学B		実習オリエンテーション 観察実習	【必修】教職実践基礎セミナー	初等音楽				
	後		教職入門 現代の教育と社会A 現代の教育と社会B		熊本・学びの最前線	初等家庭	初等国語科指導法Ⅱ 初等音楽科指導法Ⅱ 初等家庭科指導法Ⅰ				
2	前			特別活動及び総合的な学習の 時間の指導法 教育方法学 教育とICT活用	実習オリエンテーション 体験実習		初等国語 初等算数 初等社会 初等体育 初等書写	初等理科指導法Ⅰ 初等音楽科指導法Ⅰ 初等図画工作科指導法Ⅰ 初等外国語科指導法Ⅱ 初等家庭科指導法Ⅱ 初等国語科指導法Ⅰ	国語に関する専門的事項	中等国語科指導法Ⅰ	
	後		教育課程論	道徳教育の理論 道徳教育の実践 生徒指導と学校カウンセリ ング		【先端科目】教育統計	初等理科 初等生活 初等図画工作 初等外国語	初等理科指導法Ⅰ 初等算数科指導法Ⅰ・Ⅱ 初等理科指導法Ⅱ 初等体育科指導法Ⅰ・Ⅱ 初等生活科指導法Ⅱ	国語に関する専門的事項	中等国語科指導法Ⅱ	
3	前		特別支援教育の基礎 特別支援教育の展開	教育相談の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法	実習オリエンテーション 初等教育実習（附属小学 校）	【必修】小学校教科指導探 究 教育臨床体験演習		初等図画工作科指導法Ⅱ 初等社会科指導法Ⅱ 初等生活科指導法Ⅰ 初等外国語指導法Ⅰ	国語に関する専門的事項	中等国語科指導法Ⅲ	
	後				初等教育実習（協力小学 校）	【必修】初等教育課題探究 教育実践研究指導法演習 人権教育論 教育評価 学校経営学			国語に関する専門的事項	中等国語科指導法Ⅳ	
4	前				実習オリエンテーション 副実習（附属中学校） 事後指導 教職実践演習（幼・小・ 中・高）						卒業研究
	後				教職実践演習（幼・小・ 中・高）	教職保健					
計 128/124単位		27	11	10	7 副免許2	6	11	20	副免許20	副免許8	6

※1 選択必修6単位のうち、パートナー大学の先端科目から2単位選択必修。

※2 地域枠及び国際枠は10

共同教員養成課程小中連携教育コース中学校教育主専攻に所属し、副免許として小学校を取得する場合の履修モデル

年次	学期	教養教育	専門教育								
			教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する 科目 【6単位選択必修】※1	教科及び教科の指導法に関する科目				卒業研究等
			教育の基礎的理解 に関する科目【必修】	道徳、総合的な学習の時間 等に関する科目【必修】	教育実践に関する科目 【必修】		教科に関する専門的 事項（中学校） 【必修】	教科の指導法 （中学校）【必修】	教科に関する専門 的事項（小学校）	教科の指導法 （小学校）	
1	前	外国語科目 情報科目 教養科目 体育・スポーツ科学科目	教育原理A 教育原理B 教育心理学A 教育心理学B		実習オリエンテーション 観察実習	教職実践基礎セミナー	各教科に関する専門的事項		初等音楽		
	後		教職入門 現代の教育と社会A 現代の教育と社会B		熊本・学びの最前線	各教科に関する専門的事項		初等家庭	初等国語科指導法Ⅱ 初等音楽科指導法Ⅱ 初等家庭科指導法Ⅰ		
2	前			特別活動及び総合的な学習の 時間の指導法 教育方法学 教育とICT活用	実習オリエンテーション 体験実習		各教科に関する専門的事項	各教科の指導法Ⅰ	初等国語 初等算数 初等社会 初等体育 初等書写	初等理科指導法Ⅰ 初等音楽科指導法Ⅰ 初等図画工作科指導法Ⅰ 初等国語科指導法Ⅱ 初等家庭科指導法Ⅱ 初等国語科指導法Ⅰ	
	後		教育課程論	道徳教育の理論 道徳教育の実践 生徒指導と学校カウンセリング		【先端科目】教育統計	各教科に関する専門的事項	各教科の指導法Ⅱ	初等理科 初等生活 初等図画工作 初等外国語	初等社会科指導法Ⅰ 初等算数科指導法Ⅰ・Ⅱ 初等理科指導法Ⅱ 初等体育科指導法Ⅰ・Ⅱ 初等生活科指導法Ⅱ	
3	前		特別支援教育の基礎 特別支援教育の展開	教育相談の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法	実習オリエンテーション 中等教育実習（附属中学校）	小学校教科指導探究 教育臨床体験演習	各教科に関する専門的事項	各教科の指導法Ⅲ		初等図画工作科指導法Ⅱ 初等社会科指導法Ⅱ 初等生活科指導法Ⅰ 初等外国語指導法Ⅰ	
	後				中等教育実習（協力中学校）	初等教育課題探究 教育実践研究指導法演習 人権教育論 教育評価 学校経営学	各教科に関する専門的事項	各教科の指導法Ⅳ			
4	前				実習オリエンテーション 副実習（附属小学校） 事後指導 教職実践演習（幼・小・中・ 高）						卒業研究
	後				教職実践演習（幼・小・中・ 高）	教職保健					
計 128/124単位		27	11	10	7 副免許2	6	20	8	11	20	6

※1 選択必修6単位のうち、バートナー大学の先端科目から2単位選択必修。

共同教員養成課程教育支援探究コース特別支援教育専攻（教育学）に所属し、基礎免許として小学校を取得する場合の履修モデル

年次	学期	教養教育	専門教育									
			教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する 科目 【6単位選択必修】※1	発達支援に関する科目		教科及び教科の指導法に関する科目		卒業研究等	
			教育の基礎的理解 に関する科目【必修】	道徳、総合的な学習の時間 等に関する科目【必修】	教育実践に関する科目 【必修】		教育学・心理学に 関する科目	幼小発達教育に関す る科目	教科に関する専門的事 項（小学校） 【必修】	教科の指導法（小 学校） 【必修】		
1	前	外国語科目 情報科目 教養科目 体育・スポーツ科学科目	教育原理A 教育原理B 教育心理学A 教育心理学B		実習オリエンテーション 観察実習	教職実践基礎セミナー	生涯学習概論	【必修】特別支援教育基礎 論 【必修】幼児教育と保育の 原理	初等音楽			
	後		教職入門 現代の教育と社会A 現代の教育と社会B			熊本・学びの最前線	幼児と人間関係 幼児と環境 幼児と言葉 幼児と表現Ⅰ 保育内容（環境） 保育内容（人間関係） 保育内容（言葉） 保育内容（表現Ⅰ）	初等家庭	初等国語科指導法Ⅱ 初等音楽科指導法Ⅱ 初等家庭科指導法Ⅰ			
2	前			特別活動及び総合的な学習の 時間の指導法 教育方法学 教育とICT活用	実習オリエンテーション 体験実習		【必修】発達心理学 学校社会学 社会教育演習	幼児理解の理論と方法 幼児と健康 幼児と表現Ⅱ 保育内容（健康） 保育内容（表現Ⅱ）	初等国語 初等算数 初等社会 初等体育 初等書写	初等理科指導法Ⅰ 初等音楽科指導法Ⅰ 初等図画工作科指導法Ⅰ 初等外国語科指導法Ⅱ 初等家庭科指導法Ⅱ		
	後		教育課程論	道徳教育の理論 道徳教育の実践 生徒指導と学校カウンセリ ング		【先端科目】教育統計		初等理科 初等生活 初等図画工作 初等外国語	初等国語科指導法Ⅰ 初等社会科指導法Ⅰ 初等算数科指導法Ⅰ・Ⅱ 初等理科指導法Ⅱ 初等体育科指導法Ⅰ・Ⅱ 初等生活科指導法Ⅱ			
3	前		特別支援教育の基礎 特別支援教育の展開	教育相談の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法	実習オリエンテーション 初等教育実習（附属小学 校）	小学校教科指導探究 教育臨床体験演習	生涯学習支援論Ⅱ 社会教育経営論Ⅱ			初等図画工作科指導法Ⅱ 初等社会科指導法Ⅱ 初等生活科指導法Ⅰ 初等外国語指導法Ⅰ		
	後				初等教育実習（協力小学 校）	初等教育課題探究 教育実践研究指導法演習 人権教育論 教育評価 学校経営学	生涯学習支援論Ⅰ 人権教育論					
4	前				事後指導 教職実践演習（幼・小・ 中・高）		社会教育経営論Ⅰ				卒業研究	
	後				教職実践演習（幼・小・ 中・高）	教職保健	社会教育実習					
計 135/124単位			27	11	10	基礎免許7	6	19	18	基礎免許11	基礎免許20	6

※1 選択必修6単位のうち、パートナー大学の先端科目から2単位選択必修。

共同教員養成課程教育支援探究コース特別支援教育専攻に所属し、基礎免許として小学校を取得する場合の履修モデル

年次	学期	教養教育	専門教育								
			教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する 科目 【6単位選択必修】※1	特別支援教育に関する科目		教科及び教科の指導法に関する科目		卒業研究等
			教育の基礎的理解に 関する科目【必修】	道徳、総合的な学習の時間 等に関する科目【必修】	教育実践に関する科目 【必修】		基礎理論及び領域 に関する科目	免許状以外の領域に 関する科目	教科に関する専門的事 項（小学校） 【必修】	教科の指導法（小学 校） 【必修】	
1	前	外国語科目 情報科目 教養科目 体育・スポーツ科学科目	教育原理A 教育原理B 教育心理学A 教育心理学B		実習オリエンテーション 観察実習	教職実践基礎セミナー	特別支援教育基礎論		初等音楽		
	後		教職入門 現代の教育と社会A 現代の教育と社会B			熊本・学びの最前線	知的障害児教育総論 肢体不自由児教育総論 肢体不自由児の心理・生 理・病理		初等家庭	初等国語科指導法Ⅱ 初等音楽科指導法Ⅱ 初等家庭科指導法Ⅰ	
2	前			特別活動及び総合的な学習の 時間の指導法 教育方法学 教育とICT活用	実習オリエンテーション 体験実習		知的障害児の心理・生 理・病理 肢体不自由児指導法 病弱児教育総論 病弱児の心理・生理・病 理		初等国語 初等算数 初等社会 初等体育 初等書写	初等理科指導法Ⅰ 初等音楽科指導法Ⅰ 初等図画工作科指導法Ⅰ 初等外国語科指導法Ⅱ 初等家庭科指導法Ⅱ	
	後		教育課程論	道徳教育の理論 道徳教育の実践 生徒指導と学校カウンセリ ング		【先端科目】教育統計	病弱児指導法	発達障害児教育総論 重複障害児教育総論	初等理科 初等生活 初等図画工作 初等体育科指導法Ⅰ・Ⅱ 初等外国語	初等国語科指導法Ⅰ 初等社会科指導法Ⅰ 初等算数科指導法Ⅰ・Ⅱ 初等理科指導法Ⅱ 初等体育科指導法Ⅰ・Ⅱ 初等生活科指導法Ⅱ	
3	前		特別支援教育の基礎 特別支援教育の展開	教育相談の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法	実習オリエンテーション 初等教育実習（附属小学校）	小学校教科指導探究 教育臨床体験演習	知的障害児指導法 知的障害児アセスメント 論	障害児行動分析学		初等図画工作科指導法Ⅱ 初等社会科指導法Ⅱ 初等生活科指導法Ⅰ 初等外国語指導法Ⅰ	
	後					初等教育課題探究 教育実践研究指導法演習 人権教育論 教育評価 学校経営学		発達障害児脳科学論			
4	前				実習オリエンテーション 障害児教育実習 初等教育実習（附属小学校） 事後指導 教職実践演習（幼・小・中・ 高）						卒業研究
	後				教職実践演習（幼・小・中・ 高）	教職保健					
計 126/124単位		27	11	10	3 基礎免許7	6	18	7	基礎免許11	基礎免許20	6

※1 選択必修6単位のうち、パートナー大学の先端科目から2単位選択必修。

menu

NO IMAGE

学生情報詳細

履修情報詳細

目標・評価

< 前の学生

1 / 1 件

次の学生 >

目標・評価

ラーニング・ポートフォリオ

参照シート：2024年度後期

提出状況

シート種類：目標 評価

目標：教員確認済

確認日時：

目標

目標・計画

今学期の学修目標を設定しましょう。前学期の自己評価や学士力の獲得状況などを参考に、伸長を目指す学士力番号を1つ以上選択し、それに対する具体的な行動レベルでの学修目標を記入しましょう。

(記入例)

学士力1(3)に関して、専門必修科目の「●●」を受講し●●分野の基礎的な知識を身に付けることを目標として、80点以上の成績を目指す。また、学士力3(3)については、「社会の守るべき規範」として前の学期で不十分であった出席や提出物の期限を守ることを徹底する。

学士力番号	
目標・計画	

数値目標

目標領域 全領域

目標

前回目標

前回自己評価

設置等の趣旨 (資料) - 30

目標領域	前回		今回目標
	目標	自己評価	
A 1.基礎的な知識と技能			
B 2.課題発見・解決能力			
C 3.個人と社会の持続的発展を支える力			

<
BACK

^
TOP

学生一覧へ戻る

menu

タイムアウトまであと 28:42

ログアウト

NO IMAGE

学生情報詳細

履修情報詳細

目標・評価

< 前の学生

1 / 1 件

次の学生 >

目標・評価

ラーニング・ポートフォリオ

参照シート :

2024年度後期

シート種類 :

目標

評価

提出状況

評価 :

教員確認済

確認日時 :

成果

目標領域

全領域

達成度

A

10

達成度

評価

A

10

9

8

7

目標

自己評価

BACK

TOP

目標領域	達成度	目標	自己評価
A 1.基礎的な知識と技能	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
B 2.課題発見・解決能力			
C 3.個人と社会の持続的発展を支える力			

振り返り

自己評価

学期開始時に設定した目標に対して、その達成状況など自己評価を記入してください。また、目標以外に、大学での学修を通して身につけたことについて、学士力番号も併せて記入してください。

（記入例）

今学期は基礎学力の定着のために、「英語A」と専門基礎科目に力を入れて取り組んだ。どちらの科目の成績も「優」であったことから、英文読解力や○○学の基礎知識を十分につけることができたと考える。また、「大学入門科目Ⅰ」ではグループワークによる課題発見・解決を体験した。グループワークでは、率先して発言をすることができ、主体性を伸ばすことができた。

学士力番号

自己評価

<
BACK

TOP
>

教員コメント（評価）

[REDACTED]

更新日時 [REDACTED]

<
BACK

TOP
>

学生一覧へ戻る

教育学部学校教育課程

学生情報詳細

履修情報詳細

教職カルテ

< 前の学生 1 / 1 件 次の学生 >

教職カルテ

取得予定免許種別

- 小学校教諭 1 種免許状
- 中学校教諭 1 種免許状 ;
- 特別支援学校教諭 1 種免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)

自己評価

評価項目 自己評価集計

24 (1年)

1 A.使命感...

4

3

2

1

4 D.教科等...

2 B.社会性...

3 C.生徒理...

自己評価集計

1 A. 使命感や責任感、教育的感情

2 B. 社会性や対人関係能力

3 C. 生徒理解や学級経営

4 D. 教科等の指導力

評価項目	質問事項	評価
		2024年度 (1年次)
A.使命感や責任感、教育的愛情	1.教育の時事問題	
	2.教職の意義と責務	
	3.学校教育の理念・歴史・思想	
	4.学校教育の社会的位置づけ・制度・運営	
B.社会性や対人関係能力	1.他者意見の受容	
	2.保護者・地域との連携・協力	
	3.同僚性	
	4.社会人としての常識	
C.生徒理解や学級経営	1.課題認識と探求心	
	2.学級経営の構想	
	3.子どもの心理と発達	
	4.子どもに応じた対応	
D.教科等の指導力	1.教科の専門的内容	
	2.学習指導要領・教育課程	
	3.道徳教育・特別活動・総合的な学習の時間	
	4.授業の構想と学習指導案	
	5.教材・教具の作成	
	6.表現技術	

6.表現技術	
7.授業実践とその省察	
8.情報機器の活用	
平均	

教職カルテ科目の履修状況

修得年度

2024

要件種別

すべて

教職に関する科目

科目区分	科目名	担当教員名	単位数	成績	学んだこと・課題
教職科目					

教科に関する科目

<
BACK

TOP
>

科目区分	科目名	担当教員名	単位数	成績	学んだこと・課題
教科科目					

教科に関する科目



科目区分	科目名	担当教員名	単位数	成績	学んだこと・課題
特別支援教育に関する科目					

教職に関する体験・実習等の状況

種別	体験・実習先等	実習教科／評価授業等	期間	学んだこと	課題

教職を目指す事項

年次	教職を志望する理由
2024年度 (1年次)	
年次	理想の教評像について
2024年度 (1年次)	

教員コメント

年次	教員コメント
----	--------

<
BACK

TOP
>

幼稚園教諭一種免許状

熊本大学教職課程 履修カルテ(A) <教職関連科目の履修状況>

所 属【 】 学籍番号【 】 氏 名【 】 取得する免許の種類【 】

区 分		授業科目名	単位	修得年度	評価
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理A(理念及び思想)			
		教育原理B(歴史・制度)			
		幼児教育と保育の原理			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門			
		現代の教育と社会A			
	教育に対する社会的・制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	現代の教育と社会B			
		教育心理学A(学習)			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学B(発達)			
		特別支援教育の基礎			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の展開			
		教育課程論			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育方法学			
		教育とICT活用			
		幼児理解の理論と方法			
指導法に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育相談			
		保育内容(健康)			
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容(環境)			
		保育内容(人間関係)			
		保育内容(言葉)			
		保育内容(表現Ⅰ)			
		保育内容(表現Ⅱ)			
		保育表現演習Ⅰ(言語表現)			
		保育表現演習Ⅱ(運動表現)			
		保育表現演習Ⅲ(造形表現)			
		保育表現演習Ⅳ(リズム表現)			

熊本大学教職課程 履修カルテ(B) <自己評価シート>

(1) 必要な資質能力についての自己評価

必要の資質能力の指標		到達度についての自己評価			
		それぞれの時期における自己評価値を記入する。 1＝達成されていない 2＝あまり達成されていない 3＝だいたい達成されている 4＝達成されている ＊＝まだ履修及び実習の機会がない			
項 目	指 標	2年次終了時	3年次終了時	4年次教職実践演習履修前	
使命感や責任感、教育的愛情	教職の意義	教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解していますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	教育の理念・教育史・思想の理解	教育の理念、教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得していますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解	学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	教育時事問題	いじめ、不登校、特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題に関心をもち、自分なりに意見を述べていくことができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
社会性や対人関係能力	他者との連携・協力	他者の意見やアドバイスを耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	共同授業や研究会の実施	他者との共同授業や研究会を企画・運営・展開することができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	教員としての基本的事項	挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、教員としての基本的な事項が身についていますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	報告書・諸届出	必要事項を整理し、自分なりの観点でまとめた報告書等を提出期限を守り、提出することができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
幼児・児童及び生徒理解や学級経営	幼児・児童及び生徒理解	心理・発達論の基礎知識を習得し、親しみを持った態度で子どもと顔を合わせたり、相談に乗ったりすることができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学級活動	学級会、朝の会、帰りの会、係活動、当番活動などにおいて適切な指導をすることができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学級経営	学級経営案の作成や教育環境の設置、衛生・安全面に留意した給食指導、清掃指導ができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
教科の指導力	教材研究及び準備	教材研究や教材開発に取り組み、学習活動に必要な教材・教具・資料づくり、板書計画などができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学習指導案の作成	単元の目標を定らし、目標達成に向けての学習活動を構想し、発問構想、幼児・児童及び生徒の応答予想や評価の観点などを踏まえた指導案の作成ができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	授業展開における指導	説明、発問、板書、環境構成、情報機器の活用などにおいて、学習活動を豊かにするような工夫を行うことができますか。また、幼児・児童及び生徒の活動を適切に評価することができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊

(2) 教職を目指す上で課題と考えている事項

2年次終了時
3年次終了時
4年次教職実践演習履修前

(3) 担当教員のコメント

2年次終了時
3年次終了時
4年次教職実践演習履修前

熊本大学教職課程 履修カルテ(A) <教職関連科目の履修状況>

所 属【 】 学籍番号【 】 氏 名【 】 取得する免許の種類【 】

小学校教諭一種免許状

区 分		授業科目名	単位	修得年度	評価
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理A(理念及び思想)			
		教育原理B(歴史・制度)			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門			
	教育に対する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	現代の教育と社会A			
		現代の教育と社会B			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学A(学習)			
		教育心理学B(発達)			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の基礎 特別支援教育の展開			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論			
		道徳教育の実践			
	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法			
	教育の方法及び技術	教育方法学			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育とICT活用			
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導と学校カウンセリング			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の理論と及び方法			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
指導法に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	初等国語科指導法Ⅰ			
		初等国語科指導法Ⅱ			
		初等社会科指導法Ⅰ			
		初等社会科指導法Ⅱ			
		初等算数科指導法Ⅰ			
		初等算数科指導法Ⅱ			
		初等理科指導法Ⅰ			
		初等理科指導法Ⅱ			
		初等生活科指導法Ⅰ			
		初等生活科指導法Ⅱ			
		初等音楽科指導法Ⅰ			
		初等音楽科指導法Ⅱ			
		初等図画工作科指導法Ⅰ			
		初等図画工作科指導法Ⅱ			
		初等家庭科指導法Ⅰ			
		初等家庭科指導法Ⅱ			
		初等体育科指導法Ⅰ			
		初等体育科指導法Ⅱ			
		初等外国語指導法Ⅰ			
		初等外国語指導法Ⅱ			

(1)必要な資質能力についての自己評価

必要な資質能力の指標			到達度についての自己評価 それぞれの時期における自己評価値を記入する。 1＝達成されていない 2＝あまり達成されていない 3＝だいたい達成されている 4＝達成されている ＊＝まだ履修及び実習の機会がない		
項 目	指 標		2年次終了時	3年次終了時	4年次教職実践演習履修前
使命感や責任感、教育的愛情	教職の意義	教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解していますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	教育の理念・教育史・思想の理解	教育の理念、教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得していますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解	学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	教育時事問題	いじめ、不登校、特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
社会性や対人関係能力	他者との連携・協力	他者の意見やアドバイスを耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	共同授業や研究会の実施	他者との共同授業や研究会を企画・運営・展開することができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	教員としての基本的事項	挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、教員としての基本的な事項が身についていますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	報告書・諸届出	必要事項を整理し、自分なりの観点でまとめた報告書等を提出期限を守り、提出することができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
幼児・児童及び生徒理解や学級経営	幼児・児童及び生徒理解	心理・発達論的基礎知識を習得し、親しみを持った態度で子どもと顔を合わせたり、相談に乗ったりすることができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学級活動	学級会、朝の会、帰りの会、係活動、当番活動などにおいて適切な指導をすることができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学級経営	学級経営案の作成や教育環境の設営、衛生・安全面に留意した給食指導、清掃指導ができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
教科の指導力	教材研究及び準備	教材研究や教材開発に取り組み、学習活動に必要な教材・教具・資料づくり、板書計画などができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学習指導案の作成	単元の目標をとらえ、目標達成に向けての学習活動を構想し、発問構想、幼児・児童及び生徒の応答予想や評価の観点などを踏まえた指導案の作成ができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	授業展開における指導	説明、発問、板書、環境構成、情報機器の活用などにおいて、学習活動を豊かにするような工夫を行うことができますか。また、幼児・児童及び生徒の活動を適切に評価することができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊

(2)教職を目指す上で課題と考えている事項

2年次終了時
3年次終了時
4年次教職実践演習履修前

(3)担当教員のコメント

2年次終了時
3年次終了時
4年次教職実践演習履修前

熊本大学教職課程 履修カルテ(A) <教職関連科目の履修状況>

所 属【 】 学籍番号【 】 氏 名【 】 取得する免許の種類【 】

区 分		授業科目名	単位	修得年度	評価
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理A(理念及び思想)			
		教育原理B(歴史・制度)			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門			
	教育に対する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	現代の教育と社会A			
		現代の教育と社会B			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学A(学習)			
		教育心理学B(発達)			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の基礎			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科目		特別支援教育の展開			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論			
	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論			
		道徳教育の実践			
	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習 の時間の指導法			
	教育の方法及び技術	教育方法学			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育とICT活用			
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導と学校カウンセリング			
指導法に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	教育相談の理論と及び方法			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
		中等国語科指導法Ⅰ			
		中等国語科指導法Ⅱ			
		中等国語科指導法Ⅲ			
		中等国語科指導法Ⅳ			
		国語科教育学演習A			
		国語科教育学演習B			
		国語科教育学演習C			
		国語科教育学演習D			
		書道科指導法Ⅰ			
		書道科指導法Ⅱ			
		中等社会科指導法 (社会・公民)Ⅰ			
		中等社会科指導法 (社会・地理歴史)Ⅰ			
		中等社会科指導法 (社会・公民)Ⅱ			
		中等社会科指導法 (社会・地理歴史)Ⅱ			
		中等数学科指導法Ⅰ			
		中等数学科指導法Ⅱ			
		中等数学科指導法Ⅲ			
		中等数学科指導法Ⅳ			
		中等理科指導法Ⅰ			
		中等理科指導法Ⅱ			
		中等理科指導法Ⅲ			
		中等理科指導法Ⅳ			
		理科教育実践入門			
		中等音楽科指導法Ⅰ			
		中等音楽科指導法Ⅱ			
		中等音楽科指導法Ⅲ			
		中等音楽科指導法Ⅳ			
		中等美術科指導法Ⅰ			
		中等美術科指導法Ⅱ			
		中等美術科指導法Ⅲ			
		中等美術科指導法Ⅳ			
		中等保健体育科指導法Ⅰ			
		中等保健体育科指導法Ⅱ			
		中等保健体育科指導法Ⅲ			
		中等保健体育科指導法Ⅳ			
		中等技術科指導法Ⅰ			
		中等技術科指導法Ⅱ			
		中等技術科指導法Ⅲ			
		中等技術科指導法Ⅳ			
		工業科指導法Ⅰ			
		工業科指導法Ⅱ			
		中等家庭科指導法Ⅰ			
		中等家庭科指導法Ⅱ			
		中等家庭科指導法Ⅲ			
		中等家庭科指導法Ⅳ			
		中等英語科指導法Ⅰ			
		中等英語科指導法Ⅱ			
		中等英語科指導法Ⅲ			
		中等英語科指導法Ⅳ			
		英語科教育課題研究			

(1)必要な資質能力についての自己評価

必要な資質能力の指標			到達度についての自己評価 それぞれの時期における自己評価値を記入する。 1＝達成されていない 2＝あまり達成されていない 3＝だいたい達成されている 4＝達成されている ＊＝まだ履修及び実習の機会がない		
項 目		指 標	2年次終了時	3年次終了時	4年次教職実践 演習履修前
使命感や責任感、教育的愛情	教職の意義	教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解していますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	教育の理念・教育史・思想の理解	教育の理念、教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得していますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解	学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	教育時事問題	いじめ、不登校、特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
社会性や対人関係能力	他者との連携・協力	他者の意見やアドバイスを耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	共同授業や研究会の実施	他者との共同授業や研究会を企画・運営・展開することができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	教員としての基本的事項	挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、教員としての基本的な事項が身についていますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	報告書・諸届出	必要事項を整理し、自分なりの観点でまとめた報告書等を提出期限を守り、提出することができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
幼児・児童及び生徒理解や学級経営	幼児・児童及び生徒理解	心理・発達論的基礎知識を習得し、親しみを持った態度で子どもと顔を合わせたり、相談に乗ったりすることができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学級活動	学級会、朝の会、帰りの会、係活動、当番活動などにおいて適切な指導をすることができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学級経営	学級経営案の作成や教育環境の設営、衛生・安全面に留意した給食指導、清掃指導ができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
教科の指導力	教材研究及び準備	教材研究や教材開発に取り組み、学習活動に必要な教材・教具・資料づくり、板書計画などができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学習指導案の作成	単元の目標をとらえ、目標達成に向けての学習活動を構想し、発問構想、幼児・児童及び生徒の応答予想や評価の観点などを踏まえた指導案の作成ができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	授業展開における指導	説明、発問、板書、環境構成、情報機器の活用などにおいて、学習活動を豊かにするような工夫を行うことができますか。また、幼児・児童及び生徒の活動を適切に評価することができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊

(2)教職を目指す上で課題と考えている事項

2年次終了時
3年次終了時
4年次教職実践演習履修前

(3)担当教員のコメント

2年次終了時
3年次終了時
4年次教職実践演習履修前

区 分		授業科目名	単位	修得年度	評価
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理A(理念及び思想)			
		教育原理B(歴史・制度)			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門			
	教育に対する社会的・制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	現代の教育と社会A			
		現代の教育と社会B			
	幼児・児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学A(学習)			
		教育心理学B(発達)			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別の支援を必要とする幼児・児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の基礎			
		特別支援教育の展開			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論			
	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論			
		道徳教育の実践			
	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法			
	教育の方法及び技術	教育方法学			
指導法に関する科目	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育とICT活用			
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導と学校カウンセリング			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談の理論と及び方法			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
指導法に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等保健科指導法Ⅰ			
		中等保健科指導法Ⅱ			
		中等保健科指導法Ⅲ			
		中等保健科指導法Ⅳ			
		性に関する指導			

熊本大学教職課程 履修カルテ(B) <自己評価シート>

(1)必要な資質能力についての自己評価

必要な資質能力の指標			評 価		
			それぞれの時期における自己評価値を記入する。 1＝達成されていない 2＝あまり達成されていない 3＝だいたい達成されている 4＝達成されている ＊＝まだ履修及び実習の機会がない		
項 目	指 標	2 年次終了時	3 年次終了時	4 年次教職実践演習履修前	
使命感や責任感、教育的愛情	教職の意義	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	
	教育の理念・教育史・思想の理解	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	
	教育時事問題	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	
社会性や対人関係能力	他者との連携・協力	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	
	共同授業や研究会の実施	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	
	教員としての基本的事項	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	
	報告書・諸届出	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	
幼児・児童及び生徒理解や学級経営	幼児・児童及び生徒理解	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	
	学級活動	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	
	学級経営	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	
教科の指導力	教材研究及び準備	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	
	学習指導案の作成	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	
	授業展開における指導	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	

(2)教職を目指す上で課題と考えている事項

2 年次終了時

3 年次終了時

4 年次教職実践演習履修前

(3)担当教員のコメント

2 年次終了時

3 年次終了時

4 年次教職実践演習履修前

熊本大学教職課程 履修カルテ(A) <教職関連科目の履修状況>

所 属【 】 学籍番号【 】 氏 名【 】 取得する免許の種類【 】

区 分		授業科目名	単位	修得年度	評価
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理A(理念及び思想)			
		教育原理B(歴史・制度)			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門			
	教育に対する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	現代の教育と社会A			
		現代の教育と社会B			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学A(学習)			
		教育心理学B(発達)			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の基礎			
	特別支援教育の展開				
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	道徳教育の理論			
		道徳教育の実践			
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法学			
		教育とICT活用			
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導と学校カウンセリング			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談の理論と及び方法		
	指導法に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等保健科指導法Ⅰ		
中等保健科指導法Ⅱ					
中等保健科指導法Ⅲ					
中等保健科指導法Ⅳ					
性に関する指導					

熊本大学教職課程 履修カルテ(B) <自己評価シート>

(1)必要な資質能力についての自己評価

必要な資質能力の指標			到達度についての自己評価		
			それぞれの時期における自己評価値を記入する。		
			1＝達成されていない 2＝あまり達成されていない 3＝だいたい達成されている 4＝達成されている ＊＝まだ履修及び実習の機会がない		
項 目		指 標	2年次終了時	3年次終了時	4年次教職実践 演習履修前
使命感や責任感、教育的愛情	教職の意義	教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解していますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	教育の理念・教育史・思想の理解	教育の理念、教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得していますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解	学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	教育時事問題	いじめ、不登校、特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題に関心をもち、自分なりに意見を持つことができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
社会性や対人関係能力	他者との連携・協力	他者の意見やアドバイスを耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	共同授業や研究会の実施	他者との共同授業や研究会を企画・運営・展開することができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	教員としての基本的事項	挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、教員としての基本的な事項が身についていますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	報告書・諸届出	必要事項を整理し、自分なりの観点でまとめた報告書等を提出期限を守り、提出することができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
幼児・児童及び生徒理解や学級経営	幼児・児童及び生徒理解	心理・発達論の基礎知識を習得し、親しみを持った態度で子どもと顔を合わせたり、相談に乗ったりすることができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学級活動	学級会、朝の会、帰りの会、係活動、当番活動などにおいて適切な指導をすることができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学級経営	学級経営案の作成や教育環境の設営、衛生・安全面に留意した給食指導、清掃指導ができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
教科の指導力	教材研究及び準備	教材研究や教材開発に取り組み、学習活動に必要な教材・教具・資料づくり、板書計画などができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	学習指導案の作成	単元の目標をとらえ、目標達成に向けての学習活動を構想し、発問構想、幼児・児童及び生徒の応答予想や評価の観点などを踏まえた指導案の作成ができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊
	授業展開における指導	説明、発問、板書、環境構成、情報機器の活用などにおいて、学習活動を豊かにするような工夫を行うことができますか。また、幼児・児童及び生徒の活動を適切に評価することができますか。	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊	1・2・3・4・＊

(2)教職を目指す上で課題と考えている事項

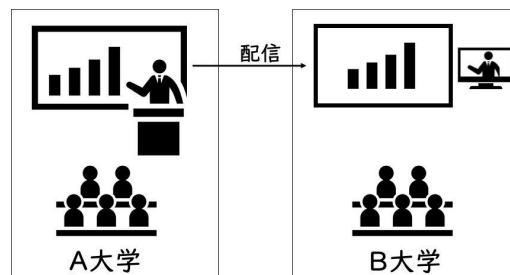
2年次終了時
3年次終了時
4年次教職実践演習履修前

(3)担当教員のコメント

2年次終了時
3年次終了時
4年次教職実践演習履修前

共同科目

- 一方の大学の教員が両大学またはパートナー大学の学生に対して開講する科目
- 遠隔授業システム教室やZoomによる遠隔授業



3 1 単位以上
をパートナー
大学から履修

【参考】

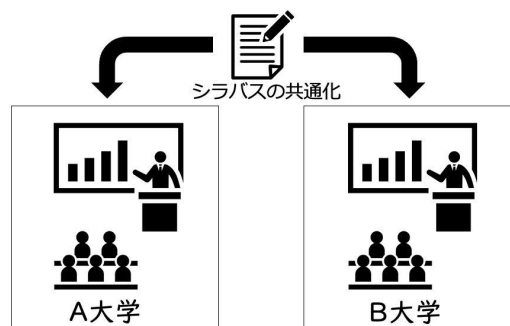
先行実施大学の呼称

〈群馬・宇都宮大学〉
「斉一科目」

〈富山・金沢大学〉
「先進的教育科目」
「特色科目」

シラバス共通科目

- 両大学でシラバスを共通化し、自大学の教員が自大学の学生に対し（多少の違いは可）開講する授業
- 基本的に両授業内容は共通化



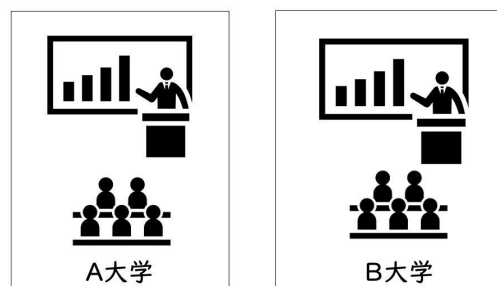
課程認定上の
必修科目は
内容を共通化する

〈群馬・宇都宮大学〉
「共通科目」

〈富山・金沢大学〉
「共通科目」

独自科目

- 原則、一方の大学のみで開講する科目
- 実技・実験・演習・野外実習・特別講義など
- 学生の移動により受講可能な場合もあり



各大学の強みを活
かした科目を設定

〈群馬・宇都宮大学〉
「独自科目」

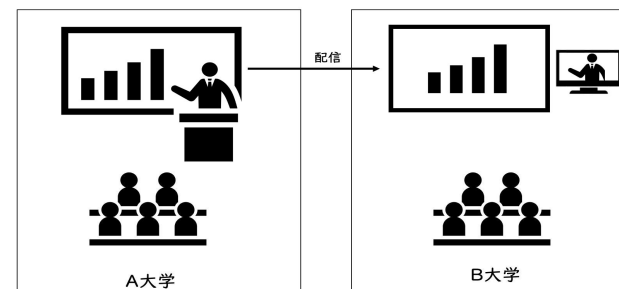
〈富山・金沢大学〉
「独自科目」

佐賀大学・熊本大学教育学部共同教員養成課程に係る科目の整理・名称等

● 共同科目の開設形態パターンについて

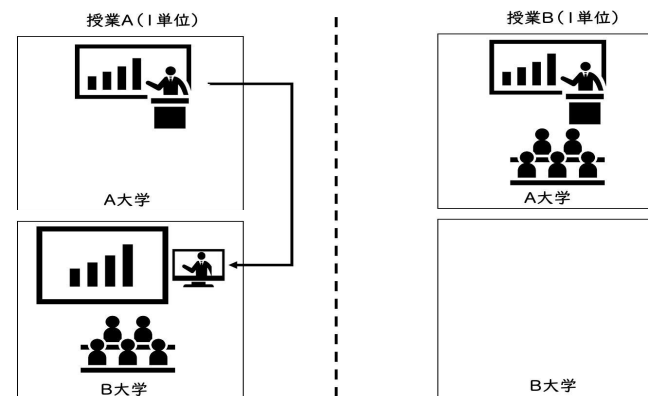
パターン①：ハイブリッド履修形式

- ・ 一方の大学で開設される科目を遠隔システムにてパートナー大学にも提供
- ・ 授業回によって対面と遠隔を入れ替えて実施することも可能



パターン②：クロス履修形式

- ・ 従来2単位で開設されていた科目を1単位に分けA・B科目として実施し、両大学ともにA・B科目を開設
- ・ A科目はパートナー大学に提供し、B科目は自大学の学生向けに開講することで、両大学の学生が自大学教員から対面で模擬授業等の演習的内容を学ぶことを可能にする



佐賀大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業に関する要項

(令和4年1月31日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、佐賀大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）第18条第2項に規定する、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、「遠隔授業」とは、インターネット及び学習管理システム等を利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、対面授業に相当する教育効果を有すると認められるものをいう。

- (1) 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、当該授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（以下「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの（同時双方向型）
- (2) 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの（オンデマンド型）

2 この要項において、「遠隔授業科目」とは、前項に規定する遠隔授業が全開講回数の半数以上となる授業科目をいう。

(遠隔授業実施における遵守事項)

第3条 遠隔授業の実施においては、次に掲げる事項について遵守することとする。

- (1) 学生の本人確認を行い、その履修状態を把握すること。
 - (2) 成績評価において、学修の成果を適正に把握すること。
 - (3) 授業コンテンツの作成にあたり他人の著作物を利用する場合は、著作権者から許諾を得る等、著作権法に基づき適切に対応すること。
 - (4) 授業形態、各回の授業計画、担当教員との交流方法等の詳細について、当該授業科目のシラバスに明記する等、学生に事前に周知すること。
- 2 前項に規定するもののほか、前条第1項第1号に規定する遠隔授業の実施については、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 同時かつ双方向で行うこと。
 - (2) 教員と学生が、互いに映像・音声等によりやりとりを行い、また、学生が教員に質問をする機会を確保するなど、対面授業に近い環境で行うこと。
- 3 第1項に規定するもののほか、前条第1項第2号に規定する遠隔授業の実施については、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を、毎回の授業の実施に併せ行うこと。
 - (2) 学習管理システム等に掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにするなど、当該授業に関する学生の意見交換や教員に対する質問の機会を確保すること。

(遠隔授業科目開講部局等の手続き)

第4条 本学の学士課程において遠隔授業科目を開講する場合は、授業科目担当教員から事前に当該授業科目を開講する部局の長に別紙様式により申請し、承認を得るものとする。

- 2 各学部及び教養教育センターは、前項により承認する遠隔授業科目の単位数の合計が、学則第35条第3項に定める単位数を超えないよう管理するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、感染症や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来授業計画において対面授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を対面授業により予定通り実施することが困難な場合において、遠隔授業を行うことができるものとし、それらは遠隔授業科目の単位数の合計に含めず、申請も不要とする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、多様なメディアを高度に利用して行う授業に関して必要な事項は、佐賀大学教育委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

この要項は、令和4年1月31日から実施し、令和4年度開講科目より適用する。

附 則（令和7年3月27日改正）

この要項は、令和7年4月1日から実施する。

附 則（令和7年4月9日改正）

この要項は、令和7年4月9日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

別紙様式（第4条関係）

別紙様式（第4条関係）(PDF)

実習施設一覧（臨床実習以外） ※学校数・学級数は令和7年5月1日現在

区分	学校数	学級数	実習配当
教育学部附属幼稚園	1	3	4年次（幼稚園教育実習Ⅰ・Ⅱ履修希望者）
佐賀市立本庄こども園	1	8	
小城市立認定こども園三日月幼稚園	1	9	
吉野ヶ里町立東脊振幼稚園	1	4	
学校法人旭学園佐賀女子短期大学 附属ふたばこども園	1	9	
教育学部附属小学校	1	18	3・4年次（小学校教育実習Ⅰ・Ⅱ） 3年次（50人程度）、4年次（15人程度）
教育学部附属中学校	1	12	3・4年次（中学校教育実習Ⅰ・Ⅱ） 3年次（30人程度）、4年次（10人程度）
教育学部附属特別支援学校	1	9	4年次（障害児教育実習Ⅰ・Ⅱ） 4年次（70人程度）
公立小学校（佐賀市立）	35	639	3・4年次（小学校教育実習Ⅰ・Ⅱ） 3年次（60人程度）、4年次（14人程度）
公立中学校（佐賀市立）	18	255	実習生の希望に基づき、自宅等から通うこと のできる学校に配当。
公立高等学校（佐賀県立）	32	436	
公立特別支援学校（佐賀県立）	10	322	

佐賀市立小学校一覧

	設置者	学校名	所在地
1	佐賀市	勸興小学校	佐賀市成章町3-16
2	佐賀市	循誘小学校	佐賀市高木町15-30
3	佐賀市	日新小学校	佐賀市長瀬町9-15
4	佐賀市	赤松小学校	佐賀市中の館町1-39
5	佐賀市	神野小学校	佐賀市神野西2-4-8
6	佐賀市	西与賀小学校	佐賀市西与賀町大字厘外1437
7	佐賀市	嘉瀬小学校	佐賀市嘉瀬町大字十五12-1
8	佐賀市	巨勢小学校	佐賀市巨勢町大字高尾108
9	佐賀市	兵庫小学校	佐賀市兵庫町大字淵1295
10	佐賀市	高木瀬小学校	佐賀市高木瀬東5-6-12
11	佐賀市	北川副小学校	佐賀市木原3-12-1
12	佐賀市	本庄小学校	佐賀市本庄町大字本庄131-1
13	佐賀市	鍋島小学校	佐賀市鍋島1-1-2
14	佐賀市	金立小学校	佐賀市金立町大字千布2144-1
15	佐賀市	久保泉小学校	佐賀市久保泉町大字川久保1357-1
16	佐賀市	芙蓉小学校	佐賀市蓮池町大字小松1000
17	佐賀市	新栄小学校	佐賀市新栄東2-6-34
18	佐賀市	若楠小学校	佐賀市若宮3-2-1
19	佐賀市	開成小学校	佐賀市鍋島町大字森田35-1
20	佐賀市	諸富北小学校	佐賀市諸富町大字大堂990
21	佐賀市	諸富南小学校	佐賀市諸富町大字為重920-1
22	佐賀市	中川副小学校	佐賀市川副町大字福富1316
23	佐賀市	大詫間小学校	佐賀市川副町大字大詫間496
24	佐賀市	南川副小学校	佐賀市川副町大字鹿江674
25	佐賀市	西川副小学校	佐賀市川副町大字西古賀979
26	佐賀市	東与賀小学校	佐賀市東与賀町大字田中453
27	佐賀市	思斉小学校	佐賀市久保田町大字新田1207
28	佐賀市	春日小学校	佐賀市大和町大字尼寺1439
29	佐賀市	川上小学校	佐賀市大和町大字東山田1807-1
30	佐賀市	松梅小学校	佐賀市大和町大字松瀬2075-1
31	佐賀市	春日北小学校	佐賀市大和町大字久池井1777-1
32	佐賀市	富士小学校	佐賀市富士町大字小副川1339-3
33	佐賀市	北山小学校	佐賀市富士町大字中原342-2
34	佐賀市	北山東部小学校	佐賀市富士町大字古場1514-2
35	佐賀市	三瀬小学校	佐賀市三瀬村三瀬2741-2

佐賀市立中学校一覧

	設置者	学校名	所在地
1	佐賀市	成章中学校	佐賀市成章町7-1
2	佐賀市	城南中学校	佐賀市南佐賀1-20-1
3	佐賀市	昭栄中学校	佐賀市昭栄町1-7
4	佐賀市	城東中学校	佐賀市巨勢町大字牛島242
5	佐賀市	城西中学校	佐賀市本庄町大字本庄1021-1
6	佐賀市	城北中学校	佐賀市高木瀬西3-1-50
7	佐賀市	金泉中学校	佐賀市久保泉町大字上和泉2361-1
8	佐賀市	芙蓉中学校	佐賀市蓮池町大字小松1000
9	佐賀市	鍋島中学校	佐賀市鍋島1-19-1
10	佐賀市	諸富中学校	佐賀市諸富町大字徳富2058-3
11	佐賀市	川副中学校	佐賀市川副町大字鹿江710
12	佐賀市	東与賀中学校	佐賀市東与賀町大字下古賀1127-1
13	佐賀市	思斉中学校	佐賀市久保田町大字新田1217
14	佐賀市	大和中学校	佐賀市大和町大字東山田3554-1
15	佐賀市	松梅中学校	佐賀市大和町大字松瀬2090-1
16	佐賀市	富士中学校	佐賀市富士町大字古湯2735
17	佐賀市	北山中学校	佐賀市富士町大字中原342-2
18	佐賀市	三瀬中学校	佐賀市三瀬村三瀬2789

佐賀県立高等学校一覧

	設置者	学校名	所在地
1	佐賀県	佐賀東高等学校	佐賀市南佐賀3-11-15
2	佐賀県	佐賀西高等学校	佐賀市城内1-4-25
3	佐賀県	佐賀北高等学校	佐賀市天祐2-6-1
4	佐賀県	致遠館高等学校	佐賀市兵庫北4-1-1
5	佐賀県	唐津東高等学校	唐津市鏡新開1
6	佐賀県	唐津西高等学校	唐津市町田字大山田1992
7	佐賀県	鳥栖高等学校	鳥栖市古野町600-1
8	佐賀県	伊万里高等学校	伊万里市二里町大里甲2600
9	佐賀県	武雄高等学校	武雄市武雄町大字武雄5540-2
10	佐賀県	鹿島高等学校	
		赤門学舎	鹿島市大字高津原462
		大手門学舎	鹿島市大字高津原539
11	佐賀県	神埼高等学校	神埼市神埼町本告牟田3076-2
12	佐賀県	三養基高等学校	三養基郡みやき町大字原古賀300-1
13	佐賀県	小城高等学校	小城市小城町176
14	佐賀県	厳木高等学校	唐津市厳木町厳木727
15	佐賀県	白石高等学校	
		普通科キャンパス	杵島郡白石町大字今泉138-1
		商業科キャンパス	杵島郡大町町大字大町2039
16	佐賀県	太良高等学校	藤津郡太良町大字多良4212-6
17	佐賀県	唐津南高等学校	唐津市神田字堤2629-1
18	佐賀県	伊万里実業高等学校	
		商業キャンパス	伊万里市脇田町1376
		農林キャンパス	伊万里市二里町大里乙1414
19	佐賀県	高等学校志館高等学校	佐賀市大和町大字尼寺1698
20	佐賀県	佐賀農業高等学校	杵島郡白石町大字福田1660
21	佐賀県	佐賀工業高等学校	佐賀市緑小路1-1
22	佐賀県	唐津工業高等学校	唐津市石志字中ノ尾3072-1
23	佐賀県	鳥栖工業高等学校	鳥栖市元町1918
24	佐賀県	有田工業高等学校	西松浦郡有田町桑古場乙2902
25	佐賀県	佐賀商業高等学校	佐賀市神野東4-12-40
26	佐賀県	唐津商業高等学校	唐津市元石町235-2
27	佐賀県	鳥栖商業高等学校	鳥栖市平田町1110-8
28	佐賀県	牛津高等学校	小城市牛津町牛津274
29	佐賀県	神埼清明高等学校	神埼市神埼町横武2
30	佐賀県	多久高等学校	多久市北多久町大字小侍23

	設置者	学校名	所在地
31	佐賀県	嬉野高等学校	
		塩田校舎	嬉野市塩田町大字馬場下甲1418
		嬉野校舎	嬉野市嬉野町大字下宿甲700
32	佐賀県	唐津青翔高等学校	東松浦郡玄海町大字新田1809-11

佐賀県立特別支援学校一覧

	設置者	学校名	所在地
1	佐賀県	盲学校	佐賀市天祐1-5-29
2	佐賀県	ろう学校	佐賀市鍋島町大字森田321
3	佐賀県	金立特別支援学校	佐賀市金立町大字金立2339-2
4	佐賀県	大和特別支援学校	佐賀市大和町大字久留間3353
5	佐賀県	中原特別支援学校	三養基郡みやき町大字原古賀7262-1
6	佐賀県	中原特別支援学校鳥栖田代分校	鳥栖市田代上町301-1
7	佐賀県	伊万里特別支援学校	伊万里市大坪町丙1427
8	佐賀県	唐津特別支援学校	唐津市山本788-12
9	佐賀県	唐津特別支援学校好学舎分校	唐津市双水2787-1
10	佐賀県	うれしの特別支援学校	嬉野市塩田町大字五町田甲2877-1

実習施設一覧（臨床実習以外）※学校数・学級数は令和6年度

区分	学校数	学級数	実習配当
教育学部附属幼稚園	1	5	1～4年次（観察実習、副免実習を含む附属校実習）
教育学部附属小学校	1	18	
教育学部附属中学校	1	12	
教育学部附属特別支援学校	1	9	
公立小学校（熊本市内）	92	—	3年次（1校あたり1～10名）
公立中学校（熊本市内）	42	—	
公立小学校（熊本市外）	実習生の希望に基づき、自宅等から通うことのできる学校に配当。		
公立中学校（熊本市外）			

年度

[illegible]

※「評価」は「項目の主な観点」を参照のうえ、5(秀・優)、4(良)、3(可)、2(不可:劣る)、1(不可:非常に劣る)の評点を記入してください。

入学年度		学 生 番 号		学 生 氏 名		コース（専 攻）		副専攻			
実習内容		項 目		項 目 の 主 な 観 点				評 価			
観察・参加		1. 教職員・実習生との協力		教職員からの指導講話や指導助言を積極的に受け入れた。教職員や実習生と協力し、職員作業や授業研究会の準備に参加した。							
		2. 検討会・反省会		授業研究会や反省会に参加し、積極的に意見を述べ、自己評価を行った。その結果を整理するとともに、指導力量の向上に生かした。							
指 導	学 習 指 導	3. 教材研究および準備		事前の教材研究や教材解釈に取り組み、学習活動に必要な教材・教具・資料づくり、板書計画などができた。							
		4. 学習指導案の作成		単元の目標をとらえ、目標達成に向けての学習活動を構想した。発問構想、児童・生徒の応答予想や評価の観点などを踏まえた指導案を作成した。							
		5. 授業展開における指導		説明、発問、板書、環境構成などにおいて、学習活動を豊かにするような工夫がみられた。また、児童・生徒の活動を適切に評価した。							
指 導	生 活 指 導	6. 児童・生徒理解		児童・生徒に挨拶をし、休み時間や委員会や学校行事などにおいて積極的にかかわった。授業中の机間指導で児童・生徒に適切なことばかけを行った。							
		7. 学 級 活 動		学級会、朝の会、帰りの会、係活動、当番活動などにおいて適切な指導をすることができた。							
		8. 学 級 経 営		整理整頓や戸締まりなどの環境設営を行った。児童・生徒の作品やワークシートなどを適切に評価し、取り扱った。衛生面・安全面に留意して給食指導や掃除指導を行った。							
勤務状況		9. 勤 務 状 況		教員としてふさわしい服装・髪型・言葉づかいなどで児童・生徒と接することができた。事前に届けが出ている用件以外での遅刻・欠勤がなく、実習に専念した。							
		10. 報告書・諸届け		報告書や諸届けを期日までに提出した。観察したことを整理し、自分なりに観点を絞り、検討会での意見や実習の成果を踏まえて、報告書をまとめた。							
				合 計							
評価理由		（観点別評価で「1」または「2」がある場合や、評価の合計が30点未満の場合は、必ず、その理由を記載してください。）									
出勤状況		出 勤 日 数		欠 勤 日 数		遅 刻 日 数		早 退 日 数		備考（欠勤・遅刻・早退の理由等を記載願います）	
配当学級 学年 組 指導教諭名						上記のとおり相違ないことを証明する 年 月 日 学 校 名 学校長名 職印					

※「評価」は「項目の主な観点」を参照のうえ、5(秀・優)、4(良)、3(可)、2(不可:劣る)、1(不可:非常に劣る)の評点を記入してください。

年度

※「評価」は「項目の主な観点」を参照のうえ、5(秀・優)、4(良)、3(可)、2(不可:劣る)、1(不可:非常に劣る)の評点を記入してください。

年度

※「評価」は「項目の主な観点」を参照のうえ、5(秀・優)、4(良)、3(可)、2(不可:劣る)、1(不可:非常に劣る)の評点を記入してください。

○国際教育実践プログラム（海外教育研修）実習施設一覧

実習施設名	所在地	受入可能人数
台北市西湖国民小学校	台湾台北市内湖区環山路1段25號	5名
台北市西湖実験国民中学校	台湾台北市内湖区環山路一段27號	5名

○募集人員（佐賀大学）

課程・コース・専攻				一般選抜		学校推薦型選抜Ⅰ	総合型選抜Ⅰ
				前期日程	後期日程		
教育学部	学校教育課程	小中連携教育コース	初等教育主免専攻	41	12	7	10
			中等教育主免専攻	12	5		8
		幼小連携教育コース	幼小発達教育専攻	15	5		
			特別支援教育専攻				5
	計				68	22	12



課程・コース・専攻				一般選抜		学校推薦型選抜Ⅰ	総合型選抜Ⅰ	総合型選抜Ⅱ
				前期日程	後期日程			
教育学部	共同教員養成課程	小中連携教育コース	小学校教育主免専攻	38	10	10※ ¹	10※ ²	2※ ⁴
			中学校教育主免専攻	10	5		8※ ³	2※ ⁴
		教育支援探究コース	発達支援専攻	15	5			
			特別支援教育専攻			5		
		計			63	20	15	18

- ※1 佐賀県枠
- ※2 英語分野、音楽分野、体育分野、家庭分野からの選択とする
- ※3 英語分野、音楽分野、保健体育分野、家庭分野、技術分野からの選択とする
- ※4 理数分野のみ

○募集人員（熊本大学）

- 入試方法等を考慮し、系を細分化する。
 人文系を各6名（+2）、自然系を各9名（±0）、実技系（±0）、初等教育（▲2）、理数枠廃止（▲5）→ 実技系特色（+5）
- 実技系特色枠（13名）の内訳として、技術、家庭科、美術を各3名、音楽を4名の定員とする。

課程・コース・専攻				一般選抜		総合型 選抜	学校推薦 型選抜Ⅰ	学校推薦 型選抜Ⅱ
				前期	後期			
熊 本 大 学 教 育 学 部	共同教員 養成課程	小中連 携教育 コース	小学校教育主免専攻	38				26
			中学校教育 主免専攻	国語	6			
				社会	6			
				英語	6			
				数学	11			
				理科	7			
				保健体育	6			
		教育支 援探究 コース	発達支援専攻	16				
			特別支援教育専攻	12				6
	養護課程	養護教育 コース	養護教育専攻	22				8
計				130				40

「地域枠8名※1」「国際枠5名※1」「実技系特色枠13名※2」を設定する。

※1

- 卒業後の教員採用試験一次試験を全部免除し、特別面接のみ実施する。
- 熊本県北・県南を含む各地域および熊本大学附属小・中学校国際クラスや外国人子女を受け入れている地域拠点校へ優先的に配置する。（現在、熊本県教育委員会と調整中）

※2

- 小学校教育主免専攻を主専攻として、副専攻は実技系4教科（技術、家庭科、音楽、美術）からの選択とする。

(熊本大学)

別紙 2

学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠）（大学入学共通テストを課す）

実施学部・学科名	教育学部 共同教員養成課程 小中連携教育コース 小学校教育主免専攻
募集人員	8人
出願要件	推薦人数は、一つの学校から3人までとします。 次の1)～6)までの全ての要件を満たすもの 1) 次のいずれかに該当する者 ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を令和7年3月以降に卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 ② 高等専門学校の第3学年を令和8年3月修了見込みの者 ③ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を令和7年3月以降に修了した者又は令和8年3月修了見込みの者 2) 上記1)の教育施設における学習成績の状況が3.7以上であって、人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者 3) 将来、熊本県採用小学校教員として教職に就くことを強く希望し、学校のみならず地域社会に貢献しようとする強い意志を有する者 4) 熊本市を除く県内地域において情熱を持って勤務することを志す者 5) 令和8年度大学入学共通テストの6教科又は7教科8科目以上（選抜方法等欄参照）を受験した者 6) 合格した場合、入学することを確約できる者
選抜方法等	大学入学共通テスト、推薦書、調査書及び面接の成績により総合的に判定します。 なお、面接においては本選抜の実施目的を考慮し、特に熊本市を除く県内地域への教育に対する熱意及び当該地域の小学校教員として定着できる可能性等の観点から資質等を評価します。 大学入学共通テストで受験を要する教科・科目 国：国語……1 地歴：地総・地探、歴総・日探、歴総・世探から1又は2 公民：公・倫、公・政経から1 数：数Ⅰ・数A……1 数Ⅱ・数B・数C……1 理：物基・化基・生基・地基、物、化、生、地から1又は2 外：英、独、仏、中、韓から1 } から1又は2 〔6教科又7教科8科目〕 ＊ 地歴と公民から1科目以上、理科から1科目以上とし、これらの教科の中から3科目受験すること。 なお、「物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎」については、2つを選択解答することで「理科1科目」受験とする。 また、「理科」においては、同一名称のつく科目（例：物理基礎と物理）を選択することはできない。

そ の 他	※本選抜は、各地域の創生には資質・能力の高い小学校教員の円滑な確保が望まれること等を背景として実施するものです。 したがって、将来的に熊本県採用小学校教員として採用された後は、県内のどの地域においても勤務することを志し、地域経済や社会の変化、人口減少等の課題に対して教育面から解決し、新たな発展に貢献しようとする強い意欲等を持つ者を対象とします。 また、入学後は、熊本県の学校教育の状況や県内各地域の小学校の魅力を伝えることを目的とする、熊本県教育委員会と連携した講義や当該地域における教育実習等を履修することになります。
--------------	--

学校推薦型選抜Ⅱ（国際枠）（大学入学共通テストを課す）

実施学部・学科名	教育学部 共同教員養成課程 小中連携教育コース 小学校教育主免専攻
募集人員	5 人
出願要件	志望専攻への入学の意志が強固な者で、次の 1)～6) の全ての要件を満たすもの。 1) 次のいずれかに該当する者 ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を令和 7 年 3 月以降に卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者 ② 高等専門学校の第 3 学年を令和 8 年 3 月修了見込みの者 ③ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を令和 7 年 3 月以降に修了した者又は令和 8 年 3 月修了見込みの者 2) 上記 1) の教育施設における学習成績の状況が 3.7 以上であって、人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者 3) 将来、熊本県及び熊本市採用小学校教員として教職に就くことを強く希望し、特に教育の国際化に貢献しようとする強い意志を有する者 4) 入学後は、教育の国際化に特化した英語によるイメージ教育を実践形式で学ぶことを希望する者 5) 令和 8 年度大学入学共通テストの 6 教科又は 7 教科 8 科目以上（選抜方法等欄参照）を受験した者 6) 合格した場合、入学することを確約できる者
選抜方法等	大学入学共通テスト、推薦書、調査書及び面接の成績により総合的に判定します。なお、面接においては本選抜の実施目的を考慮し、特に熊本県内の教育の国際化に対する熱意及び当該地域の小学校教員として定着できる可能性等の観点から、資質等を評価します。 大学入学共通テストで受験を要する教科・科目 国：国語……1 地歴：地総・地探、歴総・日探、歴総・世探から 1 又は 2 } から 1 又は 2 公民：公・倫、公・政経から 1 数：数Ⅰ・数 A……1 数Ⅱ・数 B・数 C……1 理：物基・化基・生基・地基、物、化、生、地から 1 又は 2 外：英、独、仏、中、韓から 1 〔6 教科又 7 教科 8 科目〕 ＊ 地歴と公民から 1 科目以上、理科から 1 科目以上とし、これらの教科の中から 3 科目受験すること。 なお、「物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎」については、2 つを選択解答することで「理科 1 科目」受験とする。 また、「理科」においては、同一名称のつく科目（例：物理基礎と物理）を選択することはできない。

そ の 他	※本選抜は、教育の国際化に対応するために、日本の学習指導要領に基づく英語によるイマージョン教育に興味を持ち、さらに専門性を高めたいという意志のある学生を確保するために実施するものです。 また、入学後は、本学附属学校国際クラスや熊本県及び熊本市の外国人児童を受け入れている拠点校での教育実習や海外の教育機関での教育研修を予定しています。
--------------	---

学校推薦型選抜Ⅱ（実技系特色枠）（大学入学共通テストを課す）

実施学部・課程名	教育学部 共同教員養成課程 小中連携教育コース 小学校教育主免専攻			
募 集 人 員	13 人			
	音楽	美術	技術	家庭
	(4 人程度)	(3 人程度)	(3 人程度)	(3 人程度)
出 願 要 件	【音楽、美術、技術、家庭】 志望専攻への入学の意志が強固な者で、次の 1)～4) の全ての要件を満たすもの 1) 次のいずれかに該当する者 ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を令和 7 年 3 月以降に卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者 ② 高等専門学校の第 3 学年を令和 8 年 3 月修了見込みの者 ③ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を令和 7 年 3 月以降に修了した者又は令和 8 年 3 月修了見込みの者 2) 上記 1) の教育施設における全体の評定平均値が 3.7 以上であって、人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者 3) 令和 8 年度大学入学共通テストの〔6 教科又は 7 教科 8 科目以上〕（選抜方法等欄参照）を受験した者 4) 合格した場合、入学することを確約できる者			
選 抜 方 法 等	大学入学共通テスト、推薦書、調査書、志望理由書、実技（音楽のみ）及び面接の成績により総合的に判定します。 大学入学共通テストで受験を要する教科・科目 【音楽、美術、技術、家庭】 国 : 国語……1 地歴 : 地総・地探、歴総・日探、歴総・世探から 1 又は 2 } から 1 又は 2 公民 : 公・倫、公・政経から 1 数 : 数Ⅰ・数 A……1 数Ⅱ・数 B・数 C……1 理 : 物基・化基・生基・地基、物、化、生、地から 1 又は 2 外 : 英、独、仏、中、韓から 1 〔6 教科又 7 教科 8 科目〕 * 地歴と公民から 1 科目以上、理科から 1 科目以上とし、これらの教科の中から 3 科目受験すること。 なお、「物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎」については、2 つを選択解答することで「理科 1 科目」受験とする。 また、「理科」においては、同一名称のつく科目（例：物理基礎と物理）を選択することはできない。			
そ の 他	共同教員養成課程小中連携教育コースは複数免許取得を卒業要件としています。入学後は、小学校免許取得を必須として、二つ目の免許は受験した科目（音楽、美術、技術、家庭）の免許を取得することになります。			

音楽で課す実技検査内容については、今後公表予定の入学選抜要項及び学生募集要項で確認してください。

○国立大学法人熊本大学教員選考基準

(平成 16 年 4 月 1 日基準第 1 号)

改正 平成 19 年 3 月 26 日基準第 2 号 平成 21 年 3 月 27 日基準第 4 号
 平成 21 年 12 月 24 日基準第 5 号 平成 25 年 3 月 28 日基準第 1 号
 平成 27 年 3 月 26 日基準第 1 号 平成 29 年 3 月 23 日基準第 3 号
 平成 31 年 3 月 28 日基準第 2 号 令和元年 6 月 27 日基準第 7 号
 令和 6 年 3 月 28 日基準第 3 号 令和 6 年 6 月 27 日基準第 5 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人熊本大学教育職員選考規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 4 条第 1 項の規定に基づき、熊本大学における教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。)の選考は、この基準により行う。

(教授の選考)

第 2 条 教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 8 条第 1 項に規定する基幹教員としての講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の選考)

第 3 条 准教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の選考)

第 4 条 講師の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
 - (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
- (助教の選考)

第5条 助教の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 第2条各号又は第3条各号のいずれかに該当する者
 - (2) 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
 - (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- (助手の選考)

第6条 助手の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
 - (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
- (雑則)

第7条 国立大学法人熊本大学学内規則取扱要項(平成16年4月1日制定)第2条第1項に規定する部局(各学部、情報融合学環、大学院各教育部、先進軽金属材料国際研究機構、キャンパスミュージアム推進機構、各研究機構及び附属図書館を除く。)において必要がある場合は、学長の承認を得て、この基準に関する内規を定めることができる。

附 則

- 1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日前に、廃止前の熊本大学教員選考基準(昭和28年4月26日制定)により選考された者については、この基準により選考されたものとみなす。

附 則(平成19年3月26日基準第2号)

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日基準第4号)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日基準第5号)

この基準は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日基準第1号)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日基準第 1 号)

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 23 日基準第 3 号)

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日基準第 2 号)

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 27 日基準第 7 号)

この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日基準第 3 号)

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 6 月 27 日基準第 5 号)

- 1 この基準は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の第 2 条第 4 号の規定の適用については、この基準の施行前における専任の講師の経歴及び大学設置基準等の一部を改正する省令(令和 4 年文部科学省令第 34 号)附則第 4 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における専任の講師の経歴は、基幹教員としての講師の経歴とみなす。

教育学部における主要授業科目に関する取扱要項

(令和6年3月5日制定)

(趣旨)

第1 この要項は、教育学部で開講される授業科目のうち、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 教育学部における主要授業科目は、教育学部専門教育科目のうち教育学部のいずれかの専攻・教科の必修科目及び選択必修科目とする。

(雑則)

第3 この要項に定めるもののほか、主要授業科目に関し必要な事項は、教育学部教授会において別に定める。

附 則

この要項は、令和6年3月5日から実施する。

国立大学法人佐賀大学教育職員就業規程

(平成16年4月1日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「国立大学法人佐賀大学職員就業規則」（平成16年4月1日制定。以下「就業規則」という。）の定めるところにより教育職員の職務とその責任の特殊性に基づき、国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）に勤務する教育職員の職種、職務、人事、服務その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、教育職員の職種及び職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）、助教及び助手（以下「大学教員」という。）

ア 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績をもって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

イ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績をもって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

ウ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

エ 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力をもって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

オ 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(2) 附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭（以下「附属学校教員」という。）

ア 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

イ 教頭は、校長又は園長を助け、校務又は園務を整理し、及び必要に応じ児童・生徒又は幼児の教育又は保育をつかさどる。

ウ 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる。

エ 指導教諭は、児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

オ 教諭は、児童・生徒又は幼児の教育又は保育をつかさどる。

カ 養護教諭は、児童・生徒又は幼児の養護をつかさどる。

キ 栄養教諭は、児童・生徒又は幼児の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(3) 学長との雇用契約により雇用された外国人研究員

2 前条の規定にかかわらず、前項第3号に該当する者の人事及びその他必要な事項は、別に定める。

第2章 人事及び服務

(採用及び昇任)

第3条 大学教員の採用及び昇任のための選考は、別に定める国立大学法人佐賀大学教員選考規則（平成30年2月28日全部改正）に基づき、学長が行う。

2 附属学校教員の採用及び昇任の選考は、教育学部長の意見を聴いて、学長が行う。

(解雇)

第4条 大学教員及び附属学校教員が学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の規定に該当することとなった場合は、解雇する。

第5条 削除

第6条 削除

(休職の期間)

第7条 附属学校教員が結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職の期間は、満2年とする。ただし、学長が特に必要があるとき、予算の範囲内でその休職の期間を満3年まで延長することができる。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

(任期)

第8条 学長は、国立大学法人佐賀大学における任期を定めて雇用する教育職員に関する規程（平成16年4月1日制定）に基づき大学教員を、期間を定めて雇用することができる。

2 前項の期間が満了した場合は、学系会議（医学系及び医療系にあっては、医学域会議（以下「学系会議等」という。））の議を経て、学長が期間を更新することができる。

- 3 期間を定めて雇用された大学教員は、その期間中（当該任期が始まる日から１年以内の期間を除く。）に退職することができる。
- 4 第２条第１項第３号の規定に定める外国人研究員の雇用については、任期を定めるものとする。
（定年）
- 第９条 大学教員及び附属学校教員の定年は、次に定めるところによる。
- （１）大学教員の定年は、国立大学法人佐賀大学教育職員定年規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。
- （２）附属学校教員の定年は、年齢６０年とする。
（服務）
- 第１０条 大学教員の服務については、就業規則に定めるものを除いては、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。
（人事評価）
- 第１１条 大学教員の人事評価及び評価の結果に応じた措置は、学系会議等の議を経て、学長が行う。
- 2 前項の人事評価は、教育研究評議会の議を経て、学長が定める基準により、行わなければならない。
- 3 附属学校教員の人事評価は、附属学校の長が実施し、評価の結果に応じた措置は、学長が行う。
- 4 前項の人事評価は、教育学部長が定める基準により、行わなければならない。
（試用期間）
- 第１２条 附属学校教員の試用期間は、１年とする。
- 第３章 研修
- （研修）
- 第１３条 大学教員及び附属学校教員は、その職責を遂行するために、絶えず研修に努めなければならない。
- 2 学長は、大学教員及び附属学校教員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を立案し、その実施に努めなければならない。
（研修の機会）
- 第１４条 大学教員及び附属学校教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- 2 大学教員及び附属学校教員は、授業に支障のない限り、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 大学教員及び附属学校教員は、学長の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。
（初任者研修）
- 第１５条 学長は、附属学校の教諭に対して、その採用の日から１年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。
- 2 学長は、附属学校の校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭のうちから、指導教員を命ずるものとする。
- 3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。
（初任者研修適用除外者）
- 第１６条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、初任者研修の対象から除くものとする。
- （１）臨時的に採用された者
- （２）教諭、助教諭又は常勤の講師（以下「教諭等」という。）として国立、公立又は私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、引き続き１年を超える期間を勤務したことがある者で、学長が教諭の職務遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、初任者研修を実施する必要がないと認めるもの
- （３）教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条第３項に規定する特別免許状を有する者
（１０年経験者研修）
- 第１７条 学長は、附属学校の教諭に対して、その在職期間（国立、公立又は私立の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が、１０年間（特別の事情がある場合には、１０年を標準として学長が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「１０年経験者研修」という。）を実施しなければならない。
- 2 前項の規定による１０年経験者研修を実施する期間は、その開始日から１年以内とする。
- 3 第１項に規定する在職期間は、次に定めるとおりとする。
- （１）国立、公立又は私立の小学校等の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。
- （２）指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は在職期間に通算するものとする。
- 4 前項の規定による在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き１年以上あるときは、その期間の年数（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

- (1) 休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
- (2) 労働組合業務に従事した期間
- (3) 育児休業及び出生時育児休業をした期間
- (10年経験者研修適用除外者)

第18条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、10年経験者研修の対象から除くものとする。

- (1) 臨時的に採用された者
- (2) 他機関で10年経験者研修を受けた者
- (3) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、学長が、当該者の経験の程度を勘案して10年経験者研修を実施する必要があると認めるもの

第4章 大学院修学休業

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第19条 附属学校教員（校長及び教頭を除く。）で次の各号のいずれにも該当するものは、学長の許可を受けて、3年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第22条第2項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

- (1) 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭及び教諭にあつては教育職員免許法に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。
 - (2) 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（教育職員免許法に規定する教諭の一種免許状若しくは特別免許状、養護教諭の一種免許状又は栄養教諭の一種免許状であつて、同法別表第3、別表第5、別表第6、別表第6の2又は別表第7の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされるものをいう。次号について同じ。）を有していること。
 - (3) 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法別表第3、別表第5、別表第6、別表第6の2又は別表第7に定める最低在職年数を満たしていること。
- 2 大学院修学休業の許可を受けようとする附属学校教員（校長及び教頭を除く。）は、取得しようとする専修免許状の種類、在学しようとする大学院の課程等及び大学院修学休業をしようとする期間を明らかにして、学長に対し、その許可を申請するものとする。

(大学院修学休業適用除外)

第20条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、大学院修学休業の対象から除くものとする。

- (1) 試用期間中の者
- (2) 臨時的に採用された者
- (3) 初任者研修を受けていない者
- (4) 許可を受けようとする大学院修学休業の期間の満了の日の前日までの間又は大学院修学休業の期間満了日から起算して1年以内に定年退職日が到来する者
- (5) 就業規則第18条の規定に基づき採用された者

(大学院修学休業の効果)

第21条 大学院修学休業をしている附属学校教員（校長及び教頭を除く。）は、職員としての身分を有するが、職務に従事しない。

2 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。

(大学院修学休業の許可の失効等)

第22条 大学院修学休業の許可は、当該大学院修学休業をしている附属学校教員（校長及び教頭を除く。）が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 学長は、大学院修学休業をしている附属学校教員（校長及び教頭を除く。）が当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を退学したこと又は次の各号のいずれにも該当することとなった場合は、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。

- (1) 大学院修学休業をしている附属学校教員（校長及び教頭を除く。）が、正当な理由なく、当該大学院修学休業の許可に係る大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (2) 大学院修学休業をしている附属学校教員（校長及び教頭を除く。）が教育職員免許法第4条第2項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間内に修得することが困難となったとき。

第5章 雑則

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月4日改正）

この規程は、平成19年4月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月12日改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月16日改正）

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月24日改正）

この規程は、平成22年11月24日から施行する。

附 則（平成23年3月23日改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月28日改正）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日改正）

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年9月25日改正）

この規程は、平成25年9月25日から施行する。

附 則（平成27年3月26日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月9日改正）

この規程は、平成27年12月9日から施行する。

附 則（平成28年3月25日改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月29日改正）

この規程は、平成29年11月29日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年3月28日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月28日改正）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

国立大学法人佐賀大学教育職員定年規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 国立大学法人佐賀大学教育職員就業規程(平成16年4月1日制定)第9条の規定に基づく国立大学法人佐賀大学の専任の教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「大学教員」という。)の定年は、この規程の定めるところによる。

(定年及び退職の日)

第2条 大学教員の定年は、年齢65年とする。

2 大学教員の定年による退職の日は、定年に達した日の属する学年の末日とする。

(規程の改正)

第3条 この規程の改正は、教育研究評議会において、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の過半数の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

国立大学法人佐賀大学契約職員人事規程

(平成21年3月11日制定)

目 次

第1章 総則

(趣旨)

第1条 国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）に勤務する契約職員の人事については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令及び国立大学法人佐賀大学契約職員就業規則（平成21年3月11日制定。以下「契約職員就業規則」という。）の定めによるもののほか、この規程の定めるところによる。

(採用、配置換等の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 新たに本法人契約職員として職に就かせること。
- (2) 配置換 契約職員の所属又は職名若しくは職務を変更させること。
- (3) 配置 教育職員に教育組織の専任を命ずること。
- (4) 休職 契約職員就業規則第12条第1項に定める事由により、契約職員としての身分を保有したまま職務に従事させないこと。
- (5) 復職 休職中の契約職員が職務に復帰すること。
- (6) 離職 契約職員が職員としての身分を失うこと。
- (7) 退職 解雇及び懲戒解雇の場合を除いて、契約職員が離職すること。
- (8) 解雇 契約職員をその意に反して退職させること。
- (9) 辞職 契約職員がその意により退職すること。

(契約職員の区分、職種及び職名)

第3条 契約職員の区分、職種及び職名は、別表のとおりとする。

(定義)

第4条 この規程において「特定教育職員」とは、医師不足分野等教育指導推進経費を用いて雇用する教育職員であって、特定のプログラム、プロジェクト等における教育に従事するために雇用されるものをいう。

2 この規程において「特任教員」とは、運営費交付金、自己収入又は外部資金を用いて雇用される教育職員であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 各学部等において主に教育に従事する者
- (2) 外部資金による特定の教育研究プロジェクトにおける教育研究に従事する者
- (3) 学長の命により、本法人の教育研究上、特に必要な業務に従事する者

3 この規程において「寄附講座等教員」とは、佐賀大学寄附講座及び寄附研究部門規程（平成16年4月1日制定）に基づき雇用する寄附講座又は寄附研究部門を担当する教員をいう。

4 この規程において「病院助教等」とは、医学部附属病院における教育研究及び診療等の実施に関し必要があるものとして雇用する教育職員であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第8項に規定する助教又は同条第10項に規定する講師の職務に従事するものをいう。

5 この規程において「研究助教等」とは、博士課程を有する研究科における教育研究の実施に関し必要があるものとして外部資金を用いて雇用する教育職員（博士の学位を有し、特定の研究プロジェクト等における指定された教育研究に従事する者をいう。）であって、学校教育法第92条第8項に規定する助教又は同条第10項に規定する講師の職務に従事するものをいう。

6 この規程において「特別研究員」とは、各学部、各研究科、教養教育センター、全国共同利用施設又は各学内共同教育研究施設の長の命を受け、特定の研究プロジェクト等における指定された研究に従事する研究員をいう。

7 この規程において「特定看護職員」とは、医学部附属病院に雇用する看護職員であって、次のとおり看護師（看護師の試験に合格し、看護師免許登録前にある者を含む。）、助産師及び准看護師の免許を有し、当該職務に従事するものをいう。

職 名	対 象 者
特定看護師	看護師の免許を有し、看護師の職務に従事する者
特定助産師	助産師の免許を有し、助産師の職務に従事する者
特定准看護師	准看護師の免許を有し、准看護師の職務に従事する者
特定看護助手	看護師の試験に合格し、看護師免許登録前にある者で、看護助手の職務に従事するもの

8 この規程において「契約医療技術職員」とは、医学部附属病院に雇用する医療技術職員であって、次のとおり職名に応じた

免許を有し（各職種の試験に合格し、各職種の免許登録前にある者を含む。）、当該職務に従事するものをいう。

職 名	対 象 者
契約薬剤師	薬剤師の免許を有し、薬剤師の職務に従事する者
契約診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有し、診療放射線技師の職務に従事する者
契約栄養士	栄養士の免許を有し、栄養士の職務に従事する者
契約臨床検査技師	臨床検査技師の免許を有し、臨床検査技師の職務に従事する者
契約理学療法士	理学療法士の免許を有し、理学療法士の職務に従事する者
契約作業療法士	作業療法士の免許を有し、作業療法士の職務に従事する者
契約歯科技工士	歯科技工士の免許を有し、歯科技工士の職務に従事する者
契約歯科衛生士	歯科衛生士の免許を有し、歯科衛生士の職務に従事する者
契約臨床工学技士	臨床工学技士の免許を有し、臨床工学技士の職務に従事する者
契約言語聴覚士	言語聴覚士の免許を有し、言語聴覚士の職務に従事する者
契約視能訓練士	視能訓練士の免許を有し、視能訓練士の職務に従事する者
契約薬剤助手	各職種の試験に合格し、免許登録前にある者で、各職種の助手の職務に従事するもの
契約診療放射線助手	
契約栄養助手	
契約臨床検査助手	
契約理学療法助手	
契約作業療法助手	
契約歯科技工助手	
契約歯科衛生助手	
契約臨床工学助手	
契約言語聴覚助手	
契約視能訓練助手	

9 この規程において「契約事務職員」とは、次に掲げる事務職員をいう。

職 名		対 象 者
契約医療事務職員		医学部附属病院における医療事務の職務に従事する者
契約コーディネーター		高度の専門的知識又は資格を持ち、その知識等を必要とするコーディネーターの職務に従事する者
契約リサーチ・アドミニストレーター	リサーチ・アドミニストレーター（URA）	研究や知的財産等に関する専門的知識を持ち、上司の指導の下に国立大学法人佐賀大学リージョナル・イノベーションセンター規則（平成29年9月27日制定）第9条第1項各号に規定する職務に従事する者
	主任リサーチ・アドミニストレーター（主任URA）	研究や知的財産等に関する高度の専門的知識を持ち、国立大学法人佐賀大学リージョナル・イノベーションセンター規則第9条第1項各号に規定する職務に自律的に従事する者
	シニアリサーチ・アドミニストレーター（シニアURA）	研究や知的財産等に関する相当高度の専門的知識を持ち、国立大学法人佐賀大学リージョナル・イノベーションセンター規則第9条第1項各号に規定する職務に主導的に従事する者

10 この規程において「参事」とは、国立大学法人佐賀大学事務組織規則（平成20年12月1日全部改正）第15条の規定に基づき、本法人の定年年齢を超えた者を対象として雇用するものであって、事務局の業務に従事するものをいう。

11 この規程において「契約調理師」とは、医学部附属病院に雇用する調理師であって、調理師免許を有し、調理業務に従事するものをいう。

12 この規程において「契約調理員」とは、医学部附属病院に雇用する調理員であって、調理業務に従事するものをいう。

13 この規程において「契約看護助手」とは、医学部附属病院に雇用する看護補助職員であって、看護師等の補助業務に従事するものをいう。

第2章 採用

（採用制限）

第5条 本法人以外に本務を有する者は、本法人の契約職員に採用することはできない（特任教員及び寄附講座等教員のうち、時間雇用職員を除く。）ものとする。ただし、学長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（採用対象者）

第6条 契約職員の採用は、試験又は選考によるものとする。

2 特定教育職員、寄附講座等教員、病院助教等、研究助教等、特別研究員及び参事の採用に伴う前項の選考に当たっては、年齢が65歳に達している者は、対象としない。ただし、学長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 特任教員の採用に伴う第1項の選考に当たっては、年齢が70歳に達している者は、対象としない。ただし、学長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 特定看護職員、契約医療技術職員、契約事務職員、契約調理師、契約調理員及び契約看護助手の採用に伴う第1項の試験又は選考に当たっては、年齢が60歳に達している者は、対象としない。ただし、学長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（教育職員及び研究員の選考）

第7条 別表に定める教育職員及び研究員の選考のための基準は、別に定める国立大学法人佐賀大学教員選考規則（平成30年2月28日全部改正）の第8条から第12条までの規定を準用する。

（高年齢者雇用）

第8条 第6条第4項の規定により採用対象者とならない者が、引き続き雇用を希望した場合、契約職員就業規則第14条の2の規定により退職した者が、引き続き雇用を希望した場合又は国立大学法人佐賀大学職員就業規則（平成16年4月1日制定）第17条の規定により退職した者（大学教員を除く。）が、引き続き雇用を希望した場合には、契約職員として雇用することができるものとし、その場合の就業に関する必要な事項については、別に定める国立大学法人佐賀大学再雇用職員就業規則（平成16年4月1日制定。以下「再雇用職員就業規則」という。）を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、契約事務職員及び契約看護助手の本給の決定については、国立大学法人佐賀大学契約職員給与規程に定めるところによる。

3 第1項に規定する再雇用職員就業規則の準用において再雇用職員就業規則中「再雇用職員」とあるのは「高年齢者雇用職員」と、「再雇用」とあるのは「高年齢者雇用」と、それぞれ読み替える。

4 第1項に規定する再雇用職員就業規則第19条中「就業規則のうち、第22条、第23条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第47条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第59条、第60条、第61条、第63条、第64条、第65条、第67条、第68条及び第69条の規定」とあるのは、「契約職員就業規則のうち、第18条、第19条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第44条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第56条、第57条、第58条、第60条、第61条、第62条、第64条、第65条及び第66条の規定」と読み替える。

（雇用期間の更新制限）

第9条 契約職員就業規則第7条第3項に基づく更新しない場合の基準については、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 契約締結当初から、更新回数の上限を設けており、当該上限に当たる場合
- (2) 前回の契約更新時に、更新しないことについて合意していた場合
- (3) 担当業務を終了又は中止した場合
- (4) 担当業務に関連するプログラム、プロジェクト等の事業を廃止又は縮小した場合
- (5) 本法人の経営状況の悪化により、更新を行うことが困難である場合
- (6) 担当業務を遂行する能力が十分ではない場合
- (7) 当該雇用期間中において懲戒処分を受けている場合
- (8) 職務命令に違反する行為を行った場合又は無断欠勤をしたこと等勤務成績が不良の場合
- (9) 本人が契約更新を希望していない場合
- (10) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がある場合
- (11) その他前各号に準ずる客観的かつ合理的な事由がある場合

第3章 休職及び解雇

（休職）

第10条 契約職員就業規則第12条の規定による休職の期間、手続等については、国立大学法人佐賀大学職員休職規程（平成16年4月1日制定）を準用する。

（本人の意に反する解雇）

第11条 本人の意に反する解雇は、客観的に合理的な理由が存在し、社会通念上相当であると認められる場合に行うことができるものとする。

2 契約職員就業規則第15条第1項第1号の規定により契約職員を解雇することができる場合は、契約職員の勤務成績を判断するに足ると認められる事実に基づき、勤務成績が不良又は著しく不良であることが明らかな場合とする。

3 契約職員就業規則第15条第1項第2号の規定により契約職員を解雇することができる場合は、学長が指定する医師2人によって、長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があると診断され、その疾患又は故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合とする。

4 契約職員就業規則第15条第1項第3号から第5号までの規定により契約職員のうちいずれを解雇するかは、勤務成績、勤務年数、転勤可能性、解雇により生活に与える影響等を総合的に考慮して、公正に判断して定めるものとする。

第12条 就業規則第15条第1項第1号から第4号までの規定による解雇は、配置換その他の措置の可否を考慮するなど、総合的な判断に基づいて行うものとする。

第13条 削除

第4章 採用等の手続

(人事異動通知書の交付)

第14条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付しなければならない。

- (1) 採用、配置換又は雇用契約を更新した場合
- (2) 契約職員に付与される職務に関する名称が変更され、又は付加され、若しくはなくなった場合
- (3) 契約職員を復職させた場合又は休職の期間が満了した場合
- (4) 契約職員を解雇する場合
- (5) 契約職員の辞職を承認した場合
- (6) 契約職員が退職した場合（解雇又は辞職の場合を除く。）

2 前項第2号に掲げる場合で通知書の交付によらないことが適当と認められるときは、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができるものとする。

第15条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約職員に通知書を交付して行わなければならない。

- (1) 契約職員を休職にし、又はその期間を更新する場合
- (2) 契約職員を懲戒解雇する場合

2 前項に規定する場合において、学長は、契約職員の意に反して処分を行おうとするときは、その契約職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 第1項各号に掲げる場合で、行方不明等により通知書の交付が困難な場合又は通知書の受取を拒んだ場合等には、その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができるものとする。

(通知書の様式)

第16条 通知書の様式は、別紙様式のとおりとする。

第5章 雑則

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月24日改正）

この規程は、平成22年11月24日から施行する。

附 則（平成23年3月9日改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月27日改正）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日改正）

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月25日改正）

この規程は、平成２７年１１月２５日から施行する。

附 則（平成２８年３月２５日改正）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年１月２７日改正）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年１１月２２日改正）

この規程は、平成３０年１月１日から施行する。

附 則（平成２９年１１月２９日改正）

この規程は、平成２９年１１月２９日から施行し、平成２９年１０月１日から適用する。

附 則（平成３０年３月２８日改正）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３０日改正）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１月２９日改正）

この規程は、令和６年１月２９日から施行する。

附 則（令和６年３月２９日改正）

この規程は、令和６年３月２９日から施行する。

附 則（令和７年３月２７日改正）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表 区分、職種及び職名（第３条関係）

区 分	職 種	職 名	
教育職員	特定教育職員	教育指導教授	
		教育指導准教授	
		教育指導講師	
		教育指導助教	
	特 任 教 員	特任教授	
		特任准教授	
		特任講師	
		特任助教	
	寄附講座等教員	寄附講座教員	寄附講座教授
			寄附講座准教授
			寄附講座講師
			寄附講座助教
			寄附講座助手
		寄附研究部門教員	寄附研究部門教授
			寄附研究部門准教授
			寄附研究部門講師
			寄附研究部門助教
			寄附研究部門助手
	病院助教等	病院講師	
		病院助教	
	研究助教等	研究講師	
		研究助教	
研究員	特別研究員	特別研究員	
看護職員	特定看護職員	特定看護師	
		特定助産師	
		特定准看護師	
		特定看護助手	

医療技術職員	契約医療技術職員	契約薬剤師	
		契約診療放射線技師	
		契約栄養士	
		契約臨床検査技師	
		契約理学療法士	
		契約作業療法士	
		契約歯科技工士	
		契約臨床工学技士	
		契約言語聴覚士	
		契約視能訓練士	
		契約薬剤助手	
		契約診療放射線助手	
		契約栄養助手	
		契約臨床検査助手	
		契約理学療法助手	
		契約作業療法助手	
		契約歯科技工助手	
		契約臨床工学助手	
		契約言語聴覚助手	
		契約視能訓練助手	
事務職員	契約事務職員	契約医療事務職員	契約医療専門職員
			契約医療事務員
		契約コーディネーター	
		契約リサーチ・アドミニストレーター	リサーチ・アドミニストレーター（URA）
			主任リサーチ・アドミニストレーター（主任URA）
			シニアリサーチ・アドミニストレーター（シニアURA）
	参事	参事	
技能職員	契約調理師	契約調理師	
	契約看護助手	契約看護助手	

佐賀大学教育学部に置く委員会等に関する規程

(平成28年3月20日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学教育学部（以下「本学部」という。）における教育研究及び運営を円滑に進めるため、本学部 zu 置く委員会等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本学部 zu 別表の左欄に掲げる委員会を置く。

- 2 委員会の任務、組織、委員長及び委員の任期は、別表の右欄に掲げるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員会 zu 必要な事項を当該委員会規程として規定することができる。

(新設、再編又は改廃)

第3条 委員会を新たに設置しようとする場合は、別表の右欄に掲げる事項について、教授会 zu 諮り、承認を得るものとする。

- 2 委員会は不断に見直し、必要に応じて再編又は改廃するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会 zu、委員長を置くものとし、必要に応じて、副委員長を置くことができる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長 zu 事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 委員会 zu、副委員長を置かない場合は、委員長があらかじめ指名した委員 zu その職務を代行させることができる。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会 zu 委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第7条 委員会 zu、当該委員会における専門の事項を調査・検討するため、専門小委員会又はワーキンググループ等を置くことができる。

(教授会への報告等)

第8条 委員会を開催した場合は、その要旨を教授会 zu 報告するものとする。

- 2 委員会は、毎年度末、当該年度の活動状況を取りまとめ、学部長 zu 報告するものとする。

(会議及びワーキンググループ等の設置)

第9条 学部の円滑な運営又は特定の事項について、調査・検討を行うため、会議又はワーキンググループ等（以下「会議等」という。）を置くことができる。

- 2 会議等の設置及び運営については、第2条から第7条までの規定を準用するものとし、教授会 zu 対しては、必要に応じて報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程 zu 定めるもののほか、委員会及び会議等の運営等 zu 必要な事項は、当該委員会等 zu 別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成２８年１２月７日改正）

この規程は、平成２８年１２月７日から施行し、平成２８年１１月１６日から適用する。

附 則（平成２９年２月１５日改正）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月６日改正）

この規程は、平成３０年３月６日から施行する。

附 則（平成３１年４月１０日改正）

この規程は、平成３１年４月１０日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則（令和２年１月８日改正）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

別表（PDF）

別表（第2条関係）（教育）

左欄	右欄			
委員会名	任務（審議事項等）	組織	委員長	任期
グループ代表者会議	1 学部の運営に関すること。 2 学部各種委員等の選出に関すること。	学部長、各専攻・教科の代表者、附属教育実践総合センター長、学校教育学研究科副研究科長で組織し、幼小連携グループ、言語・社会系グループ、理数系グループ、実技系グループにそれぞれ代表者1人を置く	学部長	2年
学部運営会議	1 学部の運営に関すること。 2 その他必要な連絡調整に関すること。	学部長、教育研究評議員、副学部長、附属教育実践総合センター長、学部長補佐、学部委員会委員長	学部長	
学部長室会議	1 学部の人事・予算・運営に関すること。 2 その他必要な連絡調整に関すること。	学部長、教育研究評議員、副学部長、学校教育学研究科副研究科長、附属教育実践総合センター長	学部長	
施設・安全衛生委員会	1 学部の施設に関すること。 2 安全衛生に関すること。 3 その他必要な連絡調整に関すること。	各グループから、その年度に指定された人員	委員の互選により定める	2年
人権教育・男女共同参画・レクリエーション委員会	1 人権教育に関すること。 2 男女共同参画に関すること。 3 レクリエーションに関すること。 4 その他必要な連絡調整に関すること。	各グループから、その年度に指定された人員	委員の互選により定める	2年
企画・評価委員会	1 学部の企画・評価に関すること。 2 その他必要な連絡調整に関すること。 ※ 評価に関しては別途規定に従う。	各グループから、その年度に指定された人員	学部長	2年
入試・広報委員会	1 学部の入学試験に関すること。 2 学部の入試改善に関すること。 3 学部の広報に関すること。 4 その他必要な連絡調整に関すること。	各グループから、その年度に指定された人員	委員の互選により定める	2年
教務委員会	1 学部の教務に関すること。 2 カリキュラムの改善に関すること。 3 その他必要な連絡調整に関すること。	各グループから、その年度に指定された人員	委員の互選により定める	2年
FD 委員会	1 学部のFDに関すること。 2 その他必要な連絡調整に関すること。 ※ FDの推進に関しては別途規定に従う	(1) その年度に教務委員に指定された人員のうち、各グループから1人（計4人）	委員の互選により定める	2年
学生・就職委員会	1 学部学生の学生生活に関すること。 2 学部学生の就職支援に関すること。	各グループから、その年度に指定された人員	委員の互選により定める	2年

左欄	右欄			
委員会名	任務（審議事項等）	組織	委員長	任期
	3 その他必要な連絡調整に関すること。			
国際貢献・地域貢献委員会	1 学部の国際交流・貢献に関すること。 2 学部の地域貢献に関すること。 3 その他必要な連絡調整に関すること。	各グループから、その年度に指定された人員	委員の互選により定める	2年
研究推進・論文編集委員会	1 プロジェクト研究の推進に関すること。 2 研究叢書の編集・発刊に関すること。 3 研究論文の編集に関すること。 4 学部の図書に関すること。 5 その他必要な連絡調整に関すること。	各グループから、その年度に指定された人員	委員の互選により定める	2年
教育実習委員会	1 学部の教育実習に関すること。 2 その他必要な連絡調整に関すること。	各グループから、その年度に指定された人員	附属教育実践総合センター長	2年
附属教育実践総合センター運営委員会	1 センターの運営の基本方針に関すること。 2 センターの予算に関すること。 3 その他必要と認める事項 ※ センター運営に関しては別途規定に従う。	(1) センター長 (2) センターの専任の教員 (3) 教授会から選出された者 4人 (4) センター長が推薦した者 若干名	附属教育実践総合センター長	2年
附属学校運営委員会	別途規定	同左	同左	同左
附属特別支援学校就学指導委員会	別途規定	同左	同左	同左
教職課程運営委員会	別途規定	同左	同左	同左
教育改善委員会	別途規定	同左	同左	同左

左欄	右欄			
委員会名	任務（審議事項等）	組織	委員長	任期
附属特別支援学校プロダクト・マネジメント委員会	別途規定	同左	同左	同左

令和6年〇〇月〇〇日

関係機関等の長 殿

国立大学法人佐賀大学
教育研究院人文・社会科学域長
羽 石 寛 志

教員の公募について（依頼）

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび本学域では、下記の要領にて教員の公募を行うこととなりました。ついては、貴機関の関係者にお知らせいただくとともに、適任者の御推薦について、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、本公募では、「男女共同参画社会基本法」の主旨に則り、業績評価等の審査結果 について同等と認められた場合には、女性を優先的に採用します。

敬具

記

1. 募集者 佐賀大学（佐賀市本庄町1）
2. 所属・職名 人文・社会科学域教育学系・准教授または講師（常勤職員）
3. 募集人員 1名
4. 就業場所 佐賀大学本庄キャンパス（佐賀市本庄町1）
・配属先 人文・社会科学域教育学系 教育学部
5. 専門分野 障害児心理
6. 担当業務 教育に関する内容
学部：知的障害児心理学、障害児の心理臨床と指導法、障害児心理学、発達障害児心理療法、特別支援教育の基礎（オムニバス）、特別支援教育概論（オムニバス）、教育実践フィールド演習Ⅰ、教職実践演習、幼小連携教育演習、幼小連携教育研究
教職大学院（学校教育学研究科）：知的障害と自閉スペクトラム症の理解と支援、教育・発達・臨床の心理学からの教育支援（オムニバス）
全学教育機構：全学教育機構が開講する科目（教養教育科目等）
7. 待遇 任期：任期無しの常勤職員（試用期間3か月）

賃 金：年俸制（国立大学法人佐賀大学年俸制教員給与規程による）
 ただし、応募する時点で佐賀大学に常時勤務する大学教員のうち国立
 大学法人佐賀大学職員給与規程の適用を受けている方については、引
 き続き同規程の適用を希望することも可能です。

勤務形態：週 5 日， 3 8 時間 4 5 分勤務
 （月～金） 8 時 3 0 分～ 1 7 時 1 5 分（ 1 2 時～ 1 3 時は休憩時間）
 ＊専門業務型裁量労働制により， 7 時間 4 5 分働いたものとみなされます。

休 日：土日，祝日，年末年始（ 1 2 月 2 9 日～ 1 月 3 日）
 健康保険：文部科学省共済組合，労災保険，雇用保険加入
 備 考：その他詳細は，国立大学法人佐賀大学職員就業規則等による

8. 応募資格
- (1)博士の学位を有する方，またはこれと同等の研究業績を有する方
 - (2)教員の養成および現職教員の指導に意欲を有する方
 - (3)附属学校園との共同研究に意欲を有する方
 - (4)小・中・高等学校・特別支援学校での教職経験を有することが望ましい
9. 着任時期
- 令和 6 年 1 0 月 1 日以降，採用決定後のできるだけ早い時期
10. 提出書類
- ①履歴書（別紙様式 1）
 （写真添付，連絡先と E-mail アドレス，高等学校以降の学歴・職歴を明記）
 - ②業績書（別紙様式 2）
 - ③業績等を実証・閲覧できる資料 著書・論文等については現物（別刷またはコピーも可，各 1 部）。主要業績 5 点についてはその旨明記すること。
 - ④業績を総括した解説（A4 用紙 1,000 字以内）
 - ⑤ティーチング・ポートフォリオまたは教育業績，及び社会における活動・所属学会を項目別にまとめ，年代順に列記したもの（任意様式）
 ただし，応募する時点で佐賀大学に常時勤務する大学教員（医学部医学科臨床医学系専任の助教及び医学部附属病院専任の講師及び助教を除く）については，標準版のティーチング・ポートフォリオ（本文及び根拠資料）の提出を必須とします。
 - ⑥競争的研究費の獲得状況（任意様式）
 - ⑦教育・研究に関する抱負（A4 用紙 1,200 字以内）
 - ⑧応募者について照会可能な方 1 名の氏名，所属，連絡先（様式自由）
 - ⑨保有する学位に関する学位授与証明書（学位記の写は不可）
11. 選考方法
- 書類選考の上，面談（教育・研究に関するプレゼンテーション，質疑等）や専門分野に関する模擬講義
 （面談などの場合の旅費等は支給いたしません。）
 （海外在住の方には、オンラインでの面接を行う可能性があります。）
12. 応募締切
- 令和 6 年 7 月 3 1 日（水） 1 7 時必着
13. 提 出 先
- 〒840-8502 佐賀市本庄町 1 番地 佐賀大学教育学系長 小野文慈宛

及び問合せ先 TEL : 0952-28-8211 FAX : 0952-28-8219

E-mail : bunsomu@cc.saga-u.ac.jp

封筒表面に「教育学部障害児心理教員応募書類在中」と朱書きし、書留にて郵送してください。電子メールによる応募は受け付けません。また、応募書類は原則として返却しません。

14. 本公募掲載先 本学 HP : <http://www.saga-u.ac.jp/other/boshu.html>

JREC-IN

上記提出書類の各種様式については、本学 HP より取得してください。



15. その他 提出いただきました個人情報、本学個人情報の保護に関する規程に準じて適正に管理し、本選考以外の目的には使用いたしません。

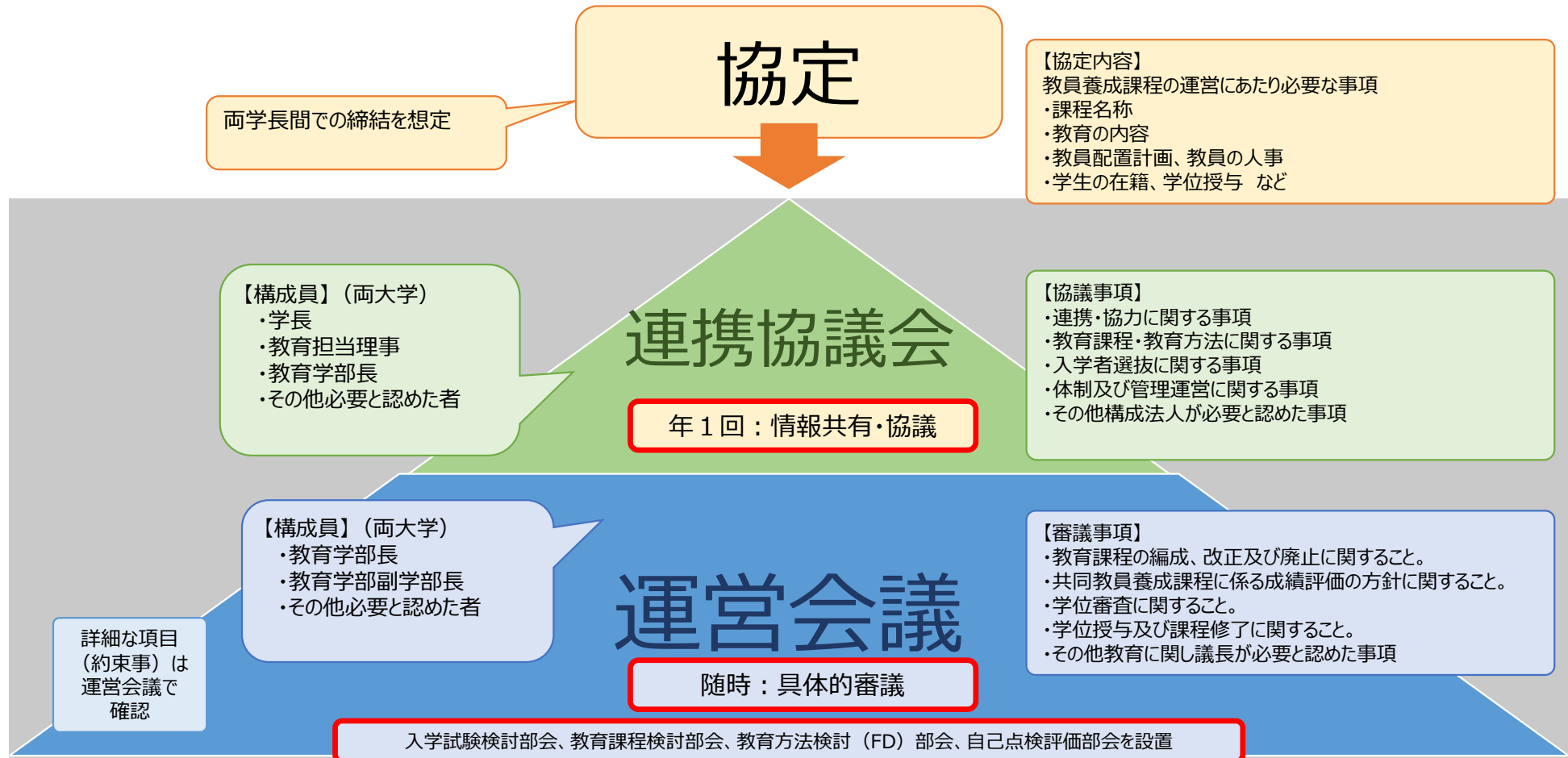
また、本学では、男女共同参画社会基本法、佐賀大学ダイバーシティ推進宣言(平成29年)の精神及びポジティブ・アクションに基づき、教員の選考を行っております。

(佐賀大学ダイバーシティ推進室 HP : <https://www.oedi.saga-u.ac.jp/>)



共同教員養成課程の運営体制

目的：共同教員養成課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため



佐賀大学教授会規則

(平成16年4月1日制定)

目 次

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学基本規則（平成16年4月1日制定）第41条第2項の規定に基づき、佐賀大学の各学部（以下「学部」という。）に置かれる教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、当該学部の専任の教授をもって組織する。

2 前項に定める者のほか、特任教授（時間雇用職員を除く。以下同じ。）を構成員に加えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育学部教授会にあっては、教育学部及び学校教育学研究科の専任の教授をもって組織する。ただし、教育学部教授会の定めるところにより、特任教授を構成員に加えることができる。

4 特任教授については、次条第1項第1号及び第2号に定める事項の審議には加わることができない。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学部長候補者の選考に関する事項
 - (2) 教員（非常勤講師を含む。）の配置要望に関する事項
 - (3) 教育課程の編成に関する事項
 - (4) 学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与に関する事項
 - (5) 学生の転学部、転学科及び転課程に関する事項
 - (6) 学生の懲戒に関する事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した教授が、その職務を代行する。

(審議事項等の通知)

第5条 教授会の審議事項等は、あらかじめ通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(議事)

第6条 教授会は、半数以上であって当該学部が定める割合以上の構成員が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、当該教授会が特に必要があると認めた事項については、3分の2以上の多数をもって議決しなければならない。

(代議員会等)

第7条 教授会は、その定めるところにより、教授会を構成する教員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(教授会規程)

第8条 学部は、この規則に基づき、当該学部の教授会規程を定めるものとする。

附 則

この通則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日改正）

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月22日改正）

この通則は、平成21年5月22日から施行する。

附 則（平成22年3月25日改正）

この通則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成２２年１１月２４日改正）

この通則は、平成２２年１１月２４日から施行する。

附 則（平成２７年３月２６日改正）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年２月２４日改正）

１ この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２ 文化教育学部教授会は、改正後の第２条の規定にかかわらず、文化教育学部が存続する間、同条の規定中「専任」とあるのは、「併任」と読み替えて、この規則を適用する。

附 則（平成３０年２月２８日改正）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年５月２３日改正）

この規則は、平成３０年５月２３日から施行する。

附 則（令和７年３月２７日改正）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

佐賀大学教育学部教授会規程

(平成28年3月20日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学教授会規則(平成16年4月1制定)第8条の規定による佐賀大学教育学部教授会(以下「教授会」という。)の組織、権限、運営等については、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育学部専任の教授
- (2) 大学院学校教育学研究科専任の教授
- 2 前項に定める者のほか、特任教授(時間雇用職員を除く。以下同じ。)を構成員に加えることができる。
- 3 特任教授については、次条第1項第1号及び第2号に定める事項の審議には加わることができない。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学部長候補者の選考に関する事項
- (2) 教員(非常勤講師を含む。)の配置要望に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与に関する事項
- (5) 学生の転学部に関する事項
- (6) 学生の懲戒に関する事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した教授が、その職務を代行する。

(審議事項等の通知)

第5条 教授会の審議事項等は、あらかじめ通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

- 2 議長は、教育研究評議会その他の諸般の事項を教授会に報告するものとする。
- 3 各種の委員は、委員会その他の関連事項を教授会に報告するものとする。

(議事)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教授会が特に必要があると認めた事項については、3分の2以上の多数をもって議決しなければならない。

(議事録)

第7条 議事その他必要な事項は、議事録に記載し、次回以降の教授会において、その内容を確認するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月4日改正)

この規程は、平成30年7月4日から施行する。

国立大学法人佐賀大学教員会議規程

(令和6年3月1日制定)

目 次

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学基本規則（平成16年4月1日制定）第42条第2項の規定に基づき、佐賀大学の各学部（以下「学部」という。）に置かれる教育課程の編成に係る会議（以下「教員会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 学部に、教員会議を置く。

2 教員会議は、当該学部の教育に携わる次に掲げる教員をもって組織する。

(1) 国立大学法人佐賀大学職員人事規程（平成16年4月1日制定）別表に規定する大学教員（助手を除く。）

(2) 国立大学法人佐賀大学契約職員人事規程（平成21年3月11日制定）別表に規定する教育職員のうち、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当し、又は一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する特定教育職員、特任教員及び寄附講座等教員（寄附講座助手及び寄附研究部門助手を除く。）

(審議事項)

第3条 教員会議は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 学部の教育課程の編成に係る事項

(2) その他議長が必要と認める事項

(議長)

第4条 教員会議に議長を置き、学部長又は学部長が指名する者をもって充てる。

2 議長は、教員会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した教員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 教員会議は、半数以上の構成員が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、当該教員会議が特に必要があると認めた事項については、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(事務)

第6条 教員会議の事務は、当該学部の事務部が行う。

2 当該学部の事務部は、教員会議開催に関する議事録等の作成及び保存等を適切に行わなければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教員会議の実施に関し必要な事項については、学部が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月25日改正）

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日改正）

この規程は、令和7年3月18日から施行する。

附 則（令和7年3月27日改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

○熊本大学教授会規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 164 号)

改正 平成 20 年 3 月 27 日規則第 87 号 平成 21 年 3 月 26 日規則第 59 号
 平成 21 年 12 月 24 日規則第 246 号 平成 23 年 11 月 24 日規則第 157 号
 平成 25 年 3 月 29 日規則第 108 号 平成 26 年 4 月 30 日規則第 52 号
 平成 27 年 1 月 22 日規則第 3 号 平成 28 年 3 月 31 日規則第 234 号
 平成 28 年 5 月 31 日規則第 380 号 平成 29 年 3 月 31 日規則第 170 号
 平成 30 年 3 月 22 日規則第 69 号 平成 31 年 3 月 28 日規則第 46 号
 令和 3 年 2 月 24 日規則第 13 号 令和 5 年 2 月 22 日規則第 14 号
 令和 6 年 1 月 25 日規則第 9 号 令和 7 年 3 月 27 日規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。)第 50 条第 4 項の規定に基づき、教授会に関し必要な事項を定める。

(教授会)

第 2 条 各学部、情報融合学環、大学院教育学研究科、大学院各研究部、大学院各教育部及び病院(以下「学部等」という。)に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項(大学院各研究部及び病院の教授会にあつては第 3 号に限る。)について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学部等の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部等の長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 3 条 各研究所、研究開発戦略本部、半導体・デジタル研究教育機構、学内共同教育研究施設で次に掲げるもの及びヒトレトロウイルス学共同研究センターに、教授会として運営委員会(半導体・デジタル研究教育機構及びヒトレトロウイルス学共同研究センターにあつては、運営会議。以下同じ。)を置く。

くまもと水循環・減災研究教育センター 先進マグネシウム国際研究センター 生命資源研究・支援センター

2 前項の運営委員会は、教育又は研究に関する重要な事項で、当該運営委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

第 4 条 大学教育統括管理運営機構、学内共同教育研究施設で前条第 1 項に掲げる組織以外の組織及び保健センターにあつては、熊本大学に、教授会として学内共同教育研究施設等の人事等に関する委員会を置く。

2 前項の委員会は、同項に規定する組織の教育又は研究に関する重要な事項で、当該委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

第 5 条 前条第 1 項の組織の専任の教授は、学部等のいずれかの教授会に所属するものとする。

第 6 条 教授会(第 3 条第 1 項の運営委員会及び第 4 条第 1 項の委員会を含む。以下同じ。)を置く組織の長(学内共同教育研究施設等の人事等に関する委員会にあっては、学長。以下同じ。)は、教員の採用及び昇任のための選考について教授会が審議する場合において、本学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、意見を述べることができる。

第 7 条 教授会に、議長を置き、当該教授会を置く組織の長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

第 8 条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

第 9 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の半数以上であって、教授会が別に定める割合以上の多数をもって決する。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、教授会及び代議員会等の組織運営等に関し必要な事項は、当該組織の長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 87 号)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 大学院文学研究科及び大学院法学研究科の研究科委員会については、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 59 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日規則第 246 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 24 日規則第 157 号)

この規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 108 号)
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 30 日規則第 52 号)
この規則は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 22 日規則第 3 号)
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 234 号)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 31 日規則第 380 号)
この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 170 号)
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 69 号)
- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 大学院自然科学研究科の教授会については、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 46 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 24 日規則第 13 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 22 日規則第 14 号)
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 25 日規則第 9 号)
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 27 日規則第 41 号)
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○熊本大学教育学部教授会規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 171 号)

改正 平成 22 年 1 月 13 日規則第 2 号 平成 22 年 9 月 8 日規則第 276 号
平成 23 年 1 月 12 日規則第 69 号 平成 27 年 3 月 19 日規則第 143 号
平成 29 年 2 月 22 日規則第 41 号 平成 30 年 2 月 14 日規則第 21 号
令和 2 年 3 月 11 日規則第 98 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本大学教授会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 10 条の規定に基づき、熊本大学教育学部教授会(以下「教授会」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 教授会は、次に掲げる者であって、教育学部、特別支援教育特別専攻科及び養護教諭特別別科の教育課程の運営に携わるもの(兼担を除く。)をもって組織する。

- (1) 大学院教育学研究科の専任の教授、准教授及び講師
- (2) 大学院人文社会科学研究部の専任の教授、准教授及び講師
- (3) 大学院先端科学研究部の専任の教授、准教授及び講師
- (4) 大学院生命科学研究部の専任の教授、准教授及び講師
- (5) 大学教育統括管理運営機構の専任の教授、准教授及び講師

(審議事項)

第 3 条 教授会は、学長が熊本大学教授会規則第 2 条第 2 項に定める事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学部長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 学生の除籍及び懲戒に関する事項
- (2) その他学部の教育研究に関する重要事項

(会議)

第 4 条 教授会は、定例教授会又は臨時教授会とする。

2 教授会に、議長を置き、学部長をもって充てる。

3 学部長が職務を遂行できないときは、あらかじめ学部長が指名する者がその職務を代行する。

(定足数)

第 5 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 職務による海外渡航中の者は、構成員の数に算入しないものとする。

(議事)

第 6 条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学部長候補者の選考に関する事項は、出席した構成員の 3 分の 2 以上をもって決する。

(構成員以外の出席)

第6条の2 学部長は、教授会の構成員以外の者について、必要と認める場合は、教授会への出席を認めることができる。

(運営会議等)

第7条 教授会に、運営会議その他必要な委員会(以下「運営会議等」という。)を置く。

2 前項の運営会議等に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

(事務)

第8条 教授会の事務は、教育研究支援部人社・教育系事務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月13日規則第2号)

この規則は、平成22年1月13日から施行する。

附 則(平成22年9月8日規則第276号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年1月12日規則第69号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日規則第143号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月22日規則第41号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月14日規則第21号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月11日規則第98号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育学部教授会の下に設置する各種委員会

種別	委員会等 *は教育学研究科と共通
管理運営に関する委員会	教育学部・教育学研究科運営会議*
	予算・施設委員会*
	教員人事・業績評価委員会*
教育・研究に関する委員会	教務委員会
	教育実習委員会
	厚生・就職委員会
	入試・広報委員会
	教育・研究活動推進委員会*
その他の委員会	人権教育委員会*
	国際交流委員会*
	紀要編集委員会*
	情報処理委員会*
	特別支援教育特別専攻科運営委員会
	養護教諭特別別科運営委員会
	附属教育実践総合センター運営委員会

○国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則

(令和3年3月24日規則第80号)

改正 令和4年3月14日規則第28号 令和5年3月20日規則第72号

令和6年3月27日規則第144号 令和7年3月27日規則第120号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成16年4月1日制定)第10条第4項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)が教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)に関し必要な事項を定める。

(自己点検・評価の領域)

第2条 自己点検・評価の対象とする領域(以下「自己点検・評価領域」という。)は、別表の左欄に掲げるとおりとする。

(統括責任者)

第3条 本学に、自己点検・評価統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 統括責任者は、自己点検・評価に係る業務を統括する。

(推進責任者)

第4条 本学に、自己点検・評価推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置き、別表の左欄に掲げる自己点検・評価領域に応じ、別表の中欄に掲げる者をもって充てる。

2 推進責任者は、自己点検・評価に関する業務を掌理する。

(推進責任者による自己点検・評価等)

第5条 推進責任者は、別表の右欄に掲げる会議又は委員会(以下「所掌会議等」という。)の議を経て、評価項目を定めるものとする。

2 推進責任者は、事業年度ごとに、前項の評価項目について、自己点検・評価を実施する。

3 推進責任者は、前項の自己点検・評価を実施するに当たって、必要に応じて、学生、卒業生若しくは修了生又は卒業生若しくは修了生の主な雇用者その他の関係者から意見を聴取するものとする。

4 推進責任者は、第2項の自己点検・評価の結果を国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)に報告するものとする。

5 推進責任者は、前項の自己点検・評価の結果に改善が必要な事項があると認めたときは、所掌会議等の議を経て、改善計画を定め、大学評価会議に報告するとともに、改善を実施するものとする。

6 推進責任者は、前項の改善の実施状況を、事業年度ごとに、大学評価会議に報告するものとする。

(大学評価会議による自己点検・評価等)

第6条 大学評価会議は、前条第4項の自己点検・評価の結果、同条第5項の改善計画及び同条第6項の改善の実施状況(以下「推進責任者による自己点検・評価の結果等」という。)に基づき、原則として6事業年度ごとに、前条第1項の評価項目について、自己点検・評価を実施する。

2 大学評価会議は、前項の自己点検・評価の結果を統括責任者に報告するものとする。
(統括責任者による改善指示)

第7条 統括責任者は、前条第2項の自己点検・評価の結果に改善が必要な事項があると認めたときは、推進責任者に改善計画の策定を指示するものとする。

2 推進責任者は、前項の指示を受けた場合は、所掌会議等の議を経て、改善計画を定め、統括責任者に報告するものとする。

3 統括責任者は、前項の改善計画に基づき、推進責任者に改善を指示するものとする。

4 推進責任者は、前項の指示に基づき、改善を実施するものとする。
(外部評価の実施)

第8条 統括責任者は、自己点検・評価の結果について、必要に応じて、本学の職員以外の者による評価を受けるものとする。
(公表)

第9条 大学評価会議は、自己点検・評価の結果を、本学のホームページ等で公表するものとする。
(事務)

第10条 自己点検・評価に関する事務は、経営企画本部において処理する。
(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日規則第28号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日規則第72号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第144号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日規則第120号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条、第5条関係)

評価領域	推進責任者	所掌会議等
教育	教育・学生支援担当の理事	国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会
施設管理	総務・財務・施設担当の理事	国立大学法人熊本大学施設・環境委員会
設備 (ICT)	情報ガバナンスを所掌する副学長	国立大学法人熊本大学 ICT 戦略会議
設備 (図書)	附属図書館長	熊本大学附属図書館運営委員会
学生支援	教育・学生支援担当の理事	熊本大学学生委員会
入学者受入	入試・高大連携担当の副学長	熊本大学入学試験委員会
研究	研究・グローバル戦略担当の理事	国立大学法人熊本大学研究推進会議
社会貢献	研究開発戦略本部長	熊本大学研究開発戦略本部運営委員会
国際	グローバル推進機構長	熊本大学グローバル推進機構会議

○国立大学法人熊本大学大学評価会議規則

(平成 19 年 3 月 22 日規則第 52 号)

改正 平成 20 年 3 月 27 日規則第 80 号 平成 21 年 3 月 26 日規則第 61 号
 平成 21 年 12 月 24 日規則第 252 号 平成 22 年 9 月 30 日規則第 134 号
 平成 23 年 3 月 24 日規則第 27 号 平成 25 年 4 月 1 日規則第 63 号
 平成 28 年 3 月 31 日規則第 155 号 平成 29 年 3 月 31 日規則第 113 号
 平成 30 年 3 月 22 日規則第 104 号 平成 31 年 3 月 29 日規則第 40 号
 令和 3 年 3 月 31 日規則第 105 号 令和 3 年 12 月 28 日規則第 230 号
 令和 6 年 3 月 27 日規則第 56 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。)

第 29 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学に、国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 大学評価会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学改革・評価担当の理事
- (2) 学長が指名する理事 2 人
- (3) 国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則(令和 3 年 3 月 24 日制定)第 4 条に規定する自己点検・評価推進責任者
- (4) 文学部、法学部、大学院人文社会科学研究部及び大学院社会文化科学教育部の副部局長のうちから選出された者 3 人
- (5) 教育学部及び大学院教育学研究科の副部局長のうちから選出された者 1 人
- (6) 理学部、工学部、情報融合学環、大学院先端科学研究部及び大学院自然科学教育部の副部局長のうちから選出された者 3 人
- (7) 医学部、薬学部、大学院生命科学研究部、大学院医学教育部、大学院保健学教育部及び大学院薬学教育部の副部局長のうちから選出された者 4 人
- (8) 病院の副部局長
- (9) 経営企画本部長
- (10) その他学長が必要と認めた者

2 前項第 10 号の委員は、学長が委嘱する。

3 第 1 項第 10 号の委員の任期は学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(任務)

第 3 条 大学評価会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 自己点検・評価の基本方針及び具体的施策の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施及び結果の公表に関すること。
- (3) 自己点検・評価の結果に基づく改善に関すること。

- (4) 第三者評価への対応に関すること。
 - (5) その他大学評価に関し議長が必要と認めた事項
- (議長)

第4条 大学評価会議に、議長を置き、大学改革・評価担当の理事をもって充てる。

- 2 議長は、大学評価会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 大学評価会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 大学評価会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を大学評価会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会等)

第7条 大学評価会議に、委員会及びワーキンググループを置くことができる。

- 2 委員会及びワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 大学評価会議の事務は、経営企画本部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、大学評価会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人熊本大学大学評価会議規則(平成16年4月1日制定)及び国立大学法人熊本大学大学評価本部規則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成20年3月27日規則第80号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日規則第61号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日規則第252号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日規則第134号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日規則第 27 号)
この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日規則第 63 号)
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 155 号)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 113 号)
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 104 号)
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 40 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 105 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 28 日規則第 230 号)
この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 27 日規則第 56 号)
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

佐賀大学教育委員会運営内規

(平成18年4月24日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、佐賀大学教育委員会規則（平成16年4月1日制定。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、佐賀大学教育委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 委員会に、副委員長を置く。

2 副委員長は、規則第4条第3項の規定により、委員長が指名した委員をもって充てる。

(専門委員会)

第3条 委員会に、次に掲げる専門委員会を置く。

(1) 教務専門委員会

(2) 教育質保証専門委員会

2 各専門委員会の専門委員長は、委員会の議に基づき、委員長が指名する。

(専門委員会の活動)

第4条 専門委員会は、それぞれ次に掲げる活動を行う。

(1) 教務専門委員会

ア 学部、研究科及び全学教育機構の協議を要する事項

イ ラーニング・ポートフォリオ等の学習支援に関する事項

ウ 分野横断教育プログラムに関する事項

エ 情報通信技術活用教育に関する事項

オ その他学生の学修に関する事項

(2) 教育質保証専門委員会

ア 教育の質保証の実施に関する事項

イ 教員の資質の向上及び能力の開発に関する事項

ウ ティーチング・ポートフォリオ及び情報通信技術活用教育等の教育支援に関する事項

エ その他委員長が特に指示する事項

(提案)

第5条 専門委員会委員長は、専門委員会の議に基づき、委員会に必要な提案を行うものとする。

(委員以外の出席)

第6条 専門委員会が必要と認めたときは、専門委員会委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この内規は、平成18年4月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年1月29日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成２２年７月６日から施行する。

附 則

この内規は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この内規は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年４月２５日改正）

この内規は、平成２６年４月２５日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

平成25年3月7日

副学長制定

(趣旨)

第1 この要項は、佐賀大学における教育の質保証推進の一環として、大学教員（以下「教員」という。）の教育の取組の検証及び改善の支援を目的とする佐賀大学ティーチング・ポートフォリオ（以下「TP」という。）に関する諸活動（TPの作成、更新及び活用をいう。以下同じ。）を実施するために必要な事項を定める。

(策定)

第2 TPの諸活動の基本事項に関しては、佐賀大学教育委員会の議を経て、佐賀大学教育委員会委員長が実施についての要領（以下「実施要領」という。）を定める。

(実施)

第3 佐賀大学教育開発推進センターは、この要項及び実施要領に基づき、学部、佐賀大学教養教育センター及び研究科（以下「学部等」という。）及び関係部署（インスティテューショナル・リサーチ室、アドミッションセンター、ウェルビーイング創造センターその他の学部等以外でTPに関係する部署をいう。以下同じ。）の協力を得て、TPに関する業務を遂行するものとする。

2 学部等は、佐賀大学教育委員会の要請により、TPの諸活動を遂行するために必要な情報（TPの作成及び更新を実施する教員に関する情報をいう。）を提供する。

(検証)

第4 実施要領で定めるTPの取組及び達成目標は、佐賀大学教育委員会が関係部署との連携の下でこれを検証し、諸活動の改善につなげるものとする。

(改善)

第5 TPに関する諸活動の改善は、関係部署からの要請等を含め佐賀大学教育委員会が検討し、決定する。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、TPに関する諸活動の実施に関し、必要な事項は、佐賀大学教育委員会の議を経て、佐賀大学教育委員会委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成26年4月1日改正）

この要項は、平成26年4月25日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日改正）

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（令和7年3月27日改正）

この要項は、令和7年4月1日から実施する。

(趣旨)

第1 この要領は、佐賀大学ティーチング・ポートフォリオ実施要項（平成25年3月7日副学長制定）第2の規定に基づき、佐賀大学ティーチング・ポートフォリオ（以下「TP」という。）の諸活動の基本事項を定める。

(定義)

第2 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 標準版TP 教員が自らの教育活動について振り返り、自らの言葉で記述し、その記述の根拠を示す資料によって裏付けられ厳選された記録で、佐賀大学教育開発推進センターが開催又は認定したティーチング・ポートフォリオ・ワークショップにおいて作成又は更新されたもので、少なくとも主要項目である「教育の責任」、「教育の理念」、「教育の方法」、「教育の成果」及び「今後の目標」に関する内容を含むものをいう。

(2) 簡易版TP 標準版TPの主要項目のうち「教育の責任」、「教育の理念」、「教育の方法」及び「今後の目標」について記述した記録で、佐賀大学教育開発推進センターが開催するティーチング・ポートフォリオ・ミニワークショップ（以下「TPミニワーク」という。）において作成又は更新され、教学マネジメントシステムに入力されたもので、かつ、標準版TPを作成した教員については、TPミニワークへの参加を要せず、標準版TPの一部を抽出・編集し、教学マネジメントシステムに入力することによりこれに代えることができるものをいう。

(TPの取組)

第3 教育開発推進センターは、TPに基づき学内において教育に関する情報の共有や公表などに努め、TPに関する諸活動を遂行する。

2 教員はTPを作成し、原則として、作成したTPに基づいて各授業の1回目に教育理念や教育方法等を説明する等、これを活用した教育改善に取り組む。また、少なくとも4年に1回はTPの更新に努める。

3 学部等は、TPに関する諸活動を通じて、教員の教育改善の取組を支援する仕組みを構築し、運用する。

(TPの作成・更新)

第4 TPの作成及び更新は、次に掲げるとおりとする。

(1) 原則として、専任教員のうち授業科目に係る調整及び統括を行う教員（医学部及び医学系研究科においては教科主任、その他の学部及び研究科においてはシラバスの筆頭教員（以下「主担当教員」という。））は、全て簡易版TPを作成し、これを学内公開する。

(2) 佐賀大学に着任した日の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として、3年以内に主担当教員となった教員は、当該起算日から4年以内に標準版TPを作成する。ただし、当該教員が第2第1号に規定する標準版TPを佐賀大学着任前に作成している場合は、前段に規定する起算日から4年以内に標準版TPを更新することをもって代えることができる。

(3) 原則としてTPを作成した教員は、少なくとも4年に1回、当該TPを更新するものとする。ただし、TPを作成又は更新した年度から更新時期までに主担当教員となっていない教員は更新の対象から除外する。なお、更新の対象から除外された場合においても、その後主担当教員となった場合は、主担当教員となった日の属する年度内にTPを更新するものとする。

(雑則)

第5 この要領に定めるもののほか、TPに関する諸活動を遂行するために必要な事項は、佐賀大学教育委員会の議を経て、佐賀大学教育委員会委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成26年4月1日改正）

この要領は、平成26年4月25日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年9月24日改正）

この要領は、平成27年9月24日から実施する。

附 則（平成28年12月27日改正）

この要領は、平成28年12月27日から実施する。

附 則（令和5年8月17日改正）

この要領は、令和5年8月18日から実施する。

附 則（令和6年8月9日改正）

この要領は、令和6年8月9日から実施する。ただし、第4第2号の規定は、令和7年度以降の新規採用教員から適用する。

附 則（令和7年3月27日改正）

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

佐賀大学学士課程における教育の質保証に関する方針

(平成25年3月15日制定)

佐賀大学（以下「大学」という。）は、佐賀大学学則（平成16年4月1日制定）第2条に規定する大学の目的に即して、以下の方針に基づき、組織的・計画的に教育課程を編成・実施し、その結果を検証して改善することで、学士課程における教育の質保証を推進する。

1 大学に関わる方針

大学は、教員への教育活動支援、学生への学修・生活支援を実施し、教育情報等を収集、公表するとともに、学部等の教育実施状況及び成果の分析結果に基づき自己点検・評価を行い、学士課程教育の質の維持又は向上に必要な措置を講じる。

2 学部等に関わる方針

- (1) (1) 学部等（学部及び教養教育センターをいう。以下同じ。）は、各教育課程について一貫した入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針（教養教育センターにあっては教育課程編成・実施の方針）を定める。
- (2) 学部は、入学者受入れの方針に基づき、適切かつ公正な学生の受入れを実施し、求める学生像に沿った入学者の確保に努める。
- (3) 学部等は、教育課程編成・実施の方針に基づき、組織的・計画的に教育課程を編成・実施する。
- (4) 学部等は、教員への教育活動支援、学生への学修・生活支援を実施し、教育・学修の質の向上を推進する。
- (5) 学部は、学位授与の方針に基づき、学修成果を勘案し、学位を授与する。
- (6) 学部等は、教育の実施結果について、自己点検・評価に関する組織を整備し、教育課程の編成及び教育の質の維持又は向上に必要な手順を定め実行する。

3 教員に関わる方針

- (1) 教員（学部等の教育研究組織の教員をいう。以下同じ。）は、学部等が定める教育課程編成・実施の方針に基づき、担当する授業等を計画・実施し、学生の学修に必要な指導を行うとともに、厳格かつ適正な成績評価を実施する。
- (2) 教員は、授業等の実施結果を自己点検・評価し、必要な改善を図る。
- (3) 教員は、必要に応じて教育活動の計画、実施、点検及び改善について、学科・課程・部会等の教員と連携して取り組む。
- (4) 教員は、学生の学修活動を支援するとともに、自らの教育力向上に積極的に取り組む。

附 則

この方針は、平成25年3月15日から実施する。

附 則（令和2年1月22日改正）

この方針は、令和2年1月22日から実施する。

附 則（令和7年3月27日改正）

この方針は、令和7年4月1日から実施する。

佐賀大学学士課程における教育の質保証の推進に係るガイドライン

(平成25年3月15日制定)

1 趣旨

このガイドラインは、「佐賀大学学士課程における教育の質保証に関する方針（平成25年3月15日制定）」に基づく教育の質保証の推進に関し佐賀大学等が取り組むべき事項を示すものである。

2 実施事項

(1) 大学において実施する事項

大学は、次に掲げる事項等を計画・実施・点検・改善する体制を構築し、教育の質保証を推進・支援する。

- 1) 大学は、教員の教育活動を活性化するため、新任教員研修、各種講演会・研修会等を実施する。
- 2) 大学は、学部学生（以下「学生」という。）の学修活動を活性化するため、次に掲げる学修支援を行う。
 - ア 各種アドバイザーによる学修相談
 - イ 情報通信技術（ICT）等を活用した自学自習システムの整備
 - ウ ノートテイク、手話通訳等の配置
 - エ 学生の海外派遣、留学生の受入れ
- 3) 大学は、学生の学生生活を支援するため、次に掲げる生活支援を行う。
 - ア 学生カウンセラー、ソーシャルワーカー等による学生の生活相談への対応
 - イ 各種奨学金の給付
- 4) 大学は、社会への説明責任を果たすため、学内構成員や学外関係者から聴取した教育情報及び教育活動に関する意見を収集、管理し、これを適切に分析した結果を公表する。
- 5) 大学は、教育情報等の分析結果を活用して点検・評価を行い、その結果に基づき、次に掲げる取組を行う。
 - ア 学生による優れた学修活動への学生表彰等の実施
 - イ 教員による優れた教育活動への教育功績等表彰の実施
 - ウ 教育に関し改善を要する事項への適切な措置の実行

(2) 学部及び教養教育センター（以下「学部等」という。）において実施する事項

- 1) 学部等は、別表に掲げる事項等を計画・実施・点検・改善する体制を構築し、教育の質保証を推進する。
- 2) 学部等は、教育の質の維持又は向上にあたって、自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針（平成23年2月9日学長決定）に規定する外部評価等の結果を活用するものとする。

(3) 教員において実施する事項

教員は、次に掲げる事項等を実施し、組織的な教育の質保証の推進に寄与する。

- 1) 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき、シラバスを作成し、授業計画を立て、必要に応じて研究活動を反映した授業を実施する。
- 2) 教員は、学生の学修活動を活性化するため、次に掲げる学修支援を行う。
 - ア ティーチング・アシスタントの事前研修及び指導
 - イ 予習・復習等の学修課題の提示
 - ウ 必要に応じた補習等の実施
 - エ オフィスアワー等による学生からの学修相談への対応及び指導・助言
 - オ ラーニング・ポートフォリオ等による学生の学修状況の把握、学修相談への対応及び指導・助言
- 3) 教員は、成績評価を厳格かつ適正に実施するため、次に掲げる取組を行う。
 - ア 成績評価基準の公表
 - イ 模範解答例等の開示
 - ウ 成績評価に関する質問又は異議への対応
- 4) 教員は、成績評価結果や学生による授業評価に基づき、授業点検・評価を行い、次年度の授業改善目標を作成・公表し、これに基づき授業を改善する。
- 5) 教員は、学内外で開催される各種講演会やティーチング・ポートフォリオ・ワークショップなどの研修会に積極的に参加し、担当する授業科目の内容や方法等の改善を図る。

附 則

このガイドラインは、平成25年12月25日から実施する。

附 則（令和2年1月22日改正）

このガイドラインは、令和２年１月２２日から実施する。

附 則（令和３年５月３１日改正）

このガイドラインは、令和３年５月３１日から実施する。

附 則（令和７年３月２７日改正）

このガイドラインは、令和７年４月１日から実施する。

別表

別表（PDF）

佐賀大学学生による授業評価実施要項

(趣旨)

第1条 授業改善を目的とする学生による授業評価（以下「授業評価」という。）の実施に関する事項は、この要項に定めるところによる。

(評価の実施)

第2条 授業を担当する教員（非常勤講師を含む。）は、学期毎、授業科目毎に授業評価（以下「個別授業評価」という。）を実施する。

2 学部及び学科等の教育組織（以下「教育組織」という。）は、前項の個別授業評価等を分析し、教育組織毎に授業評価（以下「組織別授業評価」という。）を実施する。

(評価の支援)

第3条 大学は、授業評価の実施に必要な全学共通のアンケートシステム（以下「授業評価アンケートシステム」という。）を提供し、集計を行うなどの方法により、前条の授業評価の実施を支援する。

(個別評価結果の利用)

第4条 個別授業評価の結果は、授業担当者に提供し、授業担当者は、個別授業評価の結果を授業の改善等に利用するものとする。

2 前項の規定は、各授業担当者による評価結果の公表又は提供及び組織別授業評価のための集計を妨げはない。

3 個別授業評価の結果は、教員個人の評価には用いない。

4 個別授業評価の結果は、学生個人の成績評価に利用してはならない。

(組織別評価結果の利用)

第5条 教育改善のための調査研究を行う組織は、佐賀大学教育委員会の了承を得て、授業評価の結果を利用することができる。

(調査項目等)

第6条 授業評価アンケートシステムを利用した調査項目等は別紙のとおりとする。

2 前項に規定する調査項目等を変更する場合（次項の規定により調査項目等を追加する場合を除く。）は、佐賀大学教育委員会において審議する。

3 前項の規定は、教員又は教育組織が調査項目等を追加することを妨げない。

(調査対象)

第7条 個別授業評価の対象となる授業科目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学部が開設する授業科目

(2) 教養教育センターが開設する授業科目

(3) 研究科が開設する授業科目

2 授業科目を開設する学部等（教養教育センター及び研究科を含む。）の長が、授業科目の特性により、授業評価アンケートシステムを用いて調査することが適切でないと判断した場合は、他の方法により調査することができるものとする。この場合において、授業評価アンケートシステムを用いない授業担当者は、佐賀大学教育委員会が指定する日までに当該授業科目名を教育企画課に届け出るものとする。

(実施方法)

第8条 個別授業評価の実施、集計及び集計結果の公表の方法については、佐賀大学教育委員会の議を経て、委員長が別に定める。

2 前項の規定は、教員又は教育組織が、独自の調査を実施することを妨げない。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、授業評価の実施に関して必要な事項は、佐賀大学教育委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成18年10月1日から実施する。
- 2 この要項は、当分の間、医学部・医学系研究科には適用しない。

附 則（平成22年11月22日改正）

この要項は、平成22年11月22日から実施する。

附 則（平成25年2月5日改正）

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成26年2月18日改正）

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成26年4月25日改正）

この要項は、平成26年4月25日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和元年8月21日改正）

この要項は、令和元年8月21日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年7月9日改正）

この要項は、令和3年7月9日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月30日改正）

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和7年3月27日改正）

この要項は、令和7年4月1日から実施する。

別紙（第6条関係）授業アンケート

別紙（第6条関係）授業アンケート（PDF）

佐賀大学学生による授業評価結果を用いた授業改善実施要項

(平成18年12月22日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学学生による授業評価実施要項(平成18年6月27日制定。以下「授業評価実施要項」という。)第2条に定める個別授業評価及び組織別授業評価の結果は、授業評価実施要項に定めるもののほか、この要項の定めるところにより、授業の改善を通じて教育の質の向上に利用する。

(報告)

第2条 授業を担当する教員(非常勤講師を含む。)は、授業科目ごとに実施する授業評価の結果及び授業の改善目標について、学期ごとに、教学マネジメントシステムを利用して、授業全体について又は授業科目別に報告する。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤講師については、同項中「教学マネジメントシステムを利用して」とあるのを「別紙様式に定める授業点検・評価報告書に準じて」と読み替えて適用する。

3 学部又は学科等(以下「教育組織」という。)は、個別授業評価及び組織別授業評価の結果に基づき、次に掲げる事項について組織別授業点検・評価報告書を作成する。

(1) 各種アンケートの学科等別及び授業科目別の集計結果

(2) 各種アンケートの結果から総合的に判断して、学生から高い評価を得ていると教育組織が認定する授業科目

(3) 個別授業評価に係る情報が一切ない授業科目

(4) 教育組織の授業改善の取組状況に係る優れた点及び改善を要する点

(5) 次年度の学部又は学科等の授業改善目標

(報告書等の利用)

第3条 教育組織の長は、前条第3項に定める組織別授業点検・評価報告書に基づき、必要に応じて教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策を講じる。

2 前条第1項及び第2項の規定による個別授業点検・評価報告書及び同条第3項の組織別授業点検・評価報告書は、教育組織が実施する研修会等に利用し、オンラインで公表する。

3 前条第3項第2号に該当する授業科目における取組は、授業の改善に広く資するよう、教育組織が実施する研修会等又は公開授業により周知する。

附 則

1 この要項は、平成18年12月22日から実施する。

2 この要項は、当分の間、医学部及び医学系研究科において実施される授業評価には適用しない

附 則

この要項は、平成20年2月8日から実施する。

附 則(平成25年9月12日改正)

この要項は、平成25年9月12日から実施する。

附 則(令和元年8月21日改正)

この要項は、令和元年8月21日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

付 則(令和5年8月17日改正)

この要項は、令和5年8月18日から実施する。

○熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則

(平成 23 年 3 月 24 日規則第 34 号)

改正 平成 23 年 3 月 28 日規則第 71 号 平成 23 年 7 月 28 日規則第 95 号
 平成 24 年 12 月 27 日規則第 129 号 平成 26 年 4 月 30 日規則第 59 号
 平成 28 年 3 月 31 日規則第 207 号 平成 28 年 5 月 31 日規則第 334 号
 平成 29 年 3 月 31 日規則第 152 号 平成 30 年 3 月 22 日規則第 147 号
 平成 30 年 4 月 26 日規則第 194 号 平成 31 年 3 月 28 日規則第 229 号
 令和 5 年 3 月 23 日規則第 129 号 令和 6 年 3 月 27 日規則第 97 号
 令和 6 年 4 月 25 日規則第 212 号

(趣旨)

第 1 条 熊本大学大学教育統括管理運営機構規則(平成 28 年 5 月 26 日制定)第 20 条第 2 項の規定に基づき、熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学教育統括管理運営機構副機構長(以下「副機構長」という。)
 - (2) 大学教育統括管理運営機構教養教育実施本部長
 - (3) 半導体・デジタル研究教育機構附属情報統括センター長
 - (4) 各学部(医学部にあつては、医学科及び保健学科とする。以下同じ。)、情報融合学環、大学院教育学研究科及び大学院各教育部のファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)を担当する委員会等から選出された教員 各 1 人
 - (5) 大学教育統括管理運営機構から選出された教員 1 人
 - (6) 半導体・デジタル研究教育機構総合情報学部門教授システム学分野から選出された教員 1 人
 - (7) 学生支援部教育支援課長
 - (8) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第 4 号の規定にかかわらず、特段の事由(学部等の FD を担当する教員が研究科等の FD についても担当する場合等をいう。)がある場合は、学部及び研究科又は学部及び教育部から 1 人を選出することができる。
- 3 第 1 項第 4 号の委員のうち情報融合学環から選出された者は、同項第 6 号の委員を兼ねることができる。
- 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号の委員は、同項第 5 号の委員を兼ねることができる。
- 5 第 1 項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号の委員は、大学教育統括管理運営機構長が委嘱する。
- 6 第 1 項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 7 第 1 項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について、審議する。

- (1) 教育を中心とした全学的なFDの実施に関する事。
- (2) その他FDの実施に関し委員長が必要と認めた事項

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副機構長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を主宰する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第7条 委員会に、専門的事項を調査審議するため、専門委員会及びワーキンググループを置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第71号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月28日規則第95号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年12月27日規則第129号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 熊本大学教養教育機構運営委員会教養教育FD委員会細則(平成23年8月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成26年4月30日規則第59号)
この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第207号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 附 則(平成28年5月31日規則第334号)
- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。
 - 2 この規則施行後、最初に委嘱される第2条第1項第4号から第6号まで及び第8号の委員の任期は、同条第4項の規定に関わらず、平成30年3月31日までとする。
 - 3 この規則施行後、平成28年9月30日までの間における委員長は、第4条第2項の規定に関わらず、この規則施行の日の前日に委員長であった者とする。

附 則(平成29年3月31日規則第152号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日規則第147号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月26日規則第194号)
この規則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日規則第229号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月23日規則第129号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第97号)
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月25日規則第212号)
この規則は、令和6年4月25日から施行する。

令和7年3月3日

令和7年度 教育学部におけるキャリアガイダンスの実施方法及び教育・指導内容

教育学部は、「佐賀大学キャリアガイダンス実施方針（平成23年1月14日副学長決定）」に基づき、本学部の学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことを目的として、以下の実施方法及び教育・指導内容をもって、キャリアガイダンス（社会的・職業的自立に関する指導等）を実施する。

1. 実施方法

- ①本学部のキャリアガイダンスは、下表の段階ごとに正課教育と正課外教育及び指導に区分した教育・指導内容をもって実施する。
- ②学生・就職委員会は、キャリアガイダンスの教育・指導（下表）を計画・立案し実施する。
- ③教務委員会は、学生・就職委員会による審議依頼など必要に応じてキャリアガイダンスの教育・指導に参画する。
- ④教員又は教員組織は、担当する授業科目（群）の内容に応じたキャリアガイダンスを、授業中又は機会を設けて適宜実施する。

2. 教育・指導内容

段階	正課教育	正課外教育及び指導
I	○<u>大学入門科目</u> 高等学校までと異なる知識や教養の獲得法及び教職の意義を確認するため、 ①図書館の利用について ②スタディ（アカデミック）スキル ③キャリアガイダンス ④安全と衛生、人権に関する教育 ⑤話し合い学習 を実施する。 ○<u>情報基礎演習 I</u> ラーニングポートフォリオ（LP）、教職カルテ及び就職支援システム（JHS）の説明及び入力指導（入学時）を行う。	○<u>新入生オリエンテーション</u> 大学生生活の留意点及び教職の専門分野に関わる職種と就職の現状を説明する。学部全体で教員就職を支援している点についても触れる。 ○<u>チューター（教職チューターも兼務）による個人面談</u> 学生一人ひとりにチューター及び教職チューターを選任し、ラーニングポートフォリオ（LP）、教職カルテ及び就職支援システム（JHS）の入力状況を確認しながら毎学期個人面談を行い、必要に応じて教員間の情報共有を行う。

	○<u>教育実践フィールド演習Ⅰ</u> 教育現場の参観・子どもとの触れ合いを通じて教職に対する意識の向上を図るとともに、大学４年間の学修への見通しを持たせるため、 ①学部及び実習校での事前指導（子ども観察の方法・授業参観の視点、行政の教育方針の説明等） ②実習校での体験活動 ③学部及び実習校での事後指導（リフレクション、校長講話、学校観・子ども観・教師観の考察、成果と課題の協議と報告書作成等）を指導・実施する。 ○<u>介護等体験（１年次）</u> 教職に対する意識の向上を図る一環として佐賀大学教育学部附属特別支援学校における教育活動を体験させる。	○<u>教育学部同窓会（有朋会）主催の教員採用試験対策講座</u> 有朋会会員有志の協力を得ながら、教員採用試験対策の支援を行う。 ○<u>キャリア教育講話（１年次）</u> 附属小中学校教員によるキャリア教育講話を行う。
Ⅱ	○<u>教育実践フィールド演習Ⅱ（２年次）</u> 教科別課題指導・実地授業・事後指導を通じて、教育実践に関する技能（学習指導案の作成・教材教具の開発・模擬授業・省察の仕方等）を修得させる。 ○<u>教育原論（学校支援活動）（２年次）</u> 教育原論の授業において学校支援活動をさせ、レポートをまとめさせる。 ○<u>介護等体験（２年次）</u> 教職に対する意識の向上を図る一環として社会福祉施設における介護現場を体験させる。 ○<u>教育実践フィールド演習Ⅲ（３年次）</u> 教科別課題指導及び教育実習中の実地授業の実施を通じて、教育実践に関する技能（学習指導案の作成・教材教具の開発・模擬授業・省察の仕方等）を高めさせる。	○<u>チューター及び教職チューターによる個人面談</u> ラーニングポートフォリオ（LP）、教職カルテ及び就職支援システム（JHS）の入力状況を確認しながら毎学期個人面談を行い、必要に応じて教員間の情報共有を行う。 ○<u>キャリア教育講話（２年次）</u> 佐賀県教育委員会によるキャリア教育講話を行う。 ○<u>キャリアアップセミナー（３年次）</u> キャリアセンターと連携して、参加へ向けた広報を行う。 ○<u>教採対策支援（シーズンⅠ）</u> 学部主催の二次試験対策（面接・小論文）として、「教採対策支援：シーズンⅠ」を１２月から実施する。

	○<u>教育実習（３年次）</u> 小学校，中学校及び特別支援学校において教育実習を実施し，教育に関する知識・技術を，教育の現場で実際に用い，検証させる。	○<u>令和５年度教員採用試験実施要項説明会</u> 佐賀県教育委員会と連携し、令和５年度教員採用試験実施要項説明会を実施する。
Ⅲ	○<u>教職実践演習</u> 教員として必要な基礎的資質の形成について確認・評価するため， ①教職カルテに基づく個人面談により教職課程履修状況の確認 ②受講者の主体的取り組みによる，学級経営，児童・生徒理解，教科指導等に関する内容についてのロールプレイ（役割演技），事例研究，模擬授業等の企画・実施の指導 ③佐賀県教育委員会，佐賀市教育委員会の職員による講話を実施する。 ○<u>教育実習（４年次）</u> 幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校で教育実習を実施し，教育に関する知識・技術を，教育の現場で実際に用い，検証させる。	○<u>教採対策支援（シーズンⅡ・Ⅲ）</u> 教員採用試験二次試験対策（面接・小論文）として、学部主催の「教採対策支援：シーズンⅡ」を４月から，「教採対策支：シーズンⅢ」を一次試験後の８月に実施する。T e a m sや掲示等で、各自治体の採用試験の変更点の周知などを行う。 ○<u>チューター及び教職チューターによる個人面談</u> ラーニングポートフォリオ（L P），教職カルテ及び就職支援システム（J H S）の入力状況を確認しながら毎学期個人面談を行い，必要に応じて教員間の情報共有を行う。 ○<u>佐賀県内自治体の教育関係臨時職員の募集説明会</u> 教員採用試験再受験を目指す卒業予定者を対象として，佐賀県内自治体の教育関係臨時職員の募集説明会を教育委員会やキャリアセンターと連携して実施する。

注）１年次をステージⅠ，２～３年次をステージⅡ，４年次をステージⅢ に記載している。

熊本大学学士課程教育に期待される学修成果

学修成果1「豊かな教養」： 教養ある社会人に必要な文化・社会や自然・生命に関する一般的知識を身に付け、異なる思考様式を理解し、知を高めていく主体的な学習態度が備わっている。
学修成果2「確かな専門性」： 自らの専門分野の理論・概念や方法論に関する基本的知識を身に付け、当該分野の情報・データを活用し、課題解決のために応用できる。
学修成果3「創造的な知性」： 自分で課題を発見し、解決のために必要な調査・研究及び実践に個人やチームで取り組み、その成果を論理的に発表・討議する能力を持っている。
学修成果4「社会的な実践力」： 社会に対する幅広い関心を持ち、人々や社会との関わりの中で自分を見つめ、市民や職業人として必要なコミュニケーション能力、倫理観を身に付け、将来進むべき道を探求し、社会に貢献する意欲を持っている。
学修成果5「グローバルな視野」： 国際社会に積極的に参加するために必要な外国語運用能力と異なる価値観や文化に対する理解力を持ち、国際感覚を身に付けている。
学修成果6「情報通信技術の活用力」： 社会生活に求められる情報通信技術（ICT）を活用するために必要な知識・技能・倫理を身に付けている。
学修成果7「汎用的な知力」： あらゆる専門分野や社会生活の基盤として求められる読解力、文章表現力、数的処理能力を身に付けている。

2025 年度開講 熊本大学キャリア科目

キーワード	授業科目名	単位	授業テーマ	オーガナイザー	学期・ターム 曜日・時間	
					2T	水3
自分らしく 生きる	キャリア科目 63	1	キャリア入門	菅澤・川越	3T	水3
	キャリア科目 65	1	ダイバーシティの風を起こす	前田 ひとみ	4T	水3
社会の中で 生きる	キャリア科目 67	1	女性のライフコースとキャリア	八幡 彩子	4T	木4
	キャリア科目 17	2	学校を見つめる ～学校と関わる社会の構成員としての視点から～	八幡 彩子	後	水3
	キャリア科目 52	1	ボランティア論	高木 康衣	2T	月3
	キャリア科目 53	1	ボランティア実践	高木 康衣	集中※	
	キャリア科目 54	1	地方創生実践論1	金岡・鍋屋 伊藤・尾山	2T	水3
	キャリア科目 55	1	アントレプレナーシップ概論	猪俣 雄也	3T	金3
	キャリア科目 56	1	地方創生企業戦略論1	金岡・鍋屋 伊藤・尾山	2T	水4
	キャリア科目 57	1	地方創生企業戦略論2	金岡・鍋屋 伊藤・尾山	3T	水4
	キャリア科目 62	1	主権者になる。主権者として生きる。	藤頼 泰司	3T	水3
	キャリア科目 64	1	アントレプレナーシップ入門	猪俣 雄也	集中※	
	キャリア科目 66	1	アントレプレナーシップ実践	猪俣 雄也	4T	水3
	キャリア科目 68	1	『働くこと』を考える ～知っておきたいワークルール～	中内 哲	1T	月4

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
KCA1-027-99-0	2025後期	教養教育(B8003)	1	2	水曜3限
科目名(講義題目)			担当教員		
キャリア科目3(学校を見つめる ？学校と関わる社会の構成員としての視点から?)			八幡 彩子, 馬場 正文		
学修成果とその割合					
1.豊かな教養 ……20% 2.確かな専門性 ……15% 3.創造的な知性 ……15% 4.社会的な実践力 ……20% 5.グローバルな視野 ……10% 6.情報通信技術の活用力 ……10% 7.汎用的な知力 ……10%					
授業の形態	講義				
授業の方法	毎時間、レジュメをもとにして考える。				
授業の目的	この講義を通じてこの講義を通じて、学校の基盤となるのは「道徳教育」であることを再確認し、将来の教師や保護者や学校を取り巻く一員として、学校に関わっていく力を身に付けられるようキャリアアップについて考える。				
学修目標	【A水準】 授業内容を理解し、一地域人としての学校へのかかわり方を考えることで、自分のキャリアの積み重ねの目標を持つことができる。 【C水準】 授業内容を概ね理解し、一地域人としての学校へのかかわり方を考えることで、自分のキャリアの積み重ねようとする意欲を持つことができる。				
授業の概要	働き方改革と学校、保護者とののかかわり、社会との連携など、学校の現状を理解し、学校の児童生徒であった自分とこれからの自分の学校へのかかわりについて考えを深める。				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		学校とはどんなところだったのか	自分の学校時代の印象に残っていることから、人間形成に重要だったことは何だったのか、自分なりに振り返る。毎時間、講義内容の資料をMoodleにアップする。数時間ごとに講義の感想等を記入する課題を加え、Moodleに提出する。事後の学習については、教員志望の学生用、その他の学生用に読んでほしい書籍や資料等を明示する。		
2		"教師の立場から授業を考える 1～時間割をどう作るか～	カリキュラムを確実に実践していくための教師の準備と授業の実際。小学校の担任制と中学校の教科担任制を比較する。加えて、授業中の約束について考える。		
3		"教師の立場から授業を考える 2～道徳の時間に子供たちに何を話すか～	道徳教育を想定しながら、授業参画の視点から、授業参観について考える。授業への参加について考える。現場の教師に求められる能力について考える。		
4		教師の立場から授業を考える 3 ～隠れたカリキュラムとは何か～	生徒指導と道徳教育の視点から、授業を分析する。給食や掃除を分析する。部活動を分析する。		
5		児童生徒の理解 1～不登校の視点から～	専門機関、保護者、地域社会を巻き込んだ学校の不登校対策と身近な大人のできる不登校対策について考える。		
6		児童生徒の理解 2～いじめの視点から～	専門家や保護者を巻き込んだいじめ対策と学校の課題について理解し、自分が見聞きたいいじめについて今一度振り返る。また、子供の道徳性の発達といじめについて考える。		
7		児童生徒の理解 3～問題行動の視点から～	問題行動の事例から、未然防止としての教師、保護者、地域社会の大人のかかわり方を考える。		
8		危機管理 1～熊本地震の際の学校の初期対応～	熊本地震の際、学校は避難所となった事例から、地域との関係、保護者との関係、学校の拠点としての機能を考える。		
9		危機管理 2～体罰について考える～	なぜ体罰事案が起こってしまうのか、その原因と防止策を考える。		
10		"危機管理 3～働き方改革と学校～	学校は「ブラック」と言われるが本当にブラックか。どんなところをブラックと感じるのかを考える。		
11		学校の喫緊の課題 1～魔法の言葉「子供のため」～	学校任せにならずに、社会で子供を育てていくために必要なことは何か、具体的に考える。		
12		"学校の喫緊の課題 2～教師を希望する若者の減少～	教師を志す学生が減少してる現状から、教師のやりがい生き甲斐、ひいては働くことについて考える。		
13		キャリアアップ 1～キャリアを積み重ねていくとはどういうことか～	学校という組織の中での若手の在り方や、中堅の先輩となるためには学び続けることが必要であることなど、具体的に考え理解する。		
14		キャリアアップ 2～キャリアを積み重ねていくとはどういうことか～	自分の進路希望に沿って、自分はどのようにキャリアアップしていくかを考え、多くの学生とシェアする。		
15		自分のこれからのキャリアアップ	15時間の講義を振り返り、自らの考えが変わった点や新しく持った考え方や生き方などについてまとめる。		
授業外学修時間の目安	本科目は、90時間の学修が必要な内容で構成されている。授業は30時間分(2h×15コマ)となるため、60時間分相当の事前・事後学修(課題等含む)が、授業の理解を深めるために必要となる。				
テキスト	毎時間、資料・プリントを作成し配布する。				
参考文献	学習指導要領と解説 特別活動研究・道徳教育(月刊誌) 日本教育新聞				
履修条件	教員志望または学校教育に興味のある学生				
評価方法・基準	担当教員が指示するレポート・各講義での評価40% 最終レポート60%				
使用言語	「日本語」による授業(スライドを使用した講義形式の授業)				
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト(スライドを使用した講義形式の授業。)				

実務経験を 活かした授業	該当 (熊本県の公立学校及び教育委員会に長く勤務した経験を持つ講師が、現場での実務経験を活かして、社会人としての学校との関わり方について講義します。そして、自分の生き方について考えてもらいます。)
-------------------------	---

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
EEZ1-510-42-0	2025通年	教育学部(00210)	1	2	他
科目名(講義題目)			担当教員		
教職実践基礎セミナー(教職実践基礎セミナー)			ハッ塚 一郎, 吉井 貴寿, 藤瀬 泰司, 井福 裕俊, 松瀬 恵司, 田口 浩継, 八幡 英幸, 八幡 彩子, 山本 耕三, 高崎 文子, 菅野 一徳, 中原 雅彦, 中尾 健一郎, 赤木 恭子, 北川 雅浩, 大塚 芳生, 岡崎 伸一		
学修成果とその割合					
1.豊かな教養 ……20% 2.確かな専門性 ……40% 3.創造的な知性 ……10% 4.社会的な実践力 ……30%					
授業の形態	演習				
授業の方法	教員として求められる4つの事項を踏まえ、小学校や中学校等での体験活動と大学内外での体験に基づく省察による往還サイクルによる学習を通して行う。				
授業の目的	教員として求められる4つの事項「①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、②社会性や対人関係能力に関する事項、③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項、④教科・保育内容等の指導力に関する事項」を踏まえ、実践的指導力を有する教員としての自覚と基礎的な資質を育成する。				
学修目標	【A水準】 前期：学校・教育現場の観察・体験を通して、現在の学校や教育現場の実態、児童生徒像について理解を深める。 後期：学校・教育現場の観察・体験を通して、現在の学校や教育現場の実態、児童生徒像について理解を深める。さらに、1年間の演習を総括して学校体験を多面的に省察し、教育学部における自らの学びに関する課題を明確化する。 【C水準】 合否判定のためA水準に記載した内容が学習目標の基準となる。 前期：学校・教育現場の観察・体験を通して、現在の学校や教育現場の実態、児童生徒像について理解を深める。 後期：学校・教育現場の観察・体験を通して、現在の学校や教育現場の実態、児童生徒像について理解を深める。さらに、1年間の演習を総括して学校体験を多面的に省察し、教育学部における自らの学びに関する課題を明確化する。				
授業の概要	オリエンテーションや講義、実践的体験活動を通して、教師に求められる資質・能力や学校教育における教師の役割などについて思考する。				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		オリエンテーション	授業の概要および所属グループとグループ担当教員の確認		
2		グループごとの活動（1）	各グループで日時、場所、内容を決めて実施		
3		体験活動ガイダンス	学校体験活動における学び／その他の体験活動における学び／履修のガイダンス		
4		グループごとの活動（2）	各グループで日時、場所、内容を決めて実施		
5		学校体験活動Ⅰの事前指導	学校体験活動Ⅰの目的／体験活動の心構え・ルール／体験活動における学びの意義		
6		学校体験活動Ⅰ	小・中学校における学校体験と省察		
7		学校体験活動Ⅰ	小・中学校における学校体験と省察		
8		グループごとの活動（3）	各グループで日時、場所、内容を決めて実施（学びのポートフォリオの記入ほか）		
9		その他の体験活動	熊本大学教育学部体育祭や熊本県教育委員会から講師を迎えてのICT教育講話／人権教育講話など、その他の体験活動に参加		
10		グループごとの活動（4）	各グループで日時、場所、内容を決めて実施		
11		グループごとの活動（5）	各グループで日時、場所、内容を決めて実施		
12		学校体験活動Ⅱの事前指導	学校体験活動Ⅱの目的／体験活動の心構え・ルール／体験活動における学びの意義		
13		学校体験活動Ⅱ	小・中学校における学校体験と省察		
14		学校体験活動Ⅱ	小・中学校における学校体験と省察		
15		総括と振り返り	教職実践基礎セミナーの振り返りと総括／レポート作成		
授業外学修時間の目安	本演習は90時間の学修が必要な内容で構成されている。授業は30時間分（2h×15コマ）となるため、60時間分相当の事前・事後学修（課題等含む）が、授業の理解を深めるために必要となる。各クラス担任から提示された演習や体験活動の振り返りに取り組むこと。				
テキスト	共通するテキストは特に指定しないが、担当教員によってはグループ活動用のテキストを指定することがある。また、必要に応じて資料を配布するとともに、重要な配付資料については後日、Moodle上でも提供する。				
参考文献	特になし。				
履修条件	児童・生徒と関わる「学校体験活動」および「その他の体験活動」への参加が必須となる（5ポイント以上を取得）。学校体験活動は、黒髪小学校、桜山中学校を中心に9月と2月に実施する。その他の体験活動については、対象となる活動を適宜掲示するので、事前申込みを行うとともに、参加後は参加したこと証明書各学校や主催者から発行してもらう。体験活動における服装や髪型を含む身なり身だしなみは、教育実習のルールに準ずる。体験活動の前に必ずグループの担当教員と詳細な打ち合わせを完了していること。				
評価方法・基準	体験活動への参加により5ポイント以上を取得しなければならない。また、自己の目標、課題を達成することができたかを、レポートや体験活動への参加状況・態度等で総合的に判断し、「合・否」により評価する。				
使用言語	「日本語」による授業				
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト				

実務経験を 活かした授業	非該当
-----------------	-----

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
EEZ2-500-42-0	2025後期	教育学部(00190)	2, 3, 4	2	他
科目名(講義題目)			担当教員		
教育実践研究指導法演習(フレンドシップ事業)			黒山 竜太, 古賀 竣也		
学修成果とその割合					
1.豊かな教養 ……10% 2.確かな専門性 ……20% 3.創造的な知性 ……10% 4.社会的な実践力 ……40% 6.情報通信技術の活用力 ……10% 7.汎用的な知力 ……10%					
授業の形態	その他				
授業の方法	大学外での体験活動と大学内での体験に基づく省察による往還サイクルによるアクティブラーニング				
授業の目的	種々の体験活動等を通して、子どもたちとふれあい、子どもの気持ちや行動を理解し、実践的指導力の基礎を身につけることができる。				
学修目標	【A水準】 体験学習の次の5つの目標を概ね達成できた。 (1)体験したことをもとに、子どもとかかわる活動を見直し修正できるような「学び」に高めること。 (2)子どもとかかわる活動において、子どもをどう見るかという「子どもを眼る眼」を高めること。 (3)子どもに対する見方・考え方・経験則などの「子ども理解」にかかわる中身・内容を質的に高めること。 (4)子どもに対する愛情に支えられた「温かい子ども理解」ができるようになること。 (5)さらに、体験的活動等を通して体得した実践的な知識や技術を、教育実習等で活かしたり教育に関する専門的知識や技術と統合したりして、教員としての実践的指導力の基礎を身につける。 【C水準】 体験学習の次の5つの目標のうち3つの目標を概ね達成できた。 (1)体験したことをもとに、子どもとかかわる活動を見直し修正できるような「学び」に高めること。 (2)子どもとかかわる活動において、子どもをどう見るかという「子どもを眼る眼」を高めること。 (3)子どもに対する見方・考え方・経験則などの「子ども理解」にかかわる中身・内容を質的に高めること。 (4)子どもに対する愛情に支えられた「温かい子ども理解」ができるようになること。 (5)さらに、体験的活動等を通して体得した実践的な知識や技術を、教育実習等で活かしたり教育に関する専門的知識や技術と統合したりして、教員としての実践的指導力の基礎を身につける。				
授業の概要	教育学部学生がボランティアとして、熊本市内の公民館、熊本市教育委員会生涯学習課、熊本県生涯学習推進センター等と連携・協力しながら、子どもとかかわる種々の体験的活動等を自主的・主体的に企画・実施し、体験的活動等を通して、主として公立小・中学校の子どもたちと触れ合い、子どもの気持ちや行動を理解できるようになる。				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		1 オリエンテーション (1時間) 2 子どもとかかわる体験とそれに基づく省察 (26時間以上) 3 レポート (2時間) 4 その他の活動(2時間以上)	1 履修説明会 2 ー(1)大学外での体験活動 (16時間以上) 1)子どもと直接かわる活動 2)活動の企画・実施・振り返り・報告 2 ー(2)体験に基づく省察 (10時間以上) 1)子どもとかかわる活動の振り返り 2)シンポジウムでの報告とまとめ 3 課題 「子どもの行動やその裏側にある気持ちについて理解できたこと」 4 連携協力機関関係者との打合せ、報告書の作成・編集ほか		
授業外学修時間の目安		(その他の体験活動で2単位のもの) 本科目は、次の4つの活動からなり、90時間の学修が必要な内容で構成されている。 (1)土曜・日曜・祝日のうち、市内公民館他で子どもと実際にかかわる活動に最低2日参加すること。 (2)水曜日6限18:00～20:00に、教育学部で子どもとかかわる活動の企画と活動後の振り返り・報告までの一連の流れを最低2回体験すること。 (3)3月上旬の1日、教育学部で体験報告と課題討議を行う学生自主企画シンポジウムに参加すること。 (4)その他、必要に応じて授業時間外に週1回程度、教育学部内で学生間での打合せと諸連絡を行うこと。			
テキスト		『熊本大学教育学部フレンドシップ事業実施成果報告書』（平成9年度～前年度）より子ども理解に関するエピソードや課題等を抜粋し、必要に応じて随時教材・資料として活用する。			
参考文献		『熊本大学教育学部フレンドシップ事業実施・成果報告書』（平成9年度～前年度）			
履修条件		オリエンテーションを後期のはじめに行うので、掲示等の情報に注意すること。また、保険（財団法人スポーツ安全協会）への加入を義務づける。履修状の留意点は次のとおり。 (1)土曜・日曜・祝日のうち、市内公民館他で子どもと実際にかかわる活動に最低2日参加すること。 (2)水曜日6限18:00～20:00に、教育学部で子どもとかかわる活動の企画と活動後の振り返り・報告までの一連の流れを最低2回体験すること。 (3)3月上旬の1日、教育学部で体験報告と課題討議を行う学生自主企画シンポジウムに参加すること。 (4)その他、必要に応じて授業時間外に週1回程度、教育学部内で学生間での打合せと諸連絡を行うこと。			
評価方法・基準		(1)体験活動状況とレポートにより評価する。 (2)体験活動状況の評価は、(1)大学外での体験活動（最低16時間）と(2)大学内での体験に基づく省察（最低10時間）をもとに、合計時間数が「26時間以上＝合格」とする。 (3)レポート課題による評価は、「S＝体験した具体的なエピソードをもとに、子どもから学んだことと次の活動で活かされたことの記述がある」「A＝体験した具体的なエピソードをもとに、子どもから学んだことの記述がある」「B＝体験した具体的なエピソードの記述がある」「C＝体験した具体的なエピソード、子どもから学んだこと、次の活動で活かされたことの記述がない」「x＝未提出」の基準により評価する。			
使用言語		「日本語」による授業			
教科書・資料の言語		「日本語」のテキスト			
実務経験を活かした授業		該当（熊本市内の公民館との連携協力により、子どもとかかわる体験活動を社会教育主事の指導助言のもとで実施する。）			

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
EEZ3-505-41-0	2025前期	教育学部(00200)	3	2	他
科目名(講義題目)			担当教員		
教育臨床体験演習(教育臨床体験演習)			藤中 隆久, 黒山 竜太		
学修成果とその割合					
3.創造的な知性 ……50% 4.社会的な実践力 ……50%					
授業の形態	実習及び実技				
授業の方法	対面授業及びその他の方法				
授業の目的	教育相談や生徒指導に関連して、現代の教育現場における様々な課題の中でもクローズアップされている不登校の児童・生徒の理解と支援に関して体験的に実態を学び、教師としての資質向上を図る。具体的には熊本市との連携事業として行っているユア・フレンド事業での研修と体験活動を通して、教育相談や生徒指導に関しての児童生徒の理解と知識・技能の習得を深める。				
学修目標	【A水準】 教育相談や生徒指導に関連して、現代の教育現場における様々な課題の中でもクローズアップされている不登校の児童・生徒の理解と支援に関して体験的に実態を学び、教師としての資質向上を図る。具体的には熊本市との連携事業として行っているユア・フレンド事業での研修と体験活動を通して、教育相談や生徒指導に関しての児童生徒の理解と知識・技能の習得を深める。 【C水準】 教育相談や生徒指導に関連して、現代の教育現場における様々な課題の中でもクローズアップされている不登校の児童・生徒の理解と支援に関して体験的に実態を学び、教師としての最低限の資質向上を図る。具体的には熊本市との連携事業として行っているユア・フレンド事業での研修と体験活動を通して、教育相談や生徒指導に関しての最低限の児童生徒の理解と知識・技能の習得を深める。				
授業の概要	熊本市教育委員会と『教育学部が連携しておこなっているユア・フレンド事業の体験活動と活動のまとめを通して得られた体験的知識の習得につとめる。				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		活動内容の確認	1. ユア・フレンド登録時の事前研修 (1.5コマ) ユア・フレンド事業の概要、不登校児の理解と支援法についての概論を学ぶ。		
2		活動体験 1	2. 過去2年間の意見交換会等の研修会への出席 (前期は9月末頃、後期は1月末頃実施) 各1.5コマ×4回 計6コマ プライバシーの保護に留意しながら、各人の体験したことや得たことを小集団討議を行いながら情報交換し、共有知識や技能を深める。		
3		活動体験 2	3. 活動体験とその記録 (6コマ相当) 実際の活動については、その都度概要や1ヶ月ごとに日時や頻度等について、プライバシー保護に注意しながら所定の様式に基づいて活動記録を作成する。		
4		活動体験 3	4. レポート提出 (1.5コマ) 注： 1.は1年目のみ、 2.と 3.は1,2年目実施で各6コマ、 4.は2年目に実施		
5		活動体験 4	活動体験を重ね、学びを深める		
6		活動体験 5	活動体験を重ね、学びを深める		
7		活動体験 6	活動体験を重ね、学びを深める		
8		活動体験 7	活動体験を重ね、学びを深める		
9		活動体験 8	活動体験を重ね、学びを深める		
10		活動体験 9	活動体験を重ね、学びを深める		
11		活動体験 1 0	活動体験を重ね、学びを深める		
12		活動体験のまとめ 1	活動体験をレポートにまとめる		
13		活動体験のまとめ 2	活動体験をレポートにまとめる		
14		活動体験のまとめ 3	活動体験をレポートにまとめる		
15		活動体験のまとめ 4	活動体験をレポートにまとめる		
授業外学修時間の目安	本科目は、90時間の学修が必要な内容で構成されている。授業は30時間分となるため、60時間分相当の事前・事後学修 (課題等含む) が、授業の理解を深めるために必要となる。				
テキスト	ユア・フレンド事業手引書 他				
参考文献	河合隼雄編著「不登校」金剛出版。東山紘久・藪添龍一著「学校カウンセリングの実際」創元社。等 H14.7.29 中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/001/020702a.htm) H15.4.11 不登校問題に関する調査研究協力者会議報告「今後の不登校への対応のあり方について (報告)」 (http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2003/03041134.htm)				
履修条件	教育学部 3 年生以上でユア・フレンド事業に2年以上携わっている学生				
評価方法・基準	ユア・フレンド活動体験の評価は、2年間以上の活動の積み上げ方式で、履修登録は認定を希望する 3 年次か 4 年次の 4 月に行う。 評価については授業内容の 1.～ 2.に関するレポートや活動状況、 3.に関するユア・フレンド活動記録簿の作成提出状況、及び 4.最終レポート等を基に累加的・総合的に評価する。				
使用言語	「日本語」による授業				
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト				
実務経験を活かした授業	非該当				

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
EEZ3-600-42-0	2025第4ターム	教育学部(00220)	3	1	火曜3限
科目名(講義題目)			担当教員		
初等教育課題探究(初等教育における諸課題の探究)			藤井 美保, 跡上 史郎, 村田 貴広, 松瀬 憲司, 八幡 英幸, 春田 直紀, 田邊 力, 高崎 文子, 粉原 幸二, 中迫 由実, 今井 伸和, 苫野 一徳, 高岸 幸弘, 本吉 大介, 山下 真里, 波多江 俊介		
学修成果とその割合					
1.豊かな教養 ……15% 2.確かな専門性 ……30% 3.創造的な知性 ……15% 4.社会的な実践力 ……15% 6.情報通信技術の活用力 ……10% 7.汎用的な知力 ……15%					
授業の形態	講義・演習				
授業の方法	グループ学習（グループでの調査やプレゼンテーション、ディスカッション等）を基本とする				
授業の目的	現代的教育課題や学級経営をめぐる多様なテーマの中から一つを選択し、教科・領域横断的あるいは総合的に学ぶとともに探究的態度や方法を修得することを目的とする。				
学修目標	【A水準】 1. 現代的教育課題や学級経営などをめぐるテーマについて、深く理解している 2. グループで協力・協働しながら自律的に学びを深めることができる 3. グループでの学習結果を効果的にプレゼンテーションすることができる 4. グループあるいはクラス全体での討論において積極的に発言し建設的な議論ができる 【C水準】 1. 現代的教育課題や学級経営などをめぐるテーマについて、最低限の理解ができている 2. グループで協力・協働しながら学ぶことができる 3. グループでの学習結果をそれなりにプレゼンテーションすることができる 4. グループあるいはクラス全体での討論に参加し発言できる				
授業の概要	3年次前期までの学修を基礎として、また教育実習での経験と学びをふまえて自己の課題意識をもとに授業テーマを（各担当教員が独自に設定したテーマの中から）選択する。グループでの調査やプレゼンテーション、ディスカッションなどを通じて、テーマについての深い理解と探究的態度や方法を獲得する。				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		オリエンテーション	授業の概要と履修上の注意など		
2		グループでの調査	グループごとに文献調査や現地調査を行うなど		
3		調査結果の検討	調査結果をグループで検討し、発表の方向性を決めるなど		
4		発表の準備	グループごとに発表の準備をするなど		
5		グループごとの発表と討論(1)	学習結果のプレゼンテーションと討論など		
6		グループごとの発表と討論(2)	学習結果のプレゼンテーションと討論など		
7		グループごとの発表と討論(3)	学習結果のプレゼンテーションと討論など		
8		授業のまとめ	全体のふりかえりと学びの共有など		
授業外学修時間の目安	本科目は1単位科目であり、全体で45時間分の学修が必要である。授業では15時間分の学修を行い、残り30時間分は授業時間外に個人別あるいはグループ単位で学修を行う。				
テキスト	各クラスごとに担当教員が指示する				
参考文献	各クラスごとに担当教員が紹介する				
履修条件	小学校専攻の必修科目であるが、教科教育専攻及び特別支援教育コースの学生も希望者は履修することができる。ただし、小学校専攻の学生が優先されるので、希望するテーマを履修できるとは限らない。小学校専攻の学生は、4月の履修登録期間に必ず履修登録をすること。教科専攻及び特別支援教育コースの学生は、後期履修登録・修正期間に登録すること。				
評価方法・基準	授業中のグループ活動への貢献度、プレゼンテーションの完成度、討論における積極的な発言などを総合的に評価する。				
使用言語	「日本語」による授業				
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト(クラスによっては英語文献等を使用する可能性もある)				
実務経験を活かした授業	非該当				

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
EEZ3-605-42-0	2025第2ターム	教育学部(00230)	3	1	金曜5限
科目名(講義題目)			担当教員		
小学校教科指導探究（国語）(教育実習に向けた小学校国語科の授業開発・実践力向上)			北川 雅浩, 仁野平 智明		
学修成果とその割合					
2.確かな専門性 ……50% 3.創造的な知性 ……30% 4.社会的な実践力 ……10% 6.情報通信技術の活用力 ……10%					
授業の形態	演習				
授業の方法	授業内で演習に取り組む				
授業の目的	これまでの講義等で学修してきたことを総合して授業づくりに取り組み、教育実習に向けて小学校国語科の授業開発・実践力向上を図る				
学修目標	【A水準】 ・育成すべき資質・能力を意識しながら、先行研究等も活用し、教材研究を深めることができる。 ・児童の発達段階等の実態を考慮した指導を考案し、模擬授業等を実施することができる。 ・積極的に検討会に参加し、国語科教育の理論に基づいた趣旨の発言をするとともに、自身の実践力向上に活かそうとすることができる。 【C水準】 ・育成すべき資質・能力を意識しながら、教材研究に取り組むことができる。 ・担当する教材に関しての指導案を考案し、模擬授業等を実施することができる。 ・検討会で自身の気づきや考えを述べ、実践力向上に活かそうとすることができる。				
授業の概要	具体的な教材の分析や指導方法の開発・検討を行い、小学校国語科の授業づくりについて実際の授業実践に向けた応用に取り組む				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		オリエンテーション	本科目の概要を理解する。担当の学年や教材を確認し、グルーピングする。		
2		教科書教材の分析と教材研究	単元を通して身に付けたい力や達成した姿を想定しながら、教材研究を実施する。		
3		単元計画の協議	児童のつまずきや学びのつながりを考慮し、単元の学習過程を計画する。		
4		本時案の検討①	作成してきた指導案をグループで検討しあい、模擬授業に向けた改善点を導出する。		
5		本時案の検討②	作成してきた指導案をグループで検討しあい、模擬授業に向けた改善点を導出する。		
6		指導案の協議とブラッシュアップ	作成してきた指導案をグループで検討しあい、模擬授業に向けた改善点を導出する。		
7		模擬授業と検討会①	作成した指導案に基づき模擬授業を実施し、改善を求めて検討する。		
8		模擬授業と検討会②	作成した指導案に基づき模擬授業を実施し、改善を求めて検討する。		
授業外学修時間の目安	本科目は、1単位科目であるため、全体で45時間分の学修が必要な内容で構成されている。授業時間外の学修については、模擬授業の立案・準備等に各自で用いること。				
テキスト	小学校学習指導要領解説 国語編				
参考文献	授業内で紹介する				
履修条件	「小学校教科指導探究」で国語科に配当された者				
評価方法・基準	授業への参加態度、作成した指導案及び模擬授業等を総合的に判断して評価する。評価配分は、授業への参加態度50%、作成した指導案及び模擬授業等50%とする。				
使用言語	「日本語」による授業				
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト				
実務経験を活かした授業	該当(学校現場における教員経験がある者が、その経験を活かして、指導案作成や授業実施の方法等を指導する。)				

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
EEZ3-700-42-0	2025第1ターム	教育学部(00285)	3	1	金曜3限
科目名(講義題目)			担当教員		
実技系教科指導探究Ⅰ(探究科目(実技系実践活動))			田口 浩継, 八幡 彩子		
学修成果とその割合					
1.豊かな教養 ……10% 2.確かな専門性 ……20% 3.創造的な知性 ……20% 4.社会的な実践力 ……20% 5.グローバルな視野 ……10% 6.情報通信技術の活用力 ……10% 7.汎用的な知力 ……10%					
授業の形態	講義・演習				
授業の方法	対面授業				
授業の目的	現代社会は、少子高齢化や多文化共生、地球規模での環境問題や貧困問題、大規模災害・感染症への対応等、特定の分野を超えたさまざまな課題に直面している。これからの教育には、こうした新しい問題の解決に粘り強く取り組む問題解決力の育成が求められる。本授業では、地域が直面している課題を取り上げ、問題解決に資するプロジェクトの展開を通して、問題解決力とプロジェクトの構築・指導力の育成をめざす。				
学修目標	【A水準】 各グループで協力して、地域の課題解決に資するプロジェクトの立案・実施・効果の検証等に取り組み、地域の課題解決に向けた提案ができる。また、一連の活動を通して、プロジェクトの構築過程を理解する。 【C水準】 グループで協力して、プロジェクトの立案ができる。				
授業の概要	地球規模での環境問題、大規模災害、少子高齢化、バリアフリー、多文化共生、SDGsなど、熊本県・市が優先課題として取り組んでいるテーマをグループごとに1つ設定し、問題に資するプロジェクトの立案・実施・効果の検証等に取り組む。				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		授業解説・プロジェクトテーマ①の設定	本授業の解説とグループ分け、探究活動の概要、プロジェクトテーマ①の設定		
2		実施計画の立案・実行	プロジェクト①の実施計画の立案・実行		
3		プロジェクト①のまとめ	プレゼンテーションソフトを活用した実践のまとめ		
4		プロジェクト①の発表会	プロジェクトテーマ①について、グループごとでの発表と振り返り		
5		プロジェクトテーマ②の問題設定を考える	熊本市の生活問題について知る		
6		プロジェクト②の課題設定と計画立案	グループごとに、課題を設定し、現地調査等の計画を立てる		
7		プロジェクト②の実行	グループごとに、まちあるきなど現地調査を実行し、発表準備に取り組む。		
8		発表会とまとめ	各グループでの発表と振り返り・評価		
授業外学修時間の目安	・本科目は、45時間の学修が必要な内容で構成されている。授業は16時間分(2h×8コマ)となるため、29時間分相当の事前・事後学修(課題等含む)が、授業の理解を深めるために必要となる。				
テキスト	利用しない				
参考文献	利用しない				
履修条件	特になし				
評価方法・基準	探究活動への意欲・問題解決への取組(50%)、プロジェクトの発表内容(50%)をもって評価する。プロジェクトの評価基準については授業冒頭で周知する。				
使用言語	「日本語」による授業				
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト				
実務経験を活かした授業	非該当				

○熊本大学進路支援委員会規則

(平成16年4月1日規則第127号)

改正	平成17年3月31日規則第100号	平成17年7月12日規則第116号
	平成22年9月30日規則第215号	平成24年12月27日規則第127号
	平成28年3月31日規則第205号	平成30年3月22日規則第77号
	平成31年3月29日規則第99号	令和6年3月27日規則第95号
	令和6年4月25日規則第211号	

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学大学教育統括管理運営機構規則（平成28年5月26日制定）第20条第2項の規定に基づき、熊本大学進路支援委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学教育統括管理運営機構長（以下「機構長」という。）
- (2) 文学部、法学部及び大学院社会文化科学教育部の学生の就職に関する委員会(当該委員会を置かない学部等にあつては、就職に関する担当教員。次号から第5号までにおいて同じ。)から選出された者 3人
- (3) 教育学部及び大学院教育学研究科の学生の就職に関する委員会から選出された者 1人
- (4) 理学部、工学部、情報融合学環及び大学院自然科学教育部の学生の就職に関する委員会から選出された者 2人
- (5) 医学部、薬学部、大学院医学教育部、大学院保健学教育部及び大学院薬学教育部の学生の就職に関する委員会から選出された者 3人
- (6) 大学教育統括管理運営機構の専任教員のうちから選出された者 1人
- (7) 学生支援部長
- (8) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号から第6号まで及び第8号の委員は、機構長が委嘱する。

3 第1項第2号から第6号まで及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第2号から第6号まで及び第8号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の就職支援に関すること。
- (2) 学生の進路相談に関すること。
- (3) その他進路支援に関し委員長が必要と認めた事項
(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第7条 委員会に、専門委員会、部会及びワーキンググループを置くことができる。

2 専門委員会、部会及びワーキンググループに関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生支援部就職支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 熊本大学医療技術短期大学部が存続する間は、第1条中「(以下「本学」という。)」を「(熊本大学医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。)」として、この規則を適用する。

3 熊本大学医療技術短期大学部が存続する間は、第2条第1項第2号の規定にかかわらず、熊本大学医療技術短期大学部の就職に関する担当教員1人を同号の委員として加えるものとする。

附 則(平成17年3月31日規則第100号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月12日規則第116号)

この規則は、平成17年7月12日から施行する。

附 則(平成22年9月30日規則第215号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月27日規則第127号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第205号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日規則第77号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第99号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第95号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月25日規則第211号)

この規則は、令和6年4月25日から施行する。

未来の自分に つなぐための 就活を
ここから始めよう！

熊本大学

就活サポートガイド

Job Hunting Support Guide

Kumamoto University

熊本大学 学生支援部 就職支援課

就職支援オフィスは、就職活動のサポートを行うための窓口です。就職活動の進捗状況や、就職活動の悩みなど、お気軽にご相談ください。

就職支援オフィスは、就職活動のサポートを行うための窓口です。就職活動の進捗状況や、就職活動の悩みなど、お気軽にご相談ください。

就職活動は、単なる内定を取るための活動ではありません。これまでに学んできたこと、経験、体験などを、就職活動に活かすことが大切です。

就職活動は、単なる内定を取るための活動ではありません。これまでに学んできたこと、経験、体験などを、就職活動に活かすことが大切です。

就職活動は、単なる内定を取るための活動ではありません。これまでに学んできたこと、経験、体験などを、就職活動に活かすことが大切です。

就職活動は、単なる内定を取るための活動ではありません。これまでに学んできたこと、経験、体験などを、就職活動に活かすことが大切です。

就活サポートガイド

就職支援オフィスは、就職活動のサポートを行うための窓口です。就職活動の進捗状況や、就職活動の悩みなど、お気軽にご相談ください。

東京オフィス

（平日 10:00～17:00）

※状況により利用可能と異なります。

熊本大学

〒860-0011 熊本県熊本市中央区下町2-1-4

Tel. 096-342-2140 Fax 096-342-2140

URL: <http://www.kumamoto-u.ac.jp>

E-mail: kyo-office@jmu.kumamoto-u.ac.jp

就職支援オフィス利用時間

毎週月曜日～金曜日
（祝日・夏季休暇・年末年始を除く）
8:30～17:15

就職支援オフィス

（13:00～17:00）
（13:00～17:00）
（13:00～17:00）

就職支援オフィス

（13:00～17:00）
（13:00～17:00）
（13:00～17:00）

就職支援オフィス

（13:00～17:00）
（13:00～17:00）
（13:00～17:00）

就職支援オフィス

（13:00～17:00）
（13:00～17:00）
（13:00～17:00）

就職支援オフィス

（13:00～17:00）
（13:00～17:00）
（13:00～17:00）

キャリア支援サイト案内

就職支援サイトは、就職活動のサポートを行うための窓口です。就職活動の進捗状況や、就職活動の悩みなど、お気軽にご相談ください。

就職支援サイト

（13:00～17:00）
（13:00～17:00）
（13:00～17:00）

就職支援サイト

（13:00～17:00）
（13:00～17:00）
（13:00～17:00）

就職支援サイト

（13:00～17:00）
（13:00～17:00）
（13:00～17:00）

就職支援サイト

（13:00～17:00）
（13:00～17:00）
（13:00～17:00）

就職支援サイト

（13:00～17:00）
（13:00～17:00）
（13:00～17:00）

就職支援サイト

（13:00～17:00）
（13:00～17:00）
（13:00～17:00）

就職支援サイト

（13:00～17:00）
（13:00～17:00）
（13:00～17:00）

就職支援サイト

（13:00～17:00）
（13:00～17:00）
（13:00～17:00）

熊大就活ナビ KUPA★NAVIで効率的な就職活動!!

[illegible][illegible]

○熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター規則

(令和4年2月24日規則第15号)

改正 令和6年2月6日規則第12号 令和6年3月27日規則第140号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第8条の5第3項の規定に基づき、熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、熊本大学(以下「本学」という。)における教職課程の充実及び質の向上を推進するとともに、熊本県内の教育行政組織、教職課程を置く他大学等(以下「関係機関」という。)との連携を強化することにより、地域における初等中等教育の発展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教職課程の全学的運営方針の立案及び内部質保証に関すること。
- (2) 教職課程のカリキュラム編成方針の策定に関すること。
- (3) 関係機関との連携に関すること。
- (4) 教職実践科目の計画及び運営に関すること。
- (5) 学校教員への就職に関する指導その他の教職指導の計画及び運営に関すること。
- (6) 学校教員の資質及び能力の向上の支援に関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(部門)

第4条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) 教職企画調整部門
- (2) 教員養成部門
- (3) 地域連携・教職支援部門

(職員)

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 併任教員
- (4) その他必要な職員

(センター長)

第6条 センター長は、大学教育統括管理運営機構長(以下「機構長」という。)をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

(副センター長)

第7条 副センター長は、教育学部副学部長から機構長が指名する者及び大学教育統括管理運営機構(以下「機構」という。)の専任の教員から機構長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

3 副センター長(機構の専任の教員である者に限る。次項において同じ。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 副センター長に欠員が生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(併任教員)

第8条 併任教員は、本学の専任の教員であつて、教職課程において教育を担当するものから、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

(部門長)

第9条 各部門に部門長を置き、併任教員から機構長が指名する者をもって充てる。

2 部門長は、部門の業務を総括する。

(管理運営)

第10条 センターの管理運営は、大学教育統括管理運営機構教育管理委員会において行う。

(教職運営委員会)

第11条 センターに、教職課程に関する実務的事項を審議するため、教職運営委員会を置く。

2 教職運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第12条 部門に、専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 センターの事務は、教職課程を置く学部若しくは学環又は大学院研究科若しくは大学院教育部の事務をつかさどる各課の協力を得て、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月6日規則第12号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第140号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター地域連携・教職支援部門専門委員会細則

(令和6年2月6日細則第5号)

(趣旨)

第1条 この細則は、熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター規則（令和4年2月24日制定）第12条第2項の規定に基づき、熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター地域連携・教職支援部門専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 地域連携・教職支援部門長
- (2) 文学部及び理学部から選出された教員 各2人
- (3) 工学部又は情報融合学環から選出された教員 2人
- (4) 教育学部厚生・就職委員会委員長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号、第3号及び第5号の委員は、大学教育統括管理運営機構長が委嘱する。

3 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第2号、第3号及び第5号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 専門委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職への就職に係る関係機関との連携に関すること。
- (2) 教職指導の計画及び運営に関すること。
- (3) その他地域連携及び教職支援に関し必要な事項

(委員長)

第4条 専門委員会に、委員長を置き、地域連携・教職支援部門長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を専門委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、議事の内容を教職運営委員会に報告するものとする。

(事務)

第8条 専門委員会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。